



CPRC

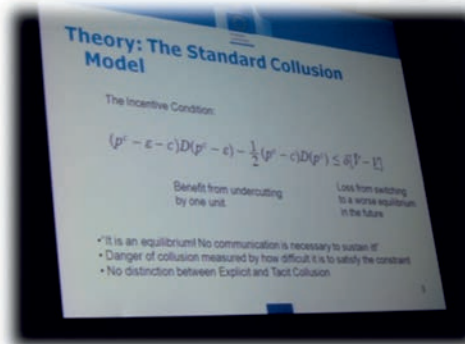
Competition Policy Research Center
Japan Fair Trade Commission

10年の歩みと今後の課題
公正取引委員会
競争政策研究センター

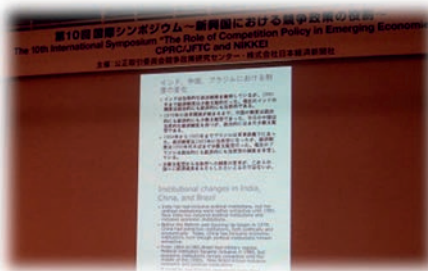
10th Anniversary

CPRC

Competition Policy Research Center



10年の歩みと 今後の課題





第9回 国際シンポジウム
「カルテル・談合の経済分析と競争禁止法」
The 9th International Symposium
Economic Studies of Cartels and
Bid-Rigging, and the Competition Law
CPRC (JPRC and NKKI)

主催 公正取引委員会競争政策研究センター 後援 日本経済団体連合会

—プログラム— Agenda

13:30~13:40	オープニング Opening Session
13:40~15:30	基調講演 Keynote Speeches
15:30~15:50	休憩 Break
15:50~16:50	パネル・ディスカッション Panel Discussion
17:20	クロージング Closing Session



Contents

- ☆委員長 巻頭言
- ☆現所長及び歴代所長 御挨拶
- ☆CPRC メンバー紹介
- ☆CPRC 関係者からのメッセージ
- ☆テーマ別の今後の研究課題と主な過去の研究成果

「企業結合」

「カルテル・談合」

「単独行為規制」

「知的所有権と競争政策」

「流通取引と独占禁止法」

「競争状況を表す指標」

「個別産業における競争状況の調査・分析」

- ☆寄稿論文 京都大学大学院法学研究科教授 川濱昇
一橋大学イノベーション研究センター教授 長岡貞男

- ☆CPRCの公開イベント
- ☆ディスカッション・ペーパー一覧
- ☆CPRC 10年の歴史



目次

☆ 委員長巻頭言.....	1
☆ 現所長及び歴代所長 御挨拶	
岡田羊祐 CPRC所長・一橋大学大学院経済学研究科教授.....	3
鈴木興太郎 CPRC初代所長・早稲田大学政治経済学術院特任教授	6
小田切宏之 CPRC前所長・公正取引委員会委員	9
☆ CPRCメンバー紹介	
大久保直樹 CPRC主任研究官・学習院大学法学部教授.....	12
大橋弘 CPRC主任研究官・東京大学大学院経済学研究科教授.....	12
武田邦宣 CPRC主任研究官・大阪大学大学院法学研究科教授.....	13
土井教之 CPRC主任研究官・関西学院大学経済学部教授.....	13
☆ CPRC関係者からのメッセージ	
☆法学者.....	14
☆経済学者.....	17
☆ テーマ別の今後の研究課題と主な過去の研究成果.....	20
➤ 大橋弘 CPRC主任研究官・東京大学大学院経済学研究科教授	
企業結合（今後の研究課題）	23
「企業結合の事後評価—経済分析の競争政策への活用—」（2011年公表）	26
「イノベーション競争と独禁政策：合併規制に焦点を合わせて」（2009年公表）	28
「商品差別化と合併の経済分析」（2006年公表）	30
「企業結合審査と経済分析」（2005年公表）	32
「垂直・混合型企業結合規制の法学・経済学的考え方に関する調査」（2004年公表）	34
➤ 武田邦宣 CPRC主任研究官・大阪大学大学院法学研究科教授	
カルテル・談合（今後の研究課題）	36

「カルテル規制における経済分析の活用－CPRCハンドブックシリーズ No.2－」 (2012 年公表)	39
「カルテルの実態調査と経済理論分析」(2008 年公表)	41
「入札談合の経済分析」(2005 年公表)	42
➤ 大久保直樹 CPRC主任研究官・学習院大学法学部教授	
単独行為規制についての総括と展望	43
「ネットワーク産業に関する競争政策～日米欧のマーシンスクイーズ規制の比較分析及び経済学的検証～」(2012 年公表)	45
「競争者排除型行為に係る不公正な取引方法・私的独占について－理論的整理－」 (2008 年公表)	47
「諸外国の電気通信分野における市場支配的地位の濫用規制等に関する調査」 (2005 年公表)	49
「公益分野における市場支配的地位の濫用に対するEC競争法の適用に関する調査」 (2004 年公表)	51
➤ 和久井理子 CPRC客員研究員・立教大学法学部特任教授・大阪市立大学大学院法学研究科特別研究員	
知的所有権と競争政策(今後の研究課題)	53
「マイクロソフトによる非係争条項の効果－垂直的關係の技術開発のインセンティブの研究－」 (2010 年公表)	56
「マルチパーティー・ライセンスと競争政策」(2006 年公表)	58
「技術標準と競争政策－コンソーシアム型技術標準に焦点を当てて－」(2005 年公表)	60
➤ 泉水文雄 CPRC客員研究員・神戸大学大学院法学研究科教授	
流通取引と独占禁止法(今後の研究課題)	62
「再販売価格維持行為の法と経済学」(2012 年公表)	65

「流通市場における買手パワー（Buyer Power）の競争への影響について―大規模小売業者を中心として―」（2010 年公表）	67
「プラットフォーム競争と垂直制限―ソニー・コンピュータエンタテインメント事件を中心に―」（2009 年公表）	69
➤ 土井教之 CPRC主任研究官・関西学院大学経済学部教授	
競争状況を表す指標（今後の研究課題）	71
「競争，イノベーション，生産性に関する定量的分析―市場構造のダイナミクスとパフォーマンスに関する研究―」（2006 年公表）	74
「新たな市場構造指標と競争状況の関係に関する経済分析調査」（2004 年公表）	76
➤ 田中辰雄 慶應義塾大学経済学部准教授	
個別産業における競争状況の調査・分析（今後の研究課題）	78
「メディア・コンテンツ産業での競争の実態調査」（2007 年公表）	81
「ブロードバンド・アクセス市場の需要分析」（2006 年公表）	82
「ネットワーク外部性とスイッチングコストの経済分析」（2005 年公表）	83
「ブロードバンド・サービスの競争実態に関する調査」（2004 年公表）	84
「ネットワーク外部性の経済分析～外部性下での競争政策についての一案～」(2003 年公表)	86
☆ 寄稿論文	
川濱 昇 京都大学大学院法学研究科教授	88
長岡 貞男 一橋大学イノベーション研究センター教授	93
☆ CPRCの公開イベント	
国際シンポジウム	97
公開セミナー	108
☆ ディスカッション・ペーパー 一覧	112
☆ CPRC 10年の歴史	115



平成15年6月17日に競争政策研究センター（CPRC）が発足し、今年で10周年という節目を迎えることができ、大変慶ばしく思うとともに、発足から今日までCPRCの発展に尽力された関係者に改めて感謝を申し上げます。

この10年間、公正取引委員会を取り巻く環境は大きく変化した。具体的には、平成17年の独占禁止法改正による課徴金算定率の引上げ並びにリニエンスー制度及び犯則調査権限の導入、平成21年の独占禁止法改正による課徴金対象行為の排除型私的独占等への拡大など、執行力の強化が図られた。また、経済のグローバル化に対応して、競争当局間の協力・連携の強化、ICN（International Competition Network）を始めとする多国間会議への

積極的参加等の国際的な取組の強化，CPRCの活動等を通じて，競争政策の運営基盤の強化が図られた。

CPRCは，政策と学術研究，経済学と法学，日本と海外をつなぐ架け橋となることを通じ，独占禁止法等の執行及び競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化することを目的として発足し，共同研究の実施や国際シンポジウムの開催等を通じて競争政策を運営する上で必要となる理論的・実証的な基礎の強化に貢献してきた。一方，この間，アメリカやEUでは企業結合審査の分野で経済分析の活用が定着し，経済学の知見が法執行の実務に着実に取り入れられてきた。また，競争政策の企画・立案に当たっても，リニエンシー制度の導入にみるように経済学の知見が制度設計のバックボーンとなるなど，政策の立案に際し学術的知見を取り入れていくことの有用性が実証されている。同様に，我が国でも，学術的知見・成果を法執行の実務や制度設計に当たって取り入れていくことの必要性はますます高まっており，同時に，行政運営においてより一層の説明責任が求められるようになった今日，法執行や政策の企画・立案に当たって関連する学術研究分野の知見の裏付けがあることがますます重要となっている。

CPRCにおいては，引き続き，共同研究の実施等を通じ理論的・実証的な基礎の強化を図るとともに，実務に刺激を与えるような研究の充実を図り，研究によって明らかになった新たな考え方や問題意識が企業関係者や法曹関係者等，競争政策に携わる方々に共有されるよう，国際シンポジウムや公開セミナーの開催を通じて研究成果を分かりやすく紹介し，外部への発信力の強化に一層努めるなど，更なる飛躍がなされることを期待したい。

公正取引委員会 委員長 **杉本 和行**



**競争政策研究センター所長
一橋大学大学院経済学研究科教授**

岡田 羊祐 Yosuke Okada

学歴：東京大学経済学部卒業

東京大学大学院経済学研究科博士号取得

専攻：産業組織論

主要業績：(1)『独占禁止法の経済学—審判決の事例分析—』

(林秀弥氏と共編著)，東京大学出版会，2009年

(2)“Public-Private Linkage in Biomedical Research in Japan
: Lessons of the 1990s” (with K. Nakamura and A. Toheil), *21st
Century Innovation Systems for Japan and the United States:*

Lessons from a Decade of Change (in S. Nagaoka, M. Kondo, K. Flamm and C. W. Wessner eds.), The National Academies Press, pp.238-250, 2009.

(3)“Competition and Productivity in Japanese Manufacturing Industries”, *Journal of the Japanese and International Economies*, 19(4), pp.586-616, 2005.

(4)“How to Fight Hard Core Cartel? Comments on Collusion in Industrial Economics”, *Journal of Industry, Competition and Trade*, 5(3-4), pp.223-229, 2005.

(5)“Interdependent Telecommunications Demand and Efficient Price Structure”(with K. Hatta), *Journal of the Japanese and International Economies*, 13(4), pp.311-335, 1999.

競争政策研究センターにおける「三者協働」の意義

岡田羊祐

(競争政策研究センター所長，一橋大学大学院経済学研究科教授)

競争政策研究センター（CPRC）は2013年6月に発足十周年を迎えます。鈴木興太郎初代所長・小田切宏之前所長による力強いリーダーシップの下，また熱意あふれるCPRC歴代事務局の御尽力により，公取委職員・法学者・

経済学者の「三者協働」を原則とする共同研究の成果がこれまで数多く積み上げられてきました。三者協働の原則とは，第一に，公取委職員が共同研究に参画することを通じて公取委事務局の理論的基盤の向上を図ること，第二

に、アカデミックな研究者に対して現実の政策課題に取り組んでいる職員との協働を通じて意識と感覚を先鋭化する機会を提供すること、そして第三に、競争政策の理論的な基盤として重要な経済学と法学のアプローチの違いを克服し、共通の言語で討議できる基盤を作り上げていくことです。これら三つの原則に基づき、CPRCでは数多くの共同研究が行われ、また、公開セミナー、国際シンポジウム、ワークショップやBBL等の場を通じて、内外の研究者や実務家を交えた活発な意見交換が行われてきました。

この10年間、日本経済を取り巻く環境は、市場のグローバル化、新興国の台頭、情報通信技術（ICT）の発展、知的財産紛争の増大、FTAなどの地域統合の動きによって大きく変貌してきました。CPRCの場で研究の俎上に載せられたテーマの変遷を辿ってみると、これらの動きが強く反映されてきたことに気が付かれます。例えば、グローバル市場における法執行の射程に、日本の事業者のみならず、諸外国も含めた多様なプレイヤーを適時に組み入れていくことが求められるようになっていきます。また、政府の庇護の下で急成長した国有企業に対して、新興国など他国・地域の執行機関と連携しつつ、どのように競争法を適用すべきかが問われるようになってきました。さらに、クラウド・ビジネスに係る事業者の立地や国境がますます曖昧になりつつある中で、法執行や立証・手続の在り方が国際的な基準に照らして

評価の対象とされる場面が増えるものと予想されます。

このような環境変化の下で、競争政策の基本的な考え方を理論的に整理し、個別の審判決事例から規範的・普遍的なルールを抽出することは、難渋かつ長い道程を要する地道な作業とならざるを得ません。また、法執行の立場のみならず事業者の立場からみても、十分に合理的かつ透明性のあるルールが形成されることが内外から強く求められる場面も増えていくことでしょう。

既にこれらの課題に対しては、法学者や実務家による重厚な研究蓄積があることは十分に承知しつつも、更にCPRCが経済学を活用した研究を重畳する意義とは一体何でしょうか。また、三者協働の場を公取委内に設けて、日常業務から一定の距離—実はこの距離感をどう取るかが難しいところなのですが—を保ちつつ研究を行う意義とは何でしょうか。それは以下の三点にあると考えます。

第一の意義は、経済分析を活用することによって日本の競争政策の普遍性と特殊性を浮き彫りにできることです。経済学の分析ツールはほぼ世界共通です。これこそが経済分析の強みであり、世界の競争当局が経済学を重視しつつある理由でもあります。日本の法執行を経済学の視点から改めて整理し直すことによって、世界の法執行との共通点や相違点を一層明確に浮き彫りにできます。これによって日本の競争政策の直面する課題を抽出して、ベスト・プラ

クティスを世界に向けて発信することも可能となるでしょう。

第二の意義は、法執行における違法性の判断基準の明確化や合理的なガイドラインの策定など、実務的な課題に対して寄与できることです。特に、違法性判断の前提となっている事実認定について、その妥当性を改めて検証することは重要な研究テーマとなります。これは従来の判例研究では重視されてこなかったポイントだと思います。もちろん、公取委の審査の現場では、詳細な事実関係が十分に把握された上で法執行されていると信じておりますが、我々外部の研究者には、どの事実が重視されどの事実が重視されなかったのかという点について十分に窺い知ることはできません。事実認定の妥当性や事実の間にある複雑な因果関係を見極める際に経済分析は極めて有効なのですが、残念ながらこのような観点から個別事件を分析した研究は日本では必ずしも多くありませんでした。この点、CPRCの活動には大きな期待が掛けられているといってもよいでしょう。

第三の意義は、実務家・法学者・経済学者の交流拠点となるプラットフォームを提供することです。異なるディシプリンに基づく人々が相互に理解し合うことはとても難しいことですが、この10年にわたるCPRCの持続的な活動が、少なくともこれら三者の「心理的障壁」を取り除く上で大いに貢献してきたことは間違いありません。有り体に言えば、経済学者は

抽象的な数学や統計学をやたらと振り回し実務に役立たないこと（ばかり）を話す異世界の人と見られている雰囲気（が10年ほど前には色濃くありました。しかし最近、研究会やセミナーの場でそのような反応に出会う機会は大幅に減ってきたように感じています（むしろ、私が出会う方々にセレクション・バイアスがあるためにそう感じているだけという可能性は否定しませんが……）。CPRCは、三者協働にその独自性と意義があるのだと改めて強く認識している次第です。

最後に、この場を借りて、これまでにCPRCに御支援を頂いた全ての方々に心より感謝申し上げますとともに、今後とも三者協働の成果が高まりますように関係各位のますますのお力添えを切にお願い申し上げます次第です。



競争政策研究センター初代所長
早稲田大学政治経済学術院
特任教授



鈴木 興太郎 Kotaro Suzumura

学歴：一橋大学経済学部卒業

一橋大学大学院経済学研究科博士課程修了

一橋大学経済学博士号取得

専攻：厚生経済学と社会的選択の理論

主要業績：

(1) *Rational Choice, Collective Decisions and Social Welfare*, Cambridge University Press, 1983 (1984 年度日経・経済図書文化賞受賞)。Re-issued as a paperback edition, 2009.

(2) *Handbook of Social Choice and Welfare*, Elsevier, 2 vols., 1st vol., 2002; 2nd vol., 2011. Joint editor with Kenneth J. Arrow and Amartya K. Sen.

(3) 『厚生経済学の基礎—合理的選択と社会的評価—』岩波書店, 2009 年。

(4) *Consistency, Choice, and Rationality*, Harvard University Press, 2010. Joint author with Walter Bossert.

(5) 『社会的選択の理論・序説』東洋経済新報社, 2012 年。

(6) “Entry Barriers and Economic Welfare,” *Review of Economic Studies*, Vol. 54, 1987, pp. 157-167. Joint paper with K. Kiyono.

(7) “Oligopolistic Competition and Economic Welfare: A General Equilibrium Analysis of Entry Regulation and Tax-Subsidy Schemes,” *Journal of Public Economics*, Vol. 42, 1990, pp. 67-88. Joint paper with H. Konishi and M. Okuno-Fujiwara.

(8) “Cooperative and Noncooperative R&D in Oligopoly with Spillovers,” *American Economic Review*, Vol. 82, 1992, pp. 1307-1320.

(9) “Competition, Regulation and Welfare in the Presence of Network Externalities,” *Japanese Economic Review*, Vol. 58, 2007, pp. 47-70. Joint paper with A. Soubeyran and S. Weber.

(10) “Excess Entry Theorems After Twenty Five Years,” *Japanese Economic Review*, Vol. 63, 2012, pp. 152-170.

競争政策研究センター事始めの記

鈴木興太郎

(早稲田大学政治経済学術院特任教授・日本学士院会員)

2003 年当時、私は国立の一橋大学経済研究所と神田の国際企業戦略研究センターにオフィスを持って、厚生経済学と社会的選択の理論の研究と講義に従事していた。厚生経済学の実践の舞台として、日本の産業政策、通商政策、競争政策の歴史と機能に関心を持っていた私は、1980 年代初め京都大学経済研究所から一橋大学経済研究所に移籍したタイミングを捉えて、産業政策の共同研究プロジェクトを組織して、『日本の産業政策』（小宮・奥野・鈴木編、東京大学出版会、1984 年）、『産業政策の経済分析』（伊藤・清野・奥野・鈴木、東京大学出版会、1988 年）という研究成果を公刊していた。また、通商政策との関わりでは 1992 年以降の 10 年間に渡って産業構造審議会 GATT/WTO 部会不公正貿易小委員会の副委員長一後には委員長一を務めて、日本の主要な貿易相手国の通商政策と取引慣行の《公正性》を継続的に調査して、『不公正貿易報告書』を公刊する作業に携わっていた。日本の競争政策に関しては、日本の産業政策プロジェクトの完了直後から構想を開始した法学者と経済学者の共同研究プロジェクトを、後に公正取引委員会委員となった後藤晃教授と組織して『日本の競争政策』（後藤・鈴木編、東京大学出版会、1999 年）という成果を公刊していた。これらの研究は、当時の私にとって、厚生経済学と社会的選択の理論が現実に関与する《場》を体験して、理論的な研究に現実関連性を備えた展開

の方向性を指示するシグナルを読み取る試みだったのである。

こうした関心と成果を背後に持っていただけに、公正取引委員会が競争政策研究センターを附置する構想を練って、初代所長への就任を私に打診してこられた折には、競争政策を巡って法学者と経済学者が本格的に共同研究を行う契機となると考えて、お引き受けすることにした。幸いなことに、独占禁止法と競争政策に関心を持つ気鋭の法学者と経済学者、公正取引委員会の有能かつ使命感を持つ若いスタッフの協力を得て、競争政策の本格的な研究機関を目指して競争政策研究センターが創設された機会に所長を勤めたことは、私にとり幸運な経験だった。とはいえ、産業政策と競争政策の双方の共同研究を推進した経験があっただけに、競争政策研究センターの立ち上げが簡単な作業ではないことを、私は当初から十分に自覚していた。

第 1 に、戦後日本経済の復興・発展プロセスでは通産省（現在では経産省）の産業政策は、公正取引委員会を執行機関とする競争政策と比較して、長らく相対的な優位性を保ってきた。通産省が産業政策の観点から重要とみなす競争政策上の問題では、独占禁止法に立脚する競争政策へのあからさまな反撥が、競争政策のデュー・プロセスとは無関係に大合唱されることさえ、決して稀なことではなかったのである¹。

¹その具体的な一例は 1968 年に勃発した八幡・富士の両製鐵の合併事件である。この事例との関連で、私が競争政策研究センタ

こうした政策環境では、競争政策の執行機関のなかにアカデミックな法学的・経済学的研究の《場》を確立するセンターを着床させる舵取りが難しい作業であることは、私にも十分予想できた。第2に、法学者と経済学者とのインターフェイスを充実させるセンターの意図は全く正しいとしても、独占禁止法と競争政策への法学的アプローチと経済学的アプローチを架橋する試みは、言うは易く行うは難い作業だった。

《競争》という手続的ルールが果たすべき機能に関してさえ、法学者と経済学者が基本的な理解を共有しているかと問えば、両者の間に架橋すべき大きな懸隔が残されていることは否定できない事実なのである。

こうした難問を意識していたからこそ、センターの発足に際して私は、3つの具体的な目標を設定することにした。第1の目標は、何よりも空理空論で貴重な人材を疲弊させて資源を空費する危険を避けるために、戦後改革の一環として原始独占禁止法が誕生して以来の日本の競争政策の正確な記録を収集・解析すること、戦後の競争政策の重要な節目に関して実体験に基づく証言を語れる人々をインタビューして、競争政策のデータベースの充実を図ることである。第2の目標は、センターで行われる研究活動を早い段階で公開して、国の内外の学会や、他国で競争政策の研究機能を担う機関との研究上の交流を促進するために、センターのDiscussion Paper SeriesとReprint Seriesを創刊して、研究員が内外の学会で研究報告を行うことを後押しすること、センターの研究成果が成熟すれば査読の手続きを経て公刊の軌道に載せるため、センターの研究成果を研究書シリーズとして出版できる仕組みを作ること

ーで企画・実行したインタビューを記録した岡村薫・鈴木興太郎「小宮隆太郎教授へのインタビュー：八幡、富士両製鐵の合併事件の回顧と評価を中心として」『経済政策ジャーナル』（近刊予定）を参照されたい。

である。第3の目標は、競争政策上の問題を国際的な視野で検討する機会を確保して、センターの研究資源の充実と研究水準の改善を達成するために、国際コンファレンスを積極的に開催するとともに、競争政策の経済分析に必要な標準的な研究ツールを公正取引委員会の職員が学ぶ on the job training の仕組みを提供することである。

幸いなことに、私が競争政策研究センターの初代所長を務めた5年間の間には、3つの目標のそれぞれについて最初の軌道を敷設することができた。この間のセンターの活動に関する詳細な報告は、私の任期の最終段階にまとめられた報告書（競争政策研究センター『競争政策研究センター発足5年の歩み』平成20年）に記載されている。残された課題は枚挙に暇ないほどに多いとはいえ、幸い私の後任として小田切宏之・一橋大学大学院経済学研究科教授（現在では公正取引委員会委員）及び岡田羊祐・一橋大学大学院経済学研究科教授という優れた適材を得て、競争政策研究センターの活動は着実な巡航軌道に乗って、更に充実の一途を辿っている。

公正取引委員会が競争政策研究センターの附置を構想された際には、欧米における対応組織の動向を踏まえて、日本でも競争政策の課題の抽出機能を強化すること、独占禁止法の執行プロセスに役立つ経済分析の手法を検証することなど、私が最初に意識した3つの目標に加えて、長期的・実務的な目標が意識されていたに違いないと思われる。私が据えた最初の礎石を踏まえて、後継者である小田切・前所長、岡田・現所長の強いリーダーシップの下に、競争政策研究センターがこうした目標の達成をも視野に収めて力強い歩みを進めていかれることを、私は確信している。



**競争政策研究センター前所長
公正取引委員会 委員
小田切 宏之 Hiroyuki Odagiri**

学歴：京都大学経済学部卒業

大阪大学経済学修士号取得

ノースウエスタン大学経済学博士号取得

専攻：産業組織論，企業経済学，技術革新の経済学

主要業績：(1) *The Theory of Growth in a Corporate Economy*:
Cambridge University Press, 1981.

(2) *Growth through Competition, Competition through Growth*, Oxford University Press, 1992.

(3) 『日本の企業戦略と組織』，東洋経済新報社，1992 年

(4) *Technology and Industrial Development in Japan* (後藤晃氏と共著)，Oxford University Press, 1996, 日本語訳：
『日本の企業進化』，東洋経済新報社，1998 年

(5) *Innovation in Japan* (後藤晃氏と共編著)，Oxford University Press, 1997.

(6) 『企業経済学』，東洋経済新報社，2000 年（第 2 版，2010 年）

(7) 『新しい産業組織論』，有斐閣，2001 年

(8) 『サイエンス型産業』(後藤晃氏と共編著)，NTT 出版，2003 年

(9) 『バイオテクノロジーの経済学』，東洋経済新報社，2006 年

(10) 『競争政策論』，日本評論社，2008 年

(11) *Intellectual Property Rights, Development, and Catch-Up* (後藤晃氏，角南篤氏，R.R.Nelson 氏と共編著)，Oxford University Press, 2010.

競争政策研究センターが果たす役割と所長としての 4 年間の思い出

小田切宏之

(公正取引委員会委員)

競争政策研究センター（以下「CPRC」と略す）は世界的にみても貴重な存在である。米国やEUには数十人の博士号保有者からな

る経済調査部門があり，そのトップ（EUではチーフエコノミスト）は大学を休職してフルタイムで活動する経済学者である。彼らは，

実際の事件に関わる調査分析やガイドラインの作成に関わっており、競争政策当局の内部者という位置付けである。それに対しCPRCは公正取引委員会で取り扱う事件そのものにはかわらず、競争政策一般の法学的・経済学的側面の研究を自律的に行うことが許されている。逆に言えば、公正取引委員会には事件を経済学的観点から分析評価する常設部署がないのが弱点で、そのための予算・人員の増強を望みたいところである。しかし、CPRCのような自立性の高い研究組織の存在は、海外の当局や研究者から羨ましがられている。

CPRCでは自律的な研究が許されているといっても、競争政策の現場や実態から離れてしまえば、公正取引委員会内に設置されている意味がない。そのために、所長就任に当たり、私はCPRCが四つの意味で接点となることを掲げた¹。学問的成果と政策をつなぐ接点、学界と公正取引委員会をつなぐ接点、法学と経済学・経営学の接点となること、そして競争政策のグローバルな広がりを踏まえて日本と海外との接点にもなることが欠かせない。年1回国際シンポジウムを開催して海外の著名な研究者を招いたり、来日中の海外研究者を招いて意見交換の場を設けたりしているのはこのためである。

学問と政策、学界と当局の接点を進めるためには、共同研究のテーマの選択に当たって、単に最新理論の紹介をするだけでなく、現実の産業や競争政策に対応させることを提案者をお願いした。また、公取委事務総局の協

力を得て、2010年度からは、基本的に全ての競争研究プロジェクトで、研究者に加え、事務総局内関連部局メンバーの参加をお願いするようにした。こうした参加により、研究成果にそれが反映されるとともに、共同研究での議論を通じて、研究者は現場の担当者の知見を聞き、職員は研究者から法律や経済を学ぶ機会を持つことが、お互いにとって貴重な学習になることを期待したからである。こうした意図がどれだけ成果に結びついたかについては、共同研究報告書の読者に御判断いただくほかない。

所長としての私のもう一つの試みはUプロジェクトの開始である。Uはumbrellaの頭文字であり、「傘」となる大きなテーマの下に複数の研究プロジェクトを進めるものである。それ以外の独立的なプロジェクトも実施するが、いわばCPRCのその年の看板事業として、多くのメンバーの参加をお願いして実施するのがUプロジェクトである。また、通常の共同研究は単年での成果を期待するのに対し、Uプロジェクトについては2年にまたがってじっくりと研究することを可能とした。

2009-2010年度にかけての「企業結合の事後評価」、2010-2011年度にかけての「競争政策で使う経済分析」はUプロジェクトとして実施したものである。それぞれの内容については、共同研究報告書や以下での紹介をみていただきたいが、前者については、2011年3月に開催したCPRC国際シンポジウムで紹介した。また、より最近では、委員就任後に参加したASEANの競争政策当局の集まりでもその骨子を紹介したところ、参加者から大きな関心を寄せられた。後者については、CPRCハンドブックシリーズと

¹ 「競争政策研究センターの意義と責任」、『公正取引』、693号、2008年7月。

して二つの共同研究報告書、一つのディスカッションペーパーを発表済みであり、今後も、継続的に、競争政策で活用できる、また活用すべき経済分析理論や手法を分かりやすく紹介するシリーズとして続くよう期待しているところである。

私が所長を仰せつかった 2008 年 4 月までには前所長鈴木教授のご尽力により、共同研究を中心とする研究体制が既にできあがっており、また岡田教授（現 CPRC 所長）、林准教授が主任研究官として 3 年間尽力されていた。岡田・林両先生には主任研究官を継続していただいたので、両先生に助言いただき、また事務局の支援を受けて、当初は様子も分からないながら何とか所長職を引き継ぐことができた。さらに事務局の努力により主任研究官の 2 名から 4 名への増員も実現することができ、毎週金曜日の研究会等で一層活発な意見交換がなされるようになったことに感謝のほかはない。私自身は、思いもかけず 2012 年 3 月に公正取引委員会委員を拝命し CPRC 所長を辞したが、幸い岡田教授に引き継いでいただくことができ、これからは CPRC 応援団の一人としてその活動を楽しませていただきたいものと思っている。

4 年弱の所長時代にはいろいろなことがあったが、2011 年 3 月の二つの出来事は忘れられない。同月 4 日には「競争法と企業結合規制」と題する国際シンポジウムを開催した。欧州委員会チーフエコノミスト（当時）だっ

たネーベン教授、米国連邦取引委員会（F T C）経済局次長だったシェランスキー教授をお招きしており、お二人の講演を心待ちにしていたところ、その 2 日前に F T C 委員長より連絡があり、緊急業務が発生しシェランスキー教授を派遣できなくなったというのである。結局、川濱昇京大教授に急遽講演を追加でお願いし、シンポジウムを予定通り開催できたが、その対応にドタバタと追われたことは今も鮮明に覚えている（川濱先生、その折りは大変有り難うございました）。

そのちょうど 1 週間後の午後、CPRC では公取委内会議室でワークショップを開催していたが、報告が終わり討論に入ったとき、突然の大揺れに襲われた。東日本大震災である。関西からお出でいただいた報告者は、駅まで行ったものの泊まり込みになったと後でお聞きした。私も公取委内で泊まり込むという思いがけない経験をしたが、1 週間違いでシンポジウム開催中でなかったことにはホッとしたものである。とはいえ、多くの方が犠牲となり、津波と原発事故に見舞われた地域では、2 年近くを経過した今でも多くの方々が困窮しておられる。競争政策としてお役に立てることは限られるが、被災者の方々の視点を忘れることのないよう気を引き締めていきたい。

競争政策研究センター主任研究官 学習院大学法学部教授

おおくぼ なおき
大久保 直樹

プロフィール

学歴：東京大学法学部卒業
東京大学大学院法学政治学研究科博士号取得

専攻：経済法

主要業績

- (1) 「事業法および反トラスト法の歴史研究がもつ現代的意義(1)(2)(3)完」,『法学協会雑誌』121(10),(11),(12), 2004 年
- (2) 「標準化活動における開示ルール違反と独占禁止法」,『政府規制とソフトロー』(中里実編), 有斐閣, 2008 年
- (3) 『米国競争政策の展望/ハーバート・ホベンカンブ』(荒井弘毅氏ほか三名と共訳), 商事法務, 2010 年
- (4) 「セット割引規制とプライス・スクイーズ規制の横断的検討～E Uガイダンス・ペーパーに焦点をあてて～」『新世代法政策学研究』(11), 2011 年



競争政策研究センター主任研究官 東京大学大学院経済学研究科教授

おおはし ひろし
大橋 弘

プロフィール

学歴：東京大学大学院経済学研究科修士号取得
米国ノースウェスタン大学経済学博士号取得

専攻：産業組織論, 貿易政策

主要業績

- (1) "Did US Safeguard resuscitate Harley Davidson in the 1980s?" (with T.Kitano), *Journal of International Economics*, 79(2), pp.186-197, 2009.
- (2) "Effects of Transparency in Procurement Practices on Government Expenditure: A Case Study of Municipal Public Works" *Review of Industrial Organization*, 34(3), pp.267-285, 2008.
- (3) "Effects of Technology Adoption on Productivity and Industry Growth: Steel Refining Furnaces" (with Tsuyoshi Nakamura), *Journal of Industrial Economics*, 56(3), pp.470-499, 2008.
- (4) "International Consumption Patterns among High Income Countries: Evidence from the OECD data" (with Istvan Konya), *Review of International Economics*, 15(4), pp.744-757, 2007.
- (5) "Indirect Network Effects and the Product Cycle: US. Video Games, 1994-2002" (with Matt Clements), *Journal of Industrial Economics*, 53(4), pp.515-542, 2005.



競争政策研究センター主任研究官 大阪大学大学院法学研究科教授

たけだ くにのぶ

武田 邦宣

プロフィール

学歴：神戸大学法学部卒業
神戸大学大学院法学研究科博士号取得

専攻：経済法

主要業績

- (1) 『合併規制と効率性の抗弁』, 多賀出版, 2001 年
- (2) 「ハイテク産業における企業結合規制」『阪大法学』54(2), pp.419-465, 2004 年
- (3) 「独占禁止法 8 条 1 項 1 号と 4 号の問題」『競争法の現代的諸相』(厚谷襄児先生古稀記念), 信山社, 2005 年
- (4) 「EC 競争法原理の生成」『阪大法学』56(6), pp.1401-1469, 2007 年
- (5) 「国際的企業買収と競争政策」『法律時報』982 号, pp.65-71, 2007 年
- (6) 「競争法によるプライススウィーズの規制」『ネットワーク市場における技術と競争のインターフェイス』(根岸哲・川濱昇・泉水文雄編) 有斐閣, 2007 年
- (7) 「『ネットワーク中立性』の研究」(尾形将行氏と共著)『阪大法学』57(6), pp.931-973, 2008 年
- (8) 「企業結合規制における定量的評価と定性的評価」『日本経済法学会年報』33, pp.42-61, 2012 年
- (9) 「EU における電力市場改革：議論と経験の相対化」『阪大法学』62(6), pp.1-20, 2013 年



競争政策研究センター主任研究官 関西学院大学経済学部教授

ど い のりゆき

土井 教之

プロフィール

学歴：関西学院大学経済学部卒業
神戸大学大学院経済学研究科博士号取得

専攻：産業組織論, イノベーション経済学

主要業績

- (1) "The Performance of Merging Firms in Japanese Manufacturing Industry: 1964-75," (with K. Ikeda), *Journal of Industrial Economics*, 31(3), pp.257-66, 1983
- (2) "Welfare Loss Calculation for Japanese Industries" (with K. Shinjo), *International Journal of Industrial Organization*, 7(3), pp.243-56, 1989
- (3) "Aggregate Export Concentration in Japan," *Journal of Industrial Economics*, 39(4), pp.433-38, 1991
- (4) "Performance of Japanese Firms in the Patented Inventions: an Analysis of Patents Granted in the US," *Review of Industrial Organization*, 11(2), pp.49-68, 1996
- (5) "Corporate Governance, Corporate Control and R&D in Japanese Large Manufacturers," in Demirag, I. (ed.), *Corporate Governance, Accountability, and Pressures to Perform: An International Study*, JAI Press, 1998
- (6) "Market Leadership Volatility in Japanese Industries," *Review of Industrial Organization*, 18(3), pp.427-44, 2001
- (7) "R&D Management under Short Term Pressures: a Comparative Study of the UK and Japan," (with I. Demirag), *International Journal of Technology Management*, 40(4), pp.249-277, 2007



CPRC関係者からのメッセージ

☆法学者

あおやぎ ゆ か

青柳由香（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授）

①CPRCの活動の思い出

共同研究に取り組む良い機会になりました。特に、普段は接することがない方々と議論をすることができて、楽しく、また刺激を受けました。

②今後の活動についてのメッセージ

現段階で日本の法制度への直接的な示唆がなさそうな論点であっても、積極的に取り上げ、研究成果の公表を図っていただきたいと思います。



かわはまのぼる

川濱昇（京都大学大学院法学研究科教授）

①CPRCの活動の思い出

共同研究やセミナーで貴重な経験を得ました。特に企業の方々のインタビューからは新鮮な知見を得ることができました。

②今後の活動についてのメッセージ

法学と経済学、学界と実務とが共同研究を通じて、競争政策の議論の前提となるコンセンサスが培われてきましたが、このようなコンセンサスの継続形成に期待します。



せんすいふみ お

泉水文雄（神戸大学大学院法学研究科教授）

①CPRCの活動の思い出

CPRCの創設時から現在までお世話になりました。特に原始独占禁止法の制定過程に関する西村先生との一連の共同研究が懐かしく、個人的にも意義のあるものでした。

②今後の活動についてのメッセージ

公取委職員と研究者との共同研究が活発になっています。実務と研究との架橋がますます進むことを期待しています。

た だ ひであき

多田英明（東洋大学法学部准教授）

①CPRCの活動の思い出

共同研究の一環として、数度にわたり調査出張へ行かせていただき、欧州、米国、豪州の当局関係者の方、実務家の方などからいろいろな話を伺えたことは大変貴重な経験でもあり、また思い出でもあります。

②今後の活動についてのメッセージ

競争政策の最前線にあるのが、CPRCの最大の強みだと思います。CPRCならではの問題意識で、様々なテーマについて共同研究を行っていただければと思います。



にしむらのぶみ

西村暢史（中央大学法学部准教授）

①CPRCの活動の思い出

センターへの貢献への自己評価は困難ですが、ライフワークとしてのテーマを意識した活動であったと思います。

②今後の活動についてのメッセージ

プロジェクトによっては、2年や3年といった研究期間の設定が望ましい場合もあるかと思います。今後とも継続した学際的な場の提供にとどまらない研究成果の公表を期待しています。



は せ が わ あ き こ

長谷河亜希子（弘前大学人文学部准教授）

①CPRCの活動の思い出

毎回、第一線で活躍されている方々の御報告を伺うことができ、大変勉強になります。取り分け、経済分析について、これまで極めて不勉強であったため、よい刺激となっています。

②今後の活動についてのメッセージ

今後も、三者協働（公取委職員、経済学者及び法学者）をいかした刺激的な研究成果を期待しています。





はやししゅうや

林 秀弥（名古屋大学大学院法学研究科教授）

①CPRCの活動の思い出

- ・主任研究官を 2005 年 4 月から 2011 年 3 月まで大過なく務めたこと。
- ・主任研究官時代の主導プロジェクトとして、昭和 52 年独占禁止法改正のオーラルヒストリー研究を推進したこと。

②今後の活動についてのメッセージ

これからも、様々な活動を通じて、中長期的観点から独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的な基礎を提供していただきたいと存じます。

わくいまさこ

和久井理子（立教大学法学部特任教授・大阪市立大学大学院法学研究科特別研究員）

①CPRCの活動の思い出

公取委スタッフ、経済学研究者など普段は接する機会の少ない方々から貴重な研究上の示唆をいただくことができました。

②今後の活動についてのメッセージ

CPRCは、所属機関及び専門分野を超えた共同研究及び意見・情報交換の場として大変重要だと考えています。大規模な研究調査から、審判決の分析、啓蒙的なハンドブックの刊行まで、バラエティに富んだ有用な活動をしてくださっており、今後に期待しています。



☆経済学者

いしばしいくお

石橋郁雄（大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授）

①CPRCの活動の思い出

審査の最前線にいる公取委職員に直接話を聞けるなど、多くの貴重な機会を得られました。

②今後の活動についてのメッセージ

競争政策は経済の活力を健全に保つためのインフラのようなものだと考えています。その競争政策のあるべき姿を法学・経済学研究者と公取委職員が協同で探究する場として、CPRCがより高い次元で機能していくことを期待しています。



いすみだしげみ

泉田成美（東北大学大学院経済学研究科教授）

①CPRCの活動の思い出

共同研究を通じて経済学者と法学者のメンタリティーの違いに触れて、自分がかかなり狭い常識の中に生きているのだと実感したことが一番の思い出です。

②今後の活動についてのメッセージ

日本ではまだまだ競争の機能や重要性に関して様々な誤解が存在しているような気がしますので、世論に影響を与えるような情報や意見の発信を期待します。



たなかたつお

田中辰雄（慶應義塾大学経済学部准教授）

①CPRCの活動の思い出

ネットワーク外部性によるマイクロソフト独占問題について、法学者を交え熱心に議論したことが懐かしく思い起こされる。今でも独占の弊害はあったと思うが、実践的で有効な政策を立てるのは難しかった。政策として結実はしなかったが、それでも困難な課題に挑んだのは良い思い出である。

②今後の活動についてのメッセージ

ネットワーク外部性に限らず、伝統的でない問題は今度も増えてくると思われる。それにひるむことなく、果敢に挑むことを期待したい。





たまだやすなり

玉田康成（慶應義塾大学経済学部准教授）

①CPRCの活動の思い出

競争政策をつかさどる当局の方や法学者の方と、現実の事例をベースに意見を交換することの面白さや難しさを実感し、大いに刺激となりました。開かれた場へと自分の意見を表明する貴重な機会であり、大変貴重な経験をさせていただきました。

②今後の活動についてのメッセージ

競争政策にまつわる現実の事例には興味深いパズルがたくさんあります。それらに対して客観的な立場から深い洞察を重ね、実際に役立つ知見を紡いでいただきたいと考えています。



ながおかさだお

長岡貞男（一橋大学イノベーション研究センター教授）

①CPRCの活動の思い出

2004年から2008年の間に競争政策研究センターの主任客員研究員として、イノベーション分野で、三つの共同研究プロジェクト（技術標準、ライセンス及びイノベーション市場）を、法学者と経済学者、理論分析と実証分析、学者と実務家の協力を得ながら実施する機会に恵まれた。

②今後の活動についてのメッセージ

行政官等の実務家と学者が交流し、また、経済学者と法学者が交流し、共同で研究に取り組む場が重要である。そうした場としての一層の発展を期待する。今後は、内部の研究能力強化、データの蓄積、海外発信が重要である。



はたなかかおり

畠中薫里（政策研究大学院大学准教授）

①CPRCの活動の思い出

公正取引委員会の方に、実務上、どのような問題が重要であるのか、また、実際はどのように法制度が運用されているのかなど、書籍では知り得ないことを御教示いただきました。

②今後の活動についてのメッセージ

CPRCは、公正取引委員会の実務担当者、法学者、経済学者が意見交換、共同研究できる数少ない場であることから、競争政策自体のみならず、法制度の運用上の実態、問題なども分析対象としていただきたいと思います。

もとしかずゆき

元橋一之（東京大学大学院工学系研究科教授）

①CPRCの活動の思い出

工業統計の個票などの大規模統計データベースを用いた市場競争指数に関する計量分析を行いました。初代の鈴木所長から理論的な側面で有益なコメントをいただき、勉強させていただきました。

②今後の活動についてのメッセージ

最近は公正取引委員会の現場との連携をより意識した研究活動を進められているとのことですが、現場からのフィードバックで競争政策に関する学問分野の更なる広がりを期待したいと思います。



やながわのりゆき

柳川範之（東京大学大学院経済学研究科教授）

①CPRCの活動の思い出

開設の際の高揚した雰囲気が一番印象に残っています。その後の、法学者・経済学者・実務者の方々の共同作業の進展も強く印象に残っている点です。

②今後の活動についてのメッセージ

経済環境の変化に伴い、競争政策上、判断の難しい案件が増えてくるものと思われます。CPRCの活動がその際の判断に大いに役立っていくことを願っています。



☆テーマ別の今後の研究課題と主な過去の研究成果

CPRCでは、発足以来、法学者、経済学者及び公正取引委員会職員との「三者協働」を原則として共同研究を実施し、その成果を共同研究報告書やディスカッションペーパーとして公表している。

これまでに（平成 25 年 3 月時点）49 本の共同研究報告書、58 本のディスカッションペーパーを公表している。

これまでCPRCで公表した共同研究報告書は、テーマ別に整理すると次表のとおりである。本冊子では、共同研究報告書のうち「企業結合」、「カルテル・談合」、「単独行為規制」、「知的所有権と競争政策」、「流通取引と独占禁止法」、「競争状況を表す指標」、「個別産業における競争状況の調査・分析」のテーマに属する主な研究成果の概要を紹介するとともに、今後の研究課題等について提示している。

※ 網掛けのテーマについては、本冊子において概要を紹介している。

○ 企業結合

公表時期	テーマ
2012.02	企業結合による技術の集積効果の事後的検証
2011.11	企業結合の事後評価—経済分析の競争政策への活用—
2011.04	連続寡占市場における企業行動の反競争効果に関する研究
2010.11	企業の提携・部分的結合に関する研究
2009.03	イノベーション競争と独禁政策：合併規制に焦点を合わせて
2008.11	小売・サービス業の局地的市場競争の経済分析—映画館を中心として—
2006.10	商品差別化と合併の経済分析
2005.11	企業結合審査と経済分析
2004.08	垂直・混合型企業結合規制の法学・経済学的考え方に関する調査
2003.09	企業結合の効率性と市場への影響に関する経済分析

○ カルテル・談合

公表時期	テーマ
2012.02	カルテル規制における経済分析の活用—CPRCハンドブックシリーズ No.2—
2010.01	入札談合のメカニズムに関する調査と分析
2008.03	独占禁止法の審査・審判手続きにおける経験則
2008.03	カルテルの実態調査と経済理論分析
2007.07	カルテル・入札談合における審査の対象・要件事実・状況証拠
2006.09	リーニエンシー制度の経済分析
2005.09	入札談合の経済分析

○ 単独行為規制

公表時期	テーマ
2012.10	ネットワーク産業に関する競争政策～日米欧のマーシンスクワイーズ規制の比較分析及び経済学的検証～
2010.01	並行的排除行為規制の妥当性とその手法に関する研究
2008.06	競争者排除型行為に係る不公正な取引方法・私的独占について一理論的整理一
2005.03	諸外国の電気通信分野における市場支配的地位の濫用規制等に関する調査
2004.03	公益分野における市場支配的地位の濫用に対するE C競争法の適用に関する調査

○ 知的所有権と競争政策

公表時期	テーマ
2012.10	標準化活動におけるホールドアップ問題への対応と競争法
2010.09	マイクロソフトによる非係争条項の効果一垂直的関係の技術開発のインセンティブの研究一
2006.12	マルチパーティー・ライセンスと競争政策
2006.11	日本のバイオテクノロジー特許出願の動向分析一民間部門と公的部門の競争と協調一
2005.11	技術標準と競争政策一コンソーシアム型技術標準に焦点を当てて一

○ 流通取引と独占禁止法

公表時期	テーマ
2012.03	再販売価格維持行為の法と経済学
2011.07	排他的取引契約の反競争効果と競争促進効果の考察
2010.12	流通市場における買手パワー（Buyer Power）の競争への影響について一大規模小売業者を中心として一
2009.03	プラットフォーム競争と垂直制限一ソニー・コンピュータエンタテインメント事件を中心に一

○ 競争状況を表す指標

公表時期	テーマ
2006.08	競争、イノベーション、生産性に関する定量的分析一市場構造のダイナミクスとパフォーマンスに関する研究一
2005.06	競争、イノベーション、生産性に関する定量的分析
2004.04	新たな市場構造指標と競争状況の関係に関する経済分析調査

○ 個別産業における競争状況の調査・分析

公表時期	テーマ
2010.11	双方向市場の経済分析
2010.01	旅客鉄道の生産性と幹線旅客鉄道におけるモード間競争
2007.07	メディア・コンテンツ産業での競争の実態調査
2006.09	ブロードバンド・アクセス市場の需要分析
2005.12	ネットワーク外部性とスイッチングコストの経済分析
2004.02	ブロードバンド・サービスの競争実態に関する調査
2003.09	ネットワーク外部性の経済分析～外部性下での競争政策についての一案～

○ 立法過程の研究

公表時期	テーマ
2008.11	原始独占禁止法の制定過程と現行法への示唆－公取委の組織，司法制度，損害賠償，刑事制度－
2006.09	原始独占禁止法の制定過程と現行法への示唆

○ その他

公表時期	テーマ
2012.10	低価格入札に関する研究
2012.07	競争法の観点からみた国家補助規制－E U競争法の議論を参考に－
2012.02	競争政策で使う経済分析ハンドブック－CPRCハンドブックシリーズ No.1－
2011.12	保険業における競争法の適用除外制度に関する比較法的研究－E U競争法との比較検討を中心として－
2011.11	規制の競争への効果の分析－広告時間の自主規制に関する経済分析－
2008.11	広告表示等に対する消費者行動の分析－携帯電話の通話料金プラン選択等における購買意思決定－





競争政策研究センター主任研究官
東京大学大学院経済学研究科教授
大橋 弘

企業結合（今後の研究課題）

企業間の結合は、いわゆる「ゆるい結合」と「固い結合」とに分けられる。前者は、企業間の契約・協定等によって行われ、私的独占や不当な取引制限、不公正な取引方法に該当することがある。後者は契約等の手段によるだけでなく、企業の所有構造を通じての結合手段が用いられる。例えば株式所有等による結合の場合は独立の企業という形態が維持されるが、結合の強度が強くなれば複数企業が統合した経済主体として活動することになる。このように企業結合は一般に「ゆるい結合」も含む広い概念である。独占禁止法における他の規制と異なり、企業結合は届出制度に基づく事前規制の対象となる。この点は企業結合（取り分け「固い結合」）の不可逆的な性格によるものとされる。企業結合規制には大きく分けて市場集中規制と一般集中規制があるが、通常は前者の特定の市場における競争を実質的に制限することを防止するための規制として捉えられる。

企業結合規制においては、昨今の企業結合ガイドライン（「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」）の累次の改正もあり、法学的・経済学的・実務的な観点から様々な議論がなさ

れてきているところである。ここでは紙幅の都合もあり、経済学的な観点だけに絞って研究面における今後の課題について私見を述べ、CPRCの活動への今後の期待としたい。

企業結合は経済学的に考えると、一般的に国民経済上二つの相反する効果をもたらすとされる。一つは効率性を向上させる効果である。この「効率性向上効果」は、企業結合を通じた規模の拡大や部門間の相乗効果を通じた生産・販売・流通部門の生産性の向上を通じて、より高い品質の製品をより安く需要家に提供できる可能性が高まるという効果である。この効果は必ずしも短期的なものに限られない。例えば取引相手方同士の結合は、関係特殊的な投資を生み出す結果として取引に更なる効率性が生まれる可能性があり、それはある一定の期間が経った後に顕現する効果と考えることができる。

他方で、合併で企業数が減少することから企業間の競争が緩和される懸念がある。この「競争制限効果」には大まかに、企業単独で行われる形態と企業間で協調・共謀することによって行われる形態との二つがあると考えられるが、

いずれの場合も市場競争が緩和された影響によって需要者は高い価格や低い品質を甘受せざるを得ない点で、社会的な厚生を悪化させる効果を持つ。水平型企业結合は市場における競争単位を直接に減少させることから独占禁止法上特に問題とされることが多いが、垂直型企业結合も理論的に競争上問題になる場合があり得る。例えばある一定の仮定の下では、垂直型企业結合が競争事業者のコストを増大させることがあり得るが、これは十分に参入障壁が高い下では経済厚生を低下させる可能性がある。

企業が利潤最大化を行うことを前提とすれば、企業結合しないときと比較して企業結合は少なくとも平均的には利潤を増加させるはずだというのが経済合理性の仮定からの帰結である。そこで企業結合審査の観点から審査対象となるべき企業結合とは、採算がとれながらも経済厚生を減少させるような企業結合ということになる。もちろん企業結合審査を行う競争当局がどのような経済厚生を目的関数にするかは審査の上で重要な論点である。経済学的には一般的に消費者厚生と生産者厚生との和である社会厚生の最大化を目的関数とするが、実務としては消費者厚生が最大化の尺度として適当と考えることも多い。効率性を向上させる効果を持つ企業結合の中には、社会厚生を増加させつつも消費者厚生を減少させるものがあり得ることから、企業結合審査（そして広義には競争政策）における目的関数は何かをきちんと論じることは意味があることと考えられる。

独占禁止法において、企業結合によって「一定の取引分野」における「競争を実質的に制限することとなる場合」に、当該企業結合が禁止される。このときに実務的な観点から論点になるのは、「一定の取引分野」をどのように画定

し、「競争を実質的に制限することとなる場合」をどのように識別するか、であろう。また後者については事前規制として「こととなる場合」をどのように判断するかも大切な論点と思われる。他方で、経済学的には「競争を実質的に制限する」ことを判断する上で、「一定の取引分野」を画定する必要があるかが論点となる。ある財・サービスの取引分野を他の財・サービスと同じかどうかを判断する SNNIP テストに代表される作業は、（品質調整済み）価格の交差弾力性に一定の閾値を置くことを意味する。この閾値よりも交差弾力性が低ければ（高ければ）、取引分野として画定される（されない）とするのが、市場画定の実質的な作業である。しかし、そもそも「競争を実質的に制限する」ことを判断するときに、交差弾力性に閾値を設けることが必要かと経済学的に問われれば、その必要はないというのが回答となる。市場画定を行う理由は、市場占有率を計算することにあるわけだが、競争の実質的制限を判断する上で市場占有率を求めることが必ずしも必要とされていないからである。

もっとも限られた資源を有効に活用するために、審査すべき企業結合事案を選別するための一つの判断要素として、市場占有率をセーフハーバー基準として用いることは意味がある。しかし市場占有率が有意義なのはその時点までであり、競争の実質的制限を判断するときには、価格を含めた「総合的な判断」が求められることになる。この意味で、経済学的な立場からみると企業結合規制において市場占有率とその算定に必要な市場画定の作業に必要以上の焦点が当たりすぎている印象がある。企業結合後の価格の動きについて経済学的に分析する手法について、実務側に立った議論を深めていく必要がある。

そうした作業を行う上で、過去の企業結合事例が市場の実質的な競争にどの程度の影響を与えたのかを明らかにしておくことは有益である。そうした定量的な評価を取りまとめた一つの包括的な研究成果が「企業結合の事後評価－経済分析の競争政策への活用－」（CRO4-11）であろう。ここでは利益率、株価、研究開発、価格の四つの側面から企業結合の事後評価を行っている。我が国における企業結合の事後評価において分析の蓄積が乏しい中で、この研究成果は価値があると評価できる。今後は企業結合の効果として競争制限効果と効率性向上効果との識別について、更に分析を深掘りする必要があるだろう。また企業結合審査にいかすための定量分析の蓄積も必要とされる。特定の企業結合案件について競争制限効果及び効率性向上効果の観点から価格の動きをどのように判断できるのかは、例えば合併シミュレーションにおける高度な分析手法がアカデミックには行われている。こうした分析手法のエッセンスをいかに簡素化して実務に落とし込めるかは、欧米でも取り組まれている課題と思われ、我が国においても今後の課題である。

経済学の観点から企業結合に関する将来の研究課題は多い。本稿でも企業結合審査における厚生基準の在り方について取り上げた。以下では他に三つの課題を簡単に挙げておく。まずは企業結合における効率性向上効果に関する考え方である。効率性向上効果にはいわゆるイノベーションの評価も含まれ得るが、こうしたいまだ発現していない効果を評価することが果たしてどの程度可能なのかは、様々な議論がある。例えばイノベーションは画期性・意外性を社会にもたらすものであり、そうした現象を説明し得た時点でもはや画期性や意外性を持

つイノベーションではないという極端な見方もある。しかし現状における分析ツールが十分でないからと言って、効率性向上がないとはいえない。イノベーションによる新製品・サービスの登場が重要であるならば、既存の市場占有率を用いて将来の効率性効果を判断することはそもそもできないことから、効率性に対する考え方は企業結合審査の考え方を大きく変えるものとなり得る。こうした観点における経済学的な理論構築が必要であろう。

また、企業結合審査における政策評価の一環として、問題解消措置の評価・検討を行うことも重要な課題であるように思われる。企業結合時点における事前での問題解消措置の評価と事後的な結果との間に齟齬が生じることは常にあることを念頭に置いた上で、より効果的な問題解消措置の在り方を探る上でも、事後的な検証作業を行うことの意義は大きいのではないかと。

最後の課題は、競争の実質的制限に関する理解を深める活動についてである。企業の価格付けについては産業組織を始め理論的な観点からの検討は既に十分な知見の積み重ねがあるが、実証的な観点からは実務的にもいまだ十分な理解がなされているとは言い難い現状にある。経済学的には企業結合における競争の実質的制限は、限界費用を用いたマークアップから判断されるべきというのが一般的な理解だが、そうした点を含めて実務とのコミュニケーションが十分になされていない。機会費用を含めた限界費用の経済学における考え方と、実務における価格付けに対する感覚との溝を埋めることは、競争政策を唱道する上での王道であるはずだろう。こうした課題に対するCPRCの今後の取組に注目したい。

「企業結合の事後評価—経済分析の競争政策への活用—」

(CR04-11 2011 年 11 月公表)

小田切 宏之 C P R C 所長・
成城大学社会イノベーション学部教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

企業が同業他社と合併する際、合併の目的として「収益力の向上」、「資本市場におけるより高い評価」、「技術・品質・コストなどでの競争力」、「お客様への貢献」等を標ぼうすることが多い。本研究では、これまで実施されてきた合併がこのような狙いを達成できたのか検証するため、平成 12 年以降の合併事例を使用し、利益率、株価、研究開発費・公開特許件数及び商品の小売価格のデータから合併の成果を実証的に検証している。

本研究では、合併による収益力の改善がみられたか否かを分析するため、地方銀行の合併を取り上げ、経営成果への影響を推定した。分析方法としては、合併行と財務指標等の特性が類似する非合併行を選択し、合併行と非合併行のペアを作り、このペアの間で自己資本経常利益率(経常利益÷純資産×100)や資本回転率(経常収益÷純資産×100)、不良債権率(銀行法基準のリスク管理債権÷純資産×100)及び労働生産性(経常利益÷従業員数)を比較し、合併前後の経営成果の変化を分析した。分析結果から、合併後 4 年目までは自己資本経常利益率が悪化したケースの方が多く、合併による利益率の向上は認められないことが分かったが、5 年目まで期間を拡大すると利益率が改善したケースの方が多かった。資本回転率については、

改善したケースと悪化したケースが同数であったものの、不良債権比率及び労働生産性については、分析期間を 5 年目まで拡大しても悪化したケースの方が多かった。全体的にみれば、合併後、経営成果が悪化したケースの方が多いことが分かった。

次に、合併を資本市場がどのように評価したのか、合併の発表が企業の株価に与える影響をイベント分析の手法を用いて分析した。株式市場では、投資家が企業の長期利益を予測して投資するため、株価は長期利益を反映して決まるはずである。合併が効率性を向上させ、長期利益を高めると予測されていれば、合併の発表は株価を高め、合併がなかった場合に予測される株価の収益率を上回る収益率(以下「超過収益率」という。)が実現される。本研究では、15 事例を基に、合併の発表(イベント日)直後から 30 日程度までの間に株価について超過収益率が実現されていたのか、その累積値(以下「累積超過収益率」という。)を使用して分析を行った。分析結果から、合併発表直後には 11 事例で累積超過収益率がプラスとなったが、1 週間後にはプラスとなった事例が 6 事例にとどまったことから、1 週間後の時点で見ると、過半の事例において、株式市場は合併の効果をプラスに評価していないことが分かった。

合併が研究開発に与える影響について、理論

的には独占的な企業ほど研究開発を行わなくなるという「平穏なる生活仮説」がある一方で、独占的な企業ほど研究開発を行うといういわゆる「シュンペーター仮説」がある。また、これまでの実証研究によれば、合併が研究開発に負の効果を示すという研究が比較的多い。本研究では、製造業における39件の合併事例を対象に、合併が研究開発に与える影響について研究開発活動のインプットとして合併前後の研究開発集約度（研究開発費÷売上高×100）、アウトプットとして特許公開件数を比較することで、研究開発活動のインプット及びアウトプットの両面から分析を行った。その結果から、研究開発集約度が合併後に上昇する事例は全体の半分以下であるが、研究開発集約型企业（研究開発集約度の合併後5年間平均が3%以上の企業）に限ると半分以上で上昇することが分かった。一方、合併後の公開特許件数については、特許出願が増加した事例は約3割であり、研究開発集約型企业に限っても半分以下であった。分析結果から、合併は必ずしも研究開発を促進するとはいえず、医薬、機械等の研究開発集約型企业に限れば、合併後、研究開発支出が促進されたケースは多いものの、特許件数にはその成果が現れていないことが分かった。

次に、合併の消費者利益に与えた影響をみるために商品の小売価格が合併の前後でどのように変化しているか、家庭用風味調味料、砂糖及びインスタントラーメンの3品目を対象に分析した。分析の結果、合併後、市場平均価格はインスタントラーメンを除く2品目で上昇し、合併当事会社の小売価格は3品目とも市場平均価格に比べ上昇した。また、合併後、家庭用風味調味料市場と砂糖市場では、合併当事会

社の売上高とシェアは、合併前の当事会社の売上高とシェアを単純に合計した値よりも減少していた。一方、インスタントラーメン市場では、合併当事会社の売上高は増加しているが、シェアに大きな差はみられなかった。これらの分析結果を踏まえると、合併後、当事会社は、家庭用風味調味料と砂糖市場では顧客奪取効果が当事会社間で消滅するなどして、合併当事会社の売上高とシェアが減少するという状況が生じたと考えられる。このことは、合併後に一定の効率性の向上が図られない限り、合併とそれに伴う価格設定行動によって当事会社の利潤は増加するとは限らない（減少する可能性もある。）可能性を示唆している。これらの結果から、家庭用風味調味料と砂糖市場では、いわゆる合併パラドックス¹が現実生じた可能性があることが示唆された。

本研究では、実証分析の総括として、次のような評価を行っている。本研究が対象とした事例によれば、平均的には合併により収益性を改善するほど効率性が向上したとはいえず、資本市場も合併をプラスに評価したといえず、また、研究開発活動が促進されたともいえない。小売価格についてみると、合併後に製品価格は上昇していた。ただし、本研究の分析結果については、①本研究では合併の影響について3～5年をみているが、合併による効率性の向上効果が現れるには不十分な可能性があること、②本研究の分析対象とした合併には救済型が多いと思われ、合併が経済合理性のみで実施されていないこと等の留保が必要である。

¹ 合併パラドックスとは、企業が合併したとしても合併当事会社の利益率や市場シェアは合併前よりも減少する一方、同業他社の利益率や市場シェアは上昇することをいう。

「イノベーション競争と独禁政策：合併規制に焦点を合わせて」

(CR06-08 2009 年 3 月公表)

長岡 貞男 C P R C 主任客員研究員・
一橋大学イノベーション研究センター教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

イノベーションは市場成果の決定要因として非常に重要である。活発な研究開発投資の結果、市場に供給される製品の品質が持続的に向上していく、あるいはそのコストが持続的に低下していくことは、長期的にみて厚生改善の大半を決定することになる。このようにイノベーションが重要であることを背景に、米国の競争当局は特に合併規制において合併のイノベーションへの影響を根拠の一つにした介入を頻繁に行うようになっていく。DOJ と FTC がチャレンジした合併において、イノベーションへの悪影響が指摘されたケースの割合は、1990 年代前半（1990-1994）には 3% にすぎなかったのが、2000 年代初頭（2000-2003）では 38% に大きく上昇し、最近では研究開発が重要な産業（医薬品、ソフトウェア、化学、国防など）において合併のイノベーション効果にほぼ必ず言及していることが指摘されている。

合併は、製品供給と研究開発の競争とともに、研究開発の能力と研究開発投資の専有可能性にも影響を与え、かつ往々にしてこれらは相殺する方向に影響し合うので、合併がイノベーションに与える影響は理論的にみても必ずしも一意ではない。さらに、合併効果の検証という面でも、研究開発への影響を通じた経済効果の把握は、供給されている財の価格や数量の動向

と比べてより困難である。

上記を背景に、本研究では、イノベーション競争（研究開発競争）に対する競争政策の今後の検討に資するために、第一に、主に米国を中心とした合併審査実務の把握を試み、第二に、米国におけるイノベーション競争と合併の法理論の展開のサーベイを行い、第三に、特許のマイクロデータを利用した合併のイノベーション効果のケース調査を行った。

第一の検討からは、次のような研究結果が得られた。

- 米国の競争当局によって研究開発活動ないしイノベーションへの悪影響が特に述べられた事例（Complaint 発出年ベース）として把握できた企業結案件数は、1996 年から 2007 年の 12 年間で 59 件存在する。もっとも、これらのケースでは、そのほとんどにおいて、研究開発・イノベーションへの悪影響に加えて、製造・販売に係る競争にも悪影響が及ぶとも述べられている。
- 産業分野では、研究開発への悪影響が問題となったケースは医薬品・医療機器・治療方法に係る事例が特に多いが、国防省が購入者である製品の供給者間の企業結合事例、コンピュータ・ソフトウェアの事例もある。
- 競争構造をみると、合併の結果、研究開

発に関連する財市場の独占ないしそれに近い状態が形成・維持・強化される事例が、相当の割合を占める。

- 企業結合が競争当局によって阻止された事例は、抽出した事例のうち、2例のみであり、大半は、営業・資産譲渡、知的財産権ライセンス、ノウハウ提供、人的資源の提供などの是正措置の実施を条件に合併が問題なしとされている。

第二の検討からは、イノベーション市場の存在について次のような肯定論と否定論が存在することが明らかとなった。

- 肯定論においては、イノベーション市場論と潜在的競争論の共通点として財市場に現存していない競争者の分析を挙げているが、潜在的競争論では財市場の存在が前提となっており、存在していない財の供給への企業間競争の問題に対処するには問題があることが認識されている。
- 否定論においては、研究開発における競争構造とイノベーションの関係が明らかではないこと、また、イノベーション市場論に基づく介入の濫用の危険性が指摘されている。

第三の検討からは、次のような研究結果が得られた。

- 合併後に出願件数も研究開発投資も一時的にかなり低下する。合併前後の研究開発活動の再編などに伴う不確定性のために、研究開発活動が低下することを示している。
- 合併後、本体企業での特許出願が減少し、関連会社では大幅に増加した。その要因の一つとして、合併を機に本体から関係会社

に移動した発明者（研究者）が相当数存在することが指摘される。

本研究では、以上の研究結果を踏まえ、イノベーション競争（研究開発競争）に対する競争政策の今後の検討への含意について次のような指摘を行っている。我が国においても、研究開発及びその知的財産保護の水準が高まり、ネットワーク外部性が重要な産業が拡大する中、研究開発競争（race to the market）の重要性も高まり、競争政策上これに着目していく必要性も今後高くなると考えられる。製品市場における競争の保護が同時に研究開発の競争も保護することになるケースも依然多いと考えられるが、例えば、製品市場を既に独占している企業が研究開発専門企業を買収することによって研究開発も独占するケースあるいは垂直統合企業間の合併が既存市場には大きな影響をもたらさなくても特定分野の研究開発には独占をもたらすケースなどでは、製品市場の競争に注目したアプローチのみでは効果的に対処できないと考えられる。

ただし、研究開発競争と研究開発パフォーマンスの関係は当該研究開発成果の専有可能性などにも強く依存し、合併効果の分析にはケースの特徴を良く把握した構造的な分析が必要であると考えられる。米国においても、研究開発競争にフォーカスして合併効果の分析が行われたケースはまれであり、イノベーション競争を分析する手法や実務が確立されてきたとは言いがたい。特許情報を活用した分析を含めて、イノベーション競争の実態の研究の蓄積が今後行われていくことが重要である。

「商品差別化と合併の経済分析」

(CR05-06 2006 年 10 月公表)

泉田 成美 C P R C 客員研究員・
東北大学大学院経済学研究科助教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

経済の成熟化、消費者の嗜好が多様化していく中において、今後、取り分け消費財についてはブランドによる商品差別化戦略がますます進められていくことも予想されるところ、強いブランド力を持つ会社同士の企業結合の事案も増加していく可能性がある。本研究では、ブランド等によって差別化された財が取引される市場における企業結合が競争に及ぼす影響について理論的な考え方や事例を整理するとともに、バター及びマーガリン類について、米国において事案の分析に活用されているものと同様のスキャナーデータを入手した上で、実証分析を行い、我が国において今後どのような分析手法が可能かを検討している。本研究は大きく分けると三つの部分から構成される。

第一に、米国、欧州及び我が国の企業結合ガイドラインにおける差別化された財市場での企業結合の審査基準について、それぞれに共通する考え方である合併の単独（ユニラテラル）効果に関する経済理論を整理し、米国、欧州及び我が国において企業結合審査においてどのように経済分析が活用されてきたか幾つか事例を紹介している。具体的には、需要関数の推定、合併シミュレーション等の経済分析が合併審査においてどのように活用されたのか、公表されている事例として米国における製紙メーカーの合併（US v. Kimberly-Clark Corp,

1995 年）及び朝食用シリアルメーカーの合併（New York v. Kraft General Foods, Inc., 1995 年）の2件、欧州におけるトラックメーカーの合併（Volvo/Scania, 1999 年。ただし、本件については経済分析の結果が最終判断には用いられていない。）を紹介している。

第二に、企業結合審査における代表的な経済分析手法として、市場画定の手法であるクリティカル・ロス分析、競争制限効果の測定のための合併シミュレーションに用いられる需要関数の推計方法を紹介し（両対数形の需要関数、ストーンによる方法、ロッテルダムモデル、残余需要関数、ALM、AIDS及びPCADS）、合併シミュレーションの理論的な側面を整理している。また、消費財や小売業の合併の経済分析において利用されるようになっているスキャナーデータ（POSデータ）について、その特徴と利用に当たっての留意点をまとめている。留意点として、販売チャネルによって消費者の価格弾力性が異なる場合があること、週次や月次などの集計期間が異なることにより価格変更の頻度や消費者の価格弾力性が異なってくることなどが挙げられている。

第三に、我が国のバター及びマーガリン類のスキャナーデータを用い、第二で整理された経済分析手法を実際に用いて需要関数の推定を行い、クリティカル・ロス分析によりこれらの商品に対して市場画定分析を行い、ALM、A

IDSモデル、PCAIDSモデルの各手法に従って合併シミュレーションを行い合併により価格の上昇が生じるか否かについて分析している。クリティカル・ロス分析及び合併シミュレーションの結果をまとめると次のとおりである。

差別化された財市場における合併が競争に及ぼす効果を分析するに当たって、欧米において活用されるようになっている計量経済学的な分析手法を用いると、過去の経験則やシェア・集中度から予想される市場画定・競争制限効果とは異なる結論が導かれる可能性があることが分析結果から示された。

実際の企業結合審査や訴訟に当たっては、定

性的な情報との整合性も勘案した上で結論が導かれることとなると考えられるものの、今回の研究により、分析に適するデータが存在し、かつ、人員や時間などの制約がなければ、計量経済学的な手法を用いることによって、より精緻な分析を行うことができる可能性が示唆されている。

ただし、計量経済学的な手法を事案の分析に適用するに当たっては、使用できるデータや分析に割くことのできるリソースによって、適切なモデルの選択が重要になり、また、市場画定や競争制限効果の有無を判断するに当たっては、定性的な情報等との整合性を確認する作業も必要である。

歴代事務局長コラム～1

CPRCの思い出話

BBLやセミナーにおいて、幅広い視点からの情報を活用していくために、法学や経済学の研究者だけでなく、競争に関連する政治学・社会学・法哲学・歴史の研究者、さらにビジネスの現場に携わっている方、世界各国の研究者などをお呼びしてきた。講演していただいた先生・お世話になった方々には、改めて厚く御礼を申し上げたい。

フォーマルなイベント、非公式の勉強会、あるいは昼食を取りながらの懇談といったCPRCの様々な局面で、研究上の問題の議論、実務における課題の相談、世界情勢から歴史・哲学の談論風発がなされ、そしてこうした多くの意見交換が、学界から実務へ影響を及ぼすものとして、基礎的な研究の発表による学問の展開のルートとともに、具体的な法執行にアカデミックな知見を直接活用していく一つのルートとなってきていると感じられる。

私がCPRC事務局長時代に取り組んだことは、共同研究のテーマの選定や研究への参画について公募を活用して申込み希望の尊重など透明性の高い運営を行うとともに、CPRCの共同研究が、研究と実務の融合の進展に寄与し政策形成に役立つものとなるようにすることであった。こうした取組が研究に対する刺激となってきていると確信している。

(前CPRC事務局長・現CPRC次長(経済取引局経済研究官) 荒井 弘毅)

「企業結合審査と経済分析」

(CR 05-05 2005 年 11 月公表)

越知 保見 C P R C 客員研究員・
西村ときわ法律事務所弁護士ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

企業結合審査においては、企業結合が市場に及ぼす具体的な悪影響について、競争当局側が立証責任を負うこととされていることから、欧米では、計量経済の手法に基づく分析手法が急速に浸透しつつある。本研究は、欧米における最新のガイドラインの概要について述べるとともに、企業結合審査の場面で用いられる計量経済の分析手法について紹介し、もって、我が国における企業結合審査において、より精緻かつ実証的な経済分析が行われるようにするための基礎資料を提供することを目的に行われた。本研究は三つの部分から構成される。

第一に、欧米における合併分析の手法の変遷をまとめた後、市場画定の分析の展開及び競争阻害効果の分析の展開についてまとめている。米国では 1960 年代、市場集中度仮説に基づいて集中度の重大な増加によって競争が実質的に減少するとの推定を行っていたが、1982 年合併ガイドライン(1984 年改訂)では合併規制の目的がマーケットパワーの行使を防止することであることを明らかにするとともに、

市場集中度仮説に基づく訴追基準を緩和し、合併規制の分析手法の整理を行っている(関連市場の画定、集中度の変化の測定、参入、買手の対抗力等の抗弁事由の分析。)。1992 年水平合併ガイドライン(1997 年改訂)は合併の競争阻害効果を単独効果と協調効果に分け、それぞれについての分析手法を整理している。欧州では 1989 年の合併規制規則の制定以降、合併規制が本格化した。米国の合併規制は、合併の結果、競争が実質的に減退し、価格が上昇することを防止することを目的としているのに対し、欧州の合併規制は合併によって支配的地位を有する事業者が現れることを未然に防止することが主たる目的であるという点で、両者には違いがみられたが、現在では、欧米間の相違は相当程度解消されている。すなわち、欧州の 2004 年新合併規制規則では競争を阻害するおそれについて、SIEC(効果的な競争に対する著しい阻害)テストを重視するアプローチを採用し、同年の水平合併ガイドラインでは競争阻害効果の検討に当たって、単独効果と協調効果の理論を採用している。市場画定の分析に当た

って、以前は、米国では需要の交差弾力性及び合理的互換性により、一方、欧州では消費者の同一性により、それぞれ判断が行われてきたが、今日では、欧米ともに、SSNIP テストが採用されている。競争阻害効果の分析については、欧州及び米国双方のガイドラインにおいて単独効果と協調効果の二つの側面から競争阻害効果进行分析する枠組みが確立している。

第二に、欧米の合併審査における市場画定及び競争制限効果の分析に用いられる計量分析手法について、それぞれの手法が用いられた事例とともに紹介している。市場の画定に用いられる分析手法として「価格弾力性分析」とそのSSNIP テストへの応用、時系列的な価格水準の相関係数を調べることで市場を画定する手法である「価格相関分析」、地理的に離れた二つの市場で取引されている同一の財について相対価格の推移を分析することで市場を画定する「定常分析」及び製品の出荷パターンから地理的市場を画定する「Elzinga-Hogarty Test」の三つを紹介している。競争制限効果の分析に用いられる経済分析手法として、差別化されている財の類似度を分析し、製品差別化のある市場における合併の単独効果の分析に活用される「転換分析」、需要の弾力性を推定し合併後の価格上昇度合いを推定する「合併シミュレーション」、価格と競争者数の関係や価格と市場

集中度の関係を分析し合併が価格に与える影響を測る手法である「価格集中度分析」とこれを発展させ、地理、時間、競争者の数等の条件が異なるデータを比較することで合併による市場構造の変化が競争に与える影響を分析する「自然実験」等の分析手法を紹介している。

第三に、オラクル事件を題材に米国の判例における経済分析の位置付けを考察している。同事件は、オラクル社によるピープルソフト社の敵対的買収について司法省が合併の禁止を求めて提訴し、主に市場画定を争点として審理が行われた結果、計量経済学に基づく定量的な分析が不十分であることを理由として連邦地裁が司法省の主張を退けたものである。本研究では、本判例について詳細な検討を行い、この判例の意義として、①裁判所による経済分析に対する考え方（定量的証拠を重視）を知る格好の素材であること、②市場画定、市場シェア・集中度、反競争効果といった企業結合の違法評価の要素について原告の立証活動、それに対する被告の反証活動、両者を踏まえての裁判所の認定と評価の三つが展開されることにより、企業結合の違法性を米国の当局がどのように立証しようとしているか、被告がどのように反証しようとしているかが如実に表されていることを挙げている。

「垂直・混合型企業結合規制の法学・経済学的考え方に関する調査」

(CR04-04 2004 年 8 月公表)

林 秀弥 C P R C 客員研究員・
神戸市外国語大学専任講師ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

従来、垂直・混合型企業結合は、競争者の数を減らさない一方、効率性を向上させるため、水平型企業結合に比べて競争上の弊害が少ないと考えられ、競争当局も、水平型企業結合に比べ、垂直・混合型企業結合に対して寛容な態度を示してきた。ところが、垂直・混合型企業結合が垂直的市場閉鎖や抱き合わせによる競争者費用の引上げをもたらし、競争阻害的になる可能性が指摘され始め、欧米では、従来低調だった垂直・混合型企業結合規制が 1990 年代以降になって再度行われるようになった。

上記の動きを踏まえ、本研究は、欧米の垂直・混合型企業結合に対する規制方針の特徴や相違点を整理し、垂直・混合型企業結合規制の基礎となる経済理論・実証研究を整理し、得られた知見を整理した上で、我が国の企業結合規制・審査への示唆を得ることを目的に行われた。

本研究によって得られた結論は以下の八点である。

第一に、欧米では、「消費者利益の保護」が企業結合規制の目的であるという観点から、価格上昇の蓋然性が高い企業結合を違法と判断する点において共通である。「消費者利益の保護」は、経済学的観点からは消費者余剰の最大化と整理できるため、消費者余剰の減少につな

がる価格上昇の蓋然性が高い企業結合を違法と判断する態度は経済学的な考え方と整合性がある。

第二に、欧米では、一般的に、垂直型企業結合に関しては垂直的市場閉鎖と協調促進による競争への影響を検討し、混合型企業結合に関しては水平的市場閉鎖と潜在的競争の喪失による競争への影響を検討するという点で共通である。市場閉鎖のシナリオによる競争への悪影響については、ゲーム理論的研究が、投入物閉鎖、顧客閉鎖、抱き合わせといった市場閉鎖的行動が競争者の費用を引き上げ、企業結合の結果として価格支配力が高まり、市場価格が上昇する場合があることが明らかにしている。ただし、企業結合による反競争的な結果が発生するためには、経済理論上、競争者費用の引上げが可能であって、結合企業にとってその戦略が利益になる市場環境が存在していることを立証する必要があり、水平型企業結合と比べると、反競争的效果の蓋然性の高さを証明することは容易でない。また、水平型企業結合と比べると、垂直・混合型企業結合は、範囲や規模の経済性、取引費用の削減、外部性の解決といった企業結合による効率性向上の余地が大きく、これらの効率性の向上が著しい場合には、市場閉鎖戦略がとられたとしても消費者厚生が高ま

る蓋然性が高い可能性がある。

第三に、欧州は、企業結合による効率性向上が結合企業の優位性を高める結果、競争者が市場から排除されることになり、競争が阻害される可能性を重視する傾向があるが、米国は、そのような可能性自体を完全には否定しないものの、効率性の向上は価格下落や競争促進の役割を果たす可能性の方が高いと判断する傾向がある。垂直・混合型企業結合による効率性の向上が、抱き合わせ等の行為を通じて、競争を阻害する方向に作用することを経済学的にも示すことが可能であるため欧州と米国の態度のどちらが一般的に妥当であるかは経済理論の観点からは判断できない。このような欧米の規制態度の違いは、企業結合の違法性判断の立証水準の違いや、市場メカニズムに対する信頼性の違いに起因している可能性がある。

第四に、垂直型及び混合型企業結合における違法性判断基準は、市場の閉鎖性や競争者の排除ではなく、水平型企業結合の場合と同様に、価格支配力の獲得とすべきである。市場の閉鎖性や競争者の排除は必ずしも消費者厚生を低下させるとは限らないからである（消費者厚生を低下という観点を踏まえれば、価格支配力の獲得を判断する際には、市場価格の上昇だけでなく、品質の低下や商品選択肢の減少なども考慮されるべきである）。

第五に、垂直・混合型企業結合は、水平型企業結合と比べて効率性の向上をもたらす余地が大きく、より競争促進的な側面を有する一方、水平型企業結合にはない市場閉鎖等の競争制限的な側面を有する可能性があることも指摘されていることから、垂直・混合型企業結合の

審査は、水平型企業結合の場合と同様に、合理の原則によるべきである。

第六に、垂直型企業結合による競争の実質的制限のシナリオとしては垂直的市場閉鎖及び協調促進、そして、混合型企業結合による競争の実質的制限のシナリオとしては水平的市場閉鎖及び潜在的競争の消滅について考慮する必要があると考えられる。

第七に、市場閉鎖に関する企業結合審査に当たり、上記シナリオ成立の蓋然性を厳密に判断するため、当該企業結合の結果、統合企業が市場閉鎖を行い、①競争者の費用が上昇する蓋然性が高まるか、②競争者の費用が上昇する結果、結合企業の価格支配力が高まり商品価格の上昇が見込まれるか、③企業結合による効率性の効果によって、価格上昇の悪影響が緩和されるか、の三段階に分けて検討することが適当である。

第八に、結合企業の市場シェアが小さく市場集中度が低い場合には、通常、競争への影響はないと判断する「ホワイトリスト」を設定することは可能であると思われる。例えば、結合企業の川上又は川下市場における市場シェアが大きくない場合には、顧客閉鎖や投入物閉鎖を行ったとしても、川上市場や川下市場における価格への影響は小さいと考えられる。ただし、水平型企業結合の場合と同様に、ホワイトリストの閾値を厳密に規定する経済理論は存在しないため、当局の審査経験や関連する実証研究の成果を参考にして閾値は決定されることになると思われる。



競争政策研究センター主任研究官
大阪大学大学院法学研究科教授

武田 邦宣

カルテル・談合（今後の研究課題）

1) ハードコアカルテルの規制

独占禁止法により禁止される不当な取引制限の中でも、もっぱら競争制限のみを目的とするものをハードコアカルテルと呼ぶ。価格カルテル、数量カルテル、顧客分割、入札談合などがその例であり、世界のいずれの競争当局もハードコアカルテルの摘発、根絶に注力している。平成23年度に公正取引委員会は22件の法的措置を採っているが、そのうち12件は入札談合、5件は価格カルテルである。ハードコアカルテルの規制につき、今後の展望を語る上でまず言及すべきは、多摩談合事件の最高裁判決と、リニエンシー制度の導入、強化である。

2) 多摩談合事件最高裁判決

意外ではあるが、ハードコアカルテルの規制問題は、法学及び経済学の間で協同が難しいテーマとも言えた。独占禁止法学において、不当な取引制限を検討する際、まず問題となるのは

「競争者性」や、「拘束の相互性」、「拘束の共通性」といった形式的な要件であり、独占禁止法に関する解説書、教科書が多くのページを割くのも、それら形式的な要件についてである。しかし経済学者にとって、そこでの議論は大きな関心を引くものではなかろう。課徴金を賦課する際の「商品又は役務」について、蓄積した事例についても同様と考えられる。

しかし多摩談合事件の最高裁判決により、このような状況に変化を期待することができる。同判決において最高裁は、競争制限的な内容の取決めがなされたならば、当事者の意思決定が制約され、「その事業活動を拘束し」、さらに「共同して・・・相互に」の要件も充足するとした。これは、上で言及した不当な取引制限に係る形式的要件について、合意がなされれば、それら形式的要件について充足を認めてよいとの立場と理解することができる。多摩談合事件最高

裁判決によって、経済学からみた独占禁止法学の議論は見通しがよくなるものと考えられる。

3) リニエンシー制度・非リニエンシー案件の規制

ハードコアカルテルに対する規制は、平成17年の課徴金減免制度（リニエンシー制度）の導入により、その実効性を大きく高めるとともに、公取委が取り組むべき政策課題を大きく変えることになった。リニエンシー制度により直接証拠がそろい、また事業者側の積極的協力が得られる案件が登場するとともに、非リニエンシー案件、すなわち事業者からの十分な供述や直接証拠が得られない案件の規制問題が大きな課題となっている。後者の課題とは、状況証拠に基づくハードコアカルテルの立証問題である。

この立証問題について経済学的知見は有益であるように見えるが、しかし経済学的知見を利用した取組は、必ずしも十分ではなかった。独占禁止法学及び実務は、不当な取引制限を検討する際、「黙示の合意」と「意識的並行行為」を区別して、前者を違法、そして後者を合法とする。これに対して、経済学は、両者を区別することがない。経済学は、黙示の合意と意識的並行行為はもちろん、明示の合意についても、競争水準以上の価格設定を許すものを全て「collusion」としてその発生を問題にする。このような経済学の立場を前提にすれば、独占禁止法学に経済学的知見の取組が必ずしも十分ではなかったというのは、当然のことであったのかもしれない。

独占禁止法学及び実務は、①黙示の合意と②意識的並行行為を区別するものは「意思の連絡」にあるとする。そして、②意識的並行行為が、相手方の価格引上げ行為等を他方が単に一方的に認識、認容するのに対して、①黙示の合意は、相手方の価格引上げ行為等を相互に認識、認容することとされてきた。ところが意識的並行行為においても、黙示の合意に係る定義、すなわち価格引上げ行為等を相互に認識、認容する状況は観察し得る。実は上記定義は、黙示の合意と意識的並行行為を明確に区分する基準となっていないのである。問題は、相互の認識、認容をもたらす行為のうち、「非難に値する」行為は何かということになる。経済学と独占禁止法学間には、議論のための共通土台が存在しなかったわけである。

しかしこのような状況に変化を期待することができる。CPRC第9回国際シンポジウムのテーマは、「カルテル・談合の経済分析と独占禁止法」であった。同シンポジウムにおいて言及されたキーワードの一つは、コミュニケーションであった。コミュニケーション概念は、相互の認識、認容をもたらす行為のうち「非難に値する」行為は何かという問題につき、法学と経済学間の議論を接続する可能性を持つ。欧米では、コミュニケーション概念を基礎として、既に法学と経済学との共同作業が進められている¹。

¹ コミュニケーションに注目して協調のメカニズムを解明し、「非難に値する」共同行為を抽出しようとする考え方である。例えば、競争者に対する一方的な価格引上げの通知、そしてその後の共同価格引上げはどのように評価されるのか。価格引上げの通知が競争者間に限られた閉ざされた場合と、需要者も含めた公開

4) サンクションの制度設計

以上、①多摩談合事件の最高裁判決により、法学と経済学間の議論の垣根が低くなり、また②リニエンシー制度の導入によりハードコアカルテルに対する規制が強化されるとともに、③非リニエンシー案件の規制について、コミュニケーション概念に、法学と経済学間の接点が生じつつあることを述べた。現在、ハードコアカルテルの規制問題は、法学、実務、そして経済学という三者協同の成果が最も期待できる問題と言えるのである。

ハードコアカルテルに対する規制の問題は、以上に限られるものではない。リニエンシー制度の効率性を高める方法や、公取委による調査権限を強化する方法も、ハードコアカルテルに対する規制の実効性を確保することに有益である。制裁性が認められた課徴金に裁量性を認めるかどうかも議論となるであろう。そしてこれらは全体としての検討が必要である。リニエンシー制度の前提は厳格なサンクションであるが、厳格なサンクションは一旦成立したハードコアカルテルの結束力を更に高める効果も有しそうである。法学と経済学との共同作業に基づく制度設計が期待される課題である。

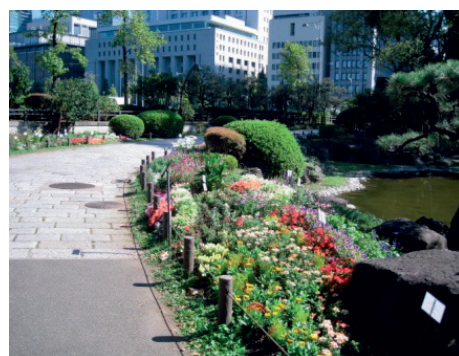
5) CPRCにおけるこれまでの研究・これからの研究

次ページ以下に一部紹介があるように、CPRCにおいては、これまでもハードコアカルテルの規制に係る共同研究がなされてきた。そし

された場合とで異なるであろうか。価格引上げにコミットする場合と、コミットしない場合で異なるであろうか。欧米では、このような問題について、既に法学と経済学との議論が始まっている。

てそれら成果は、ハードコアカルテル規制の実務に大きく寄与してきたと考えられる。例えば、CPRCハンドブックシリーズ「カルテル規制における経済分析の活用」の成果は、ハードコアカルテルが発生しやすい産業を抽出して、公取委による監視、調査の資源を集中させることを可能にする。また、共同研究「カルテル・入札談合における審査の対象・要件事実・状況証拠」の成果は、状況証拠に基づく意思の連絡の立証につき、先駆的研究となるものである。

冒頭で述べたように、世界のいずれの競争当局も、ハードコアカルテルの摘発、根絶に注力している。ハードコアカルテルは、欧米では最も厳格に規制される競争制限行為となっている。国境を越えたカルテル案件が登場する中で、我が国においても、欧米と同様の厳格な規制が望まれる。CPRCには、そのための基礎的研究が期待されている。また、競争制限以外の目的を有する共同行為、すなわち非ハードコアカルテルについて、どのような規制枠組みを構築するかも、不当な取引制限の規制においては重要な論点である。同論点についても、CPRCによる研究が期待される。



「カルテル規制における経済分析の活用」

－ C P R C ハンドブックシリーズ No.2 －

(CR 07-11 2012 年 2 月公表)

小田切 宏之 C P R C 所長・

成城大学社会イノベーション学部教授ほか

(肩書は当時のもの。)

(概要)

各国の競争政策の中でも、カルテルは当然違法として競争法執行の中心となっている。我が国においては、カルテルは独占禁止法において不当な取引制限として禁止されており、最も典型的な違反行為類型とされている。これは、経済学が教えるように、カルテルは、価格カルテルはもちろん数量カルテルや市場分割カルテルであっても、競争を制限することにより高価格を生み、生産量・消費量を減じることで経済厚生を損なうためである。

本研究は、カルテル規制への経済学的考え方や経済分析手法の活用についての理解を深めるため、理論分析の結論を踏まえ、どのような産業でカルテルが生じやすいか、すなわち、カルテルの発生と産業の構造的要因についての実証分析を行ったものである。

本研究では、カルテルの発生を促す産業の構造的要因及びそれを妨げる要因を実証的に明らかにするため、平成 2 年度から平成 16 年度の間にカルテルを行ったとして公正取引委員

会が法的措置を採った事件のうち製造業に関するものを分析対象として、カルテルの発生を促す要因（需要要因・供給要因）について分析した¹。本分析では、需要要因として出荷額の伸び率及びその変動、供給要因としては参入障壁を代理するものとして 1 事業所当たり在庫及び 1 事業所当たり機械・装置取得額を、市場集中度の指標として H H I（ハーフィンダール指数、企業の市場シェアの二乗値を合計したもの）又は C R 3（上位 3 社集中度）を使用した。

カルテルの発生と産業の構造的要因についての実証分析の結果は次のとおりである。需要要因である出荷額の伸び率及びその変動とカルテルの形成との関係については、両方ともカルテルの形成に有意に負の効果が確認されている。また、供給要因とカルテルの形成との関係については、1 事業所当たり在庫及び同機械・装置取得額はカルテルの形成に有意に正の効果が確認されているが、市場集中度について

¹ 本分析は、英国の OFT が行ったカルテルの実証分析の手法を参考にした。Office of Fair Trading (2005) “Predicting Cartels,” OFT773.

はHHIとCR3の双方ともカルテルの形成に有意ではないものの負の効果が確認されている。これらの結果を理論分析の結論と比較すると、出荷額の伸び率及び市場集中度を除き、理論分析の結論と同様の結果となり、理論仮説を支持する結果となった。上記の分析結果から、一般的に、産業規模が縮小傾向にある産業、需要環境が安定しており将来の経済環境の変化について見通しがつきやすい産業、新たに事業を始めるに当たって多額の費用を要するなど参入障壁が高い産業でカルテルが起きやすいということが分かった。

本研究では、上記の分析結果を基に、カルテルの生起確率を予測した。予測結果によれば、予測値の上位10産業に限れば、実際にカルテルが行われていた産業が7産業含まれている。一方、カルテルが摘発されている産業でも生起確率の予測値が低いものもある。畜産食料品製造業及び野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業ではそれぞれ1件摘発されているが、生起確率の予測値は低い値となっている。この点については、説明変数として使用した産業の構造的要因以外の要因が影響したものと推測される。

最後に、本研究の実務への活用方法として、競争当局がカルテルが発生していると思われる産業を発掘又は選択するための指標として利用することが考えられるとしている。様々な産業がある中で、どの産業に重点的に競争

当局の資源を割り当てるべきかを考えた場合、カルテルの発生との間に有意な関係が観測された要因が顕著に表れている産業の監視により多くの競争当局の資源を割り当てることが効率的な資源の配分といえるからである。

競争政策の実務への経済分析の活用を示すことを
目的に行われた共同研究

競争政策で使う経済分析ハンドブック
—CPRCハンドブックシリーズNo.2—

第1章 カルテルの経済理論分析

第2章 カルテル要因の実証分析

第3章 経済的証拠のカルテル事件における共同
行為の立証活動への活用

第4章 海外競争当局における経済的証拠の取扱
い方針等について

「カルテルの実態調査と経済理論分析」

(CR03-07 2008年3月公表)

丹野 忠晋 C P R C 客員研究員・
跡見学園女子大学マネジメント学部准教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

本研究は、カルテル・談合事件¹の摘発や解明に当たって、経済学の活用を促すことを目的として行われた。具体的には、平成2年度から平成16年度にかけての15年間に公正取引委員会に摘発された²カルテル・談合事件を検証し、我が国のカルテル・談合事件の特徴を明らかにした上で経済理論と実証研究のサーベイを行うとともに、入札談合が行われた地方自治体のデータを用いてカルテル・談合についての実証分析を行っている。

まず、15年間に摘発されたカルテル・談合事件の特徴の解明では以下の点が確認できた。カルテル・談合のターゲットとなる需要者は官公庁、学校、病院が多い。このことは、予算の単年度主義による費用削減のインセンティブの低さ等が談合を誘発させる可能性があることを示している。また、カルテル・談合の共謀スキームについて、過去の取引実績を考慮しているという共通点があるものも確認された。

次に、カルテル・談合についての実証研究のサーベイでは、カルテルの可能性、安定性並びに価格、利潤及び生産性に対する効果という観点から近年の文献を中心にサーベイを行っている。これらのサーベイ文献によれば、カルテルの可能性に関しては製品差別化の度合いや

研究開発集約度とカルテルの可能性は負の関係にあり、資本集約度とカルテルの可能性は正の関係にあることが示されている。また、カルテルの安定性に関しては、高集中産業ほどカルテルの持続期間が長く、カルテルメンバーの数が多くなるほどカルテルの持続期間が短い傾向があることが示されている。

ある地方自治体を舞台にした入札談合事件について簡単な実証分析では、公正取引委員会による調査開始前と調査開始後の入札価格に関する変数の比較を主に行った結果、調査開始後に入札率と落札率が大きく下落していることが分かった。さらに、調査開始後には入札率と落札率の分散がともに大きく上昇していることが分かった。入札価格に関する回帰分析においては、入札参加者数が入札価格に対して負の効果を持ち、入札参加者の過去の受注残高の大きさ(稼働率)が入札価格に対して正の効果を持つことが分かった。加えて、新規参入者は既存企業よりも有意に低い価格を付ける傾向があった。ただし、本研究が分析対象としたケースでは、公正取引委員会による調査開始と同時期に予定価格の公表などの入札制度改革が行われているため、入札価格の変化のどこまでが調査開始による談合崩壊の効果なのかははっきりしないという留保が付されている。

¹ 入札でのカルテル(入札談合)及び通常の市場での共謀的な価格引上げ(価格カルテル)をいう。

² 勧告を行った事件及び勧告を行わずに課徴金納付命令を行った事件をいう。

「入札談合の経済分析」

(CR03-05 2005年9月公表)

柳川 範之 C P R C 客員研究員・
東京大学大学院経済学研究科助教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

近年、独占禁止法違反行為についての事業者側の防御が厳格となってきたことから、違反被疑行為の存在を示すこととなる文書などを端緒段階で公正取引委員会が入手することが難しくなっている¹。こうした状況の中で、独占禁止法に違反する談合の存在を確認し、効果的に排除するためには、データを活用した経済学的分析によって、独占禁止法違反につながる情報を識別することが有効と考えられる。仮に、談合を行っている事業者に予想される入札行動が、競争状態において予想される入札行動と有意に異なるのであれば、ある入札行動を示すデータがどちらの傾向により近いかを分析することにより、談合の可能性をある程度推測することが可能になると考えられる。そこで、本研究では、計量経済学的方法により、入札価格、予定価格、その他個別事業者の特性を示すデータを分析することによって、事業者の入札行動に関するデータから談合を行っているか否かの推測ができるか、また、その推測に関する有効な情報を獲得できるかどうかを検討した。その結果、談合の有無によって事業者の入札行動に構造的な違いが生じることを確認した。

具体的には、公正取引委員会が談合として認定した地方自治体が発注する建設工事等4件

¹ 本研究は2005年に公表されたものであるところ、その後2006年に課徴金減免制度が導入され、違反行為を行った事業者が公正取引委員会に対して早期に違反行為の報告・資料の提出を行うインセンティブが確保されるようになった。

において、公正取引委員会の立入検査前後の二つの時期に分け、立入検査前を「談合状態」、立入検査後を「競争状態」と仮定し、それぞれの状態において、各事業者の入札価格率（＝入札価格／予定価格）が、各々の費用条件（事業者の稼働率や、事業者の営業所と工事場所との距離など）とどのような関係にあるのかを分析した。すなわち、事業者の入札価格は費用が上昇すればするほど上昇するはずであるが、この傾向が競争状態のデータから観察することができるか、談合状態のデータでは異なった傾向がみられるかということについて分析を行った。その結果、競争状態では、入札価格率と事業者の稼働率の間に正の相関が認められたが、談合状態では、そのような関係がみられないことが確認された。他方、入札価格率と事業者の営業所・工事現場間の距離の間には、分析期間を通じて明確な関係は認められなかった。以上の分析結果を踏まえ、事業者の稼働率という指標が、入札価格との関係をみることによって談合の有無をチェックする際に一つの有用な情報を提供するものと考えられるとしている。

さらに、今後の課題として、本研究で費用条件の代理変数として用いた事業者の稼働率について、あくまでも費用条件を表す指標の一つにすぎず、今後は、同様のケースを多数積み重ね、様々な代理変数を用いて分析を行っていくことによって、本研究で得られた結論の一般性を検討していくことの必要性について、指摘している。



競争政策研究センター主任研究官
学習院大学法学部教授

大久保 直樹

単独行為規制についての総括と展望

【総括】

単独行為規制についての10年間のセンターの共同研究を振り返ってみると、当然のことであるが、この10年間の欧米における問題関心が色濃く反映されていたと言える。

この10年間の欧米における問題関心は、主として、以下の二つの点に向けられていた。

第一の問題関心は、規制緩和の結果として生じてくる問題についてどのように考えるかということであった。

周知のように、1980年代以降、欧米では、電力、電気通信及びガスなど、これまで様々な理由から独占が認められていた公益事業への参入が自由化され、競争が導入されていった。公益事業についても、最上流から最下流まで独占が必要なわけではなく競争が可能であって望ましい部分があるというのが、規制緩和を推進したアイディアであった。

しかし、例えば、電気通信におけるラストワンマイルやガスにおけるパイプラインのように、もう一つ敷設することが非常に困難なものについては、参入を自由化すれば競争が行われるから競争に委ねておけばよい、とは言えない。これらの商品役務は、その川上部門や川下部門において競争するために必要不可欠なものであって、公平な条件で開放する必要があった。

そこで、ラストワンマイルやパイプラインといった商品役務をライバルへ提供するよう義務付ける規制が、各種の法律（いわゆる事業法）の中に設けられることとなった。こうした事業法の規制は、競争がゆがめられることを防ぐという目的で設けられたものであり、競争法の規制とも重なるものである。そこで、各種の事業法における規制基準と競争法における規制基準にはどのような違いがあるのか、両法の規制が重なる場合どちらが優先するのか、といったことが問題となった。『公益分野における市場支配的地位の濫用に対するEC競争法の適用に関する調査』（2004年3月公表）及び『諸外国の電気通信分野における市場支配的地位の濫用規制等に関する調査』（2005年3月公表）は、こうした問題関心に基づいて行なわれた研究である。

新たに自由化された分野で頻繁に問題となったのは、略奪的廉売とマージン・スクイーズ又はプライス・スクイーズであった。略奪的廉売は、余りに緩やかな要件で規制してしまうと正常な競争を委縮させるおそれがあるため、競争法上どのような要件で規制するべきかについては、法学者も経済学者も区別なく、以前から盛んに論じられていた。公益事業の分野において具体例が増えたため、議論は更に活発化し

た。マージン・スクイズも、以前から行われていなかったわけではないが、規制緩和後の事業法規制の隙間を縫うように行われ、注目を集めた。略奪的廉売については上記の『公益分野における市場支配的地位の濫用に対するEC競争法の適用に関する調査』（2004年3月公表）が検討し、『ネットワーク産業に関する競争政策～日米欧のマージンスクイズ規制の比較分析及び経済学的検証』（2012年10月公表）が、マージン・スクイズについて日米欧の判例の最新動向などを紹介している。

以上が、欧米における第一の問題関心とそれに対応して行われた共同研究である。

欧米におけるここ10年間の第二の関心は、「全ての排除行為に共通する違反要件は何か」という問いに向けられていた。以前は、同じ排除行為であっても、排他条件付取引、抱き合わせ、略奪的廉売といったように行為類型ごとに違反要件が論じられ、行為類型によって違反要件に差異のあることが問題だとは考えられていなかった。

しかし、セット割引（ある商品役務と別の商品役務とのセット価格を、それぞれの単体価格の合計よりも低く設定する行為）のように、排他条件付取引と捉えることもできるし、略奪的廉売として捉えることもできる行為のあることが広く認識されるようになり、こうした行為の違反要件を論じていく過程で、同一の市場に影響を与える同一の行為なのにどの行為類型として論じるかで違反要件が異なるのはおかしいのではないかと考えられるようになり、「排除とは何を意味するか」という問いがクローズアップされていった。『競争者排除型行為に係る不公正な取引方法・私的独占について一理論的整理一』（2008年6月公表）は、この問いをめぐる欧米の議論状況を整理している。

【展望】

真っ当な競争によっても他者は排除される。したがって、真っ当な競争とそうでない競争とを分ける境界線、言い換えれば、他者を排除す

る行為がどのような場合に違反となるかという問題は、今後も重要な問題であり続ける。

「全ての排除行為に共通する違反要件はそもそも何か」という点については、法学者のみならず経済学者も参加して、過去10年間、非常に活発に論じた。司法省・FTCやEU委員会といった規制当局は、そうした議論の成果を取りまとめて、報告書やガイダンス・ペーパーとして公表し、日本でも、排除型私的独占が課徴金の対象となったことを契機として、2009年10月に「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」が公表されたのは記憶に新しいところである。

今後の重要な課題の一つとしては、こうした文書に示された考え方が、今後、裁判所にどのように受け入れられていくのか、又は全く違った新たな考え方が示されるのかを注視し分析することが挙げられる。一部については既に裁判所の考え方が示されて規制当局の考え方との異同が議論の対象となっており、最新の共同研究報告書である『ネットワーク産業に関する競争政策～日米欧のマージンスクイズ規制の比較分析及び経済学的検証』（2012年10月公表）はその紹介と分析をしているが、次々と興味深い判例が登場してくるため、今後の研究が待たれる。

第二の課題としては、エンフォースメントがある。これまでの共同研究においては付随的にしか取り上げられていないが、欧米では、規制当局がMicrosoftに対してかなり大胆な命令を行ったことを契機として、命令の内容とその執行についての注目度が高まっている。エンフォースメントと違反要件は車の両輪であるため、エンフォースメントについての欧米の議論の動向にも正面から注意を向けて分析しておく必要があるだろう。その際には、違反要件が共通し、エンフォースメントについての議論が比較的豊富に蓄積されている企業結合の分野と対比することが有益であると考ええる。

「ネットワーク産業に関する競争政策

～日米欧のマージンスクイズ規制の比較分析及び経済学的検証～

(CR02-12 2012 年 10 月公表)

泉水 文雄 C P R C 客員研究員・
神戸大学大学院法学研究科教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

マージンスクイズとは、川下市場で事業活動を行うために必要な商品を供給する川上市場における事業者が、自ら川下市場においても事業活動を行っている場合において、供給先事業者に供給する川上市場における商品の価格について、自らの川下市場における商品の価格よりも高い水準に設定したり、供給先事業者が経済的合理性のある事業活動によって対抗できないほど近接した価格に設定したりする行為であり、我が国の排除型私的独占ガイドラインにおいても独占禁止法上の考え方が明らかにされている。そして近年、マージンスクイズについては、米国、EUを中心に海外において幾つもの重要な判例、決定等が出ているところ、米国とEUにおいてマージンスクイズに対する規制に顕著な違いがあることが注目されている。

EUでは従来、欧州委員会の82条ガイダンスにおいてマージンスクイズを単独の取引拒絶の一形態と位置付けていたが、近年の判例では独立の違反類型として位置付けている。一方、米国では(マージンスクイズというよりもプライススクイズと呼ばれることが多いが)、川上市場は反トラスト法上の一方的・無条件の取引拒絶の問題、川下市場は不当廉売(略奪的価格設定)の問題とし、独自の行為類型と考える傾向が強く、

プライススクイズに対する規制には消極的な傾向がある。さらに、我が国においても、平成22年12月、マージンスクイズ該当性が論点となったNTT 東日本事件について最高裁判所判決が出され、そこではNTT 東日本の行為を「単独かつ一方的な取引拒絶ないし廉売」と位置付けつつ、排除行為該当性の考慮要素を示している。このように、近年、国内外において、殊にネットワーク産業におけるマージンスクイズ規制に関して大きな動きがみられることを踏まえ、本研究では、マージンスクイズ規制についての今後の独占禁止法の運用及び競争政策への示唆を得るために、米国及びEUにおけるマージンスクイズ規制の事例を分析検討し、さらにそれを我が国におけるマージンスクイズ規制事例と比較分析している。

日米欧のマージンスクイズの位置付け及び規制のスタンスについて、次のように評価を行っている。マージンスクイズについて、EU法では、82条ガイダンスは単独取引拒絶の一類型として位置付けていたが、欧州司法裁判所は独立の違法行為類型とした。日本法では、排除型私的独占ガイドラインではマージンスクイズを82条ガイダンスと同様に単独取引拒絶の一類型と捉えていると考えられるが、NTT 東日本事件最高裁判決は「取引拒絶ないし廉売」とする。ただし、最高裁判所の調査官が執筆したと推測さ

れる匿名解説（判例時報掲載）では、「基本的に取引拒絶と同様の基準で違法性の有無を判断すれば足りると解したものと推察される」としつつ、廉売とみても「本件においてはいずれの枠組みで検討しても実質的な差異はないとしている」ことから、82 条ガイドランスに近い立場とも考えられる。また、その後に出された最高裁判所調査官解説も、「本判決は、本件行為の適否をいかなる判断枠組みで考察すべきかについての断定を避けつつ、基本的には本件指針（注：排除型私的独占ガイドライン）を参照して、『本件行為が違法な取引拒絶としての排除行為に当たるか否か』という見地から判断したものと推察される」としている。これに対し、米国法は顕著な違いを示し、linkLine 事件判決は、マージンスクイーズを独自の違法行為類型とはしないで、卸売市場において反トラスト法上の取引義務が認められる場合における不当な取引拒絶に当たるか、又は小売市場の価格設定が略奪的でない限り、マージンスクイーズを理由とした訴えは有効な競争法上の訴えとはならないとして、マージンスクイーズは、川上市場では反トラスト法上の単独の取引拒絶に固有な問題であり、川下市場では略奪的価格設定に固有な問題であるとのスタンスをとっている。

本研究では、マージンスクイーズ規制に対する上記の欧米のスタンスの違いについて、川上市場における投資インセンティブへの配慮や競争政策の執行体制の違いなど、幾つかの要因を挙げている。その上で、本研究では、我が国において独占禁止法上問題となり得るマージンスクイーズの要件として、まず、卸売価格と小売価格の価格差が負であるかどうかを判断し、負であれば独占禁止法上問題となり得るマージンスクイーズに該当すると判断し、次に、その価格差が正である場合は、違反行為を行う支配的事業者と同じ程度に効率的な事業者を排除するような価格

設定を行っているかどうかを判断し、そのような価格設定が行われていると認められれば独占禁止法上問題となり得るマージンスクイーズに該当すると判断するとの考え方を示している。

また、マージンスクイーズ規制の是非について経済学の観点から検討を行っている。川上市場において取引義務があってアクセスチャージ規制がある場合には、市場支配的な垂直統合型事業者はアクセスチャージを自由に設定できず川上市場において十分に利益を得ることができないため、マージンスクイーズを行って川下市場において自らと同等又はそれ以上に効率的な競争者を排除するインセンティブを有する。この時、アクセスチャージ規制の下で認められるマージンの額がある程度大きい場合、市場支配的事業者は、略奪的価格設定規制に抵触することなく競争者を排除できる小売価格を設定できるため、マージンスクイーズに対する規制が是認されるとの結論を導いている。

そして、最後に、マージンスクイーズに対する排除措置命令の設計に関して、マージンスクイーズは卸売価格と小売価格の利幅を問題とする違反行為であるが、一律に適切な問題解消措置を定めることは困難であり、違反行為に至った経緯や比較対象可能な価格の有無、アクセスチャージ規制の有無、事業者の対応といった様々な要素を踏まえて事案に応じた問題解消措置を検討する必要があるとする。また、現在の日本の独占禁止法の制度では事業者に積極的な問題解消措置を提案させるインセンティブがないところ、将来的にはEUの確約手続（commitment）のように違反行為の認定や課徴金の賦課を行わない、あるいは課徴金を軽減する代わりに積極的な問題解消措置を提案させるといった制度の設計を検討することも考えられるとの問題提起を行っている。

「競争者排除型行為に係る不公正な取引方法・私的独占について

—理論的整理—

(CR01-08 2008 年 6 月公表)

川濱 昇 C P R C 主任客員研究員・
京都大学大学院法学研究科教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

本研究は、不公正な取引方法において自由競争減殺型類型とされるもののうち、特に競争者排除的なものについて、その排除の不当性の理論的検討を通じて、公正競争阻害性の解明を試みている。

競争者排除行為についていえば、競争自体が「排除」のプロセスであり、正当な排除とそうでないものの区別が必要になる。この問題は、欧米において近年大きな関心を集めているところであるが、我が国においては、私的独占のみならず不公正な取引方法（自由競争減殺型）についても同様に重要な問題である。何が不当な排除なのかという問題と、それを踏まえてどのような比較衡量を行うべきであるかという問題を分けて議論する必要があるところ、本研究では、これまで米国等で行われている議論を踏まえて、次のような整理を行っている。

①比較衡量型フォーマット

（排除の態様に係る不当性の有無は重視せず、）競争促進効果と反競争効果の比較衡量を行うという考え方であるが、問題点としては i）消費者厚生を基準とするのか、社会的効率性を基準とするのか、という基準選択、ii）当該行為者にとっての基準の不明確さという点が挙

げられる。いずれにせよ、単に経済厚生最大化という帰結主義的な議論だけでなく、行為の妥当性をめぐるプロセスの評価が必要であり、それがなければ比較衡量型フォーマット自体機能しなくなる。

②競争プロセス（特定の形態の排除の不当性）を問題にする考え方

これには、主に i）利潤犠牲基準（経済的有意義性基準）、ii）同等に効率的な企業に対する脅威といった考え方がある。まず、利潤犠牲基準（経済的有意義性基準）は、ある行為の結果として相手方を市場から追い出し、独占利潤を獲得するないしはその蓋然性があり、そうした利潤を考えない限り当該行為が自分にとって利益にならない（又は経済的に意味をなさない）ような行為を排除と呼ぶものである。これについては、これを不当性の必要条件とする議論にも、十分条件とする議論にも問題がある。前者については、例えばライバル費用引上げ戦略の場合を不当とすることができなくなってしまふという問題が生じ、後者については、長期的な利益を目指す研究開発のような場合を問題視してしまう可能性がある。

一方、同等に効率的な企業に対する脅威という考え方は、問題となっている市場において、

自らと同等若しくはそれ以上に効率的な競争者を排除しそうな行為を排除と呼ぶものである。これについては、特に略奪的価格設定に関する基準としては有益と考えられるが、様々な行為類型につき統一・横断的に適用可能な基準にすることは難しい。

これらの考え方は、「このような形で競争を害するものであるならば、それは能率競争の考え方に反するものである」という、定義と概念を一緒に出そうとする＜統合型＞のアプローチであった。これに対し、特定の非難に値する行為を取り上げるものとして、ライバル費用引上げ戦略（RRC）や、これに関連する cheap exclusion を挙げることができる。この場合、

排除の不当性の考え方は個々の行為類型ごとに具体化される必要があるが、最終的なルールは比較衡量型フォーマットで判断するということになる。

このように、排除の不当性を捉えるための考え方には様々なものがあるところ、統一的な基準を設けることは困難であり、競争プロセスを害する形態ごとにそれぞれ基準を作っていくことが必要になる。この基準作りを具体的に考えるために、本研究では、忠誠リベートを例に不当性をどのように評価するかについて検討を行っている。

歴代事務局長コラム～2

平成19年6月に経済調査室長兼CPRC事務局長を拝命しました。この年の前半は刑事告発や官製談合事件の摘発等が相次ぎ、公取委内では審査局（独禁法違反被疑事件の調査部門）の存在感が著しく高まっていましたが、それに比して、一部の法学分野の研究を除けば、CPRCに対する一般職員の関心は極めて薄いものでした。この無関心を放置しては事務局員の士気にも関わりますし、CPRCの活動にごく一部の特定の職員しか参加せず広がりや欠くようなことになれば先細りは必至と思われましたので、研究の質の更なる向上を図るべく、若手の特に法学者の先生方を積極的に客員研究員としてお招きするなど体制の更なる充実に努めましたが、成果が結実するのを見る前に1年で去ることとなったのは残念です。今後の更なる発展を期待しております。

（元CPRC事務局長・現東北事務所長 塚田 益徳）

「諸外国の電気通信分野における市場支配的地位の濫用規制等 に関する調査」

(CR01-05 2005年3月公表)

泉水 文雄 C P R C 主任客員研究員・
神戸大学大学院法学研究科教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

電気通信等の公益事業分野においては、規制改革が実施され新規参入が認められたとしても、既存事業者は引き続き大きなシェアを有しており、また、当該分野においては、既存事業者が事業活動を行うために不可欠であって新規参入者が代替施設を確保することが困難な施設を保有している場合がある。このため、市場支配的地位にある既存事業者に対して競争法を厳正に執行することによって、事業者間の公正な競争を確保することが求められる。市場支配的地位の濫用行為については、国によって規制の枠組みや執行状況が異なるものの、おおむね同様の行為を規制対象としている。

一方、規制改革が目的とするように新規参入者が一定のシェアを確保し、既存事業者と新規参入者との間で公正な競争が行われるためには、競争法を執行するのみでは十分でない場合がある。こうしたこともあり、各国においては、一定の市場支配力を有する事業者に対して一定の義務を課する種の事前規制が行われている。

本研究では、上記を踏まえ、我が国の電気通信分野における競争政策の在り方について示唆を得るために、EUについて概観した上で、オーストラリア及びアメリカの電気通信分野における規制のアプローチについて比較検討を行い、競争法と事業法との関係について次のように整理している。

まず、EUでは、競争法のルール適用を原則としており、例外として分野特殊な規制を行っている。これは、通信事業者にとって事前規制を受けることは、濫用が起きているという証拠なしに商業の自由を制限されるものであり、事業者にとって重い負担になるという考え方に基いているが、電気通信分野においては、支配的な地位にある既存事業者が既に存在しているという特殊性から、例外的に分野特殊な規制が必要であるとしている。ただし、その場合においても、国内規制機関（NRA）が有効競争レビューを行い、有効競争の存否によって規制を維持するか否かを決定するというアプローチが採られている。有効競争がないと判断された場合は、「顕著な市場支配力（＝significant

market power (SMP))」を有する事業者を指定し、その事業者に対して特別な義務を課している。

オーストラリアにおいてもEUと同様、競争法という基本ルール適用を原則としている。また、オーストラリアの場合、立法によって規制の大枠が具体化され、ガイドライン等で運用されるという規制スタイルが採られているが、電気通信分野のように技術革新が激しい分野においては、このような手法も有効ではないかと考えられる。

一方、アメリカについては、EU及びオーストラリアと違う立場であり、電気通信分野において競争法が適用されることについて否定はしないものの、電気通信分野を規制する事業法の役割の重要性を指摘している。

我が国においては、公正取引委員会と総務省が共同で策定した「電気通信分野における競争の促進に関する指針」において、同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法との両法が適用される可能性があり得ると記述されている。競争法と事業法の関係について様々な考え方があろうが、基本的な考え方としては、EUのように基本的には競争法のルールが適用されるべきであり、分野特殊な規制は例外であるべきであると考えられる。すなわち、事業法上の義務を課することができるのは、競争法上の概念と同じ意味での有効競争が存在せず、かつ、競争法による措置だけでは有効競争を確保するのに十分

でない場合のみということである。もちろん、有効な競争を確保するために課される電気通信事業への参入に不可欠なネットワークを保有する既存事業者に対する新規参入者へのネットワーク開放義務など、競争法だけでは十分に対応できない部分があるのも確かである。このような考え方を基本に捉えつつ、電気通信分野に特殊な規制の役割を認め、競争当局と規制当局がそれぞれの役割を果たしつつ、密接に連携していくという方向が我が国においては望ましいのではないかと考えられる。



「公益分野における市場支配的地位の濫用に対する E C 競争法の適用に関する調査」

(CR02-04 2004 年 3 月公表)

泉水 文雄 C P R C 主任客員研究員・
神戸大学大学院法学研究科教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

1980 年代以降、公益事業分野の規制を改革して新規参入による競争促進を促す政策が日・米・欧を含む世界各国で採られている。公益事業分野においては、従来独占的に事業を行っていた既存事業者が、当該分野で事業活動を行うために不可欠であって新規参入者が代替施設を新設することが困難な施設（エッセンシャル・ファシリティ）を保有している場合があり、このような場合に、新規参入者は当該施設の利用を制限されると事業活動が困難になるという問題がある。

本研究では、規制改革後の公益事業分野における競争法の適用の問題について示唆を得るために、米国及び E U の航空及び郵便分野の事件を題材として、米国及び E U の法適用に当たっての考え方について検討している。

第一に、航空分野については、ドイツのゲルマニア事件及び米国のアメリカン航空事件について比較検討している。これらの事件は、いずれも航空分野において市場支配的事業者が低額な航空運賃を設定することによって新規参入者の参入を妨げようとした事例であり、事実関係が酷似しているにもかか

わらず、米国と E U とで法的結論が異なっている事例である。

ゲルマニア事件は、市場支配的事業者であるルフトハンザが競争者である新規参入者ゲルマニアに対抗するために運賃を低価格に設定したことが、競争者を市場から排除する行為に当たりドイツ競争制限禁止法に違反すると判断された事件である。一方、アメリカン航空事件は、ハブ空港であるダラス空港の発着便において、アメリカン航空が新規参入者に対抗して運賃を低価格に設定し増便した行為についてシャーマン法 2 条に該当しないと判断された事件である。

略奪的価格設定に当たるかどうかを判断する際に、独占的事業者がコストを下回る価格で販売するという事実だけでは不十分であり、独占的事業者がコストを下回る価格で販売して競争者を市場から排除した後に販売価格を引き上げ、利益を上げることができるといふ埋め合わせ理論がある。アメリカン航空事件では、低価格設定が略奪的価格設定に当たるか判断するために重要な独占的事業者の推定には、シェアのみではなく相当な参入障壁が存在することが必要であると、本件においては、当該路線に就航してい

る新規参入者数が国内最多であり構造的参入障壁がないことから、当該市場は埋め合わせの蓋然性はないと判断された。一方、ゲルマニア事件については、ルフトハンザが新規参入者であるゲルマニアが市場に参入することを排除した後に運賃を引き上げて利益を上げることができるかどうか、又は参入障壁が存在するかどうかについての具体的な認定は行っていない。

本研究では、このように法的結論に相違が生じた理由について次のような評価を行っている。すなわち、米国法においては、廉売行為を略奪的価格としてシャーマン法2条の独占化・独占企図の枠組みで捉えられており、この場合に検討の中心となるのは、独占・独占化の有無と結び付けられた行為の反競争性となる。略奪的価格の反競争性の評価に際しては、費用基準としてもっとも評価の確実な平均可変費用が用いられる傾向が認められる。加えて、独占化の企図の高い蓋然性が要求されることから、埋め合わせ要件が適用される。

一方、EU・ドイツ法においては、市場支配的地位にある事業者が、一定の期間、妥当でない低価格を実施するという競争者排除の目的で圧倒的な資金力を利用する場合、当該行為は、通常の能率競争の一形態であると理解することはできないため、支配市場ないし第三市場における競争者排除の目的を持った行為として捉えられている。濫用行為規

制は、このような廉売行為の競争上の性格付けが前提となっている。さらに、濫用とされる価格設定の区別は、費用と価格の関係の分析を出発点とするものの、費用基準が唯一の決定的判断基準ではなく、他の状況証拠と関連付けて用いられている。

第二に、郵便分野については、ドイツのドイッチェ・ポスト事件を題材として検討している。ドイッチェ・ポスト事件とは、ドイツの郵政民営化会社であるドイッチェ・ポストが独占部門である郵便事業の利益を競争部門である小包事業に内部補助することによって、小包市場においてコストを下回る価格でサービスを提供した事例である。欧州委員会は、ドイッチェ・ポストの1990年から1995年までの通信販売小包の料金は略奪的価格であり市場支配的地位の濫用に当たるとした。ドイッチェ・ポストはユニバーサル・サービス提供義務を負っているところ、欧州委員会は、ドイッチェ・ポストの通信販売小包の料金が略奪的価格に該当するかどうかの認定に当たっては、ユニバーサル・サービス提供義務の履行に関する費用を除いた費用を下回るかどうかで判断している。

本研究では、上記のドイッチェ・ポスト事件を事例として、独占分野と競争分野が存在する郵便分野における内部補助の問題と略奪的価格の認定に当たり共通する費用の算定に関する問題について検討している。

競争政策研究センター客員研究員

立教大学法学部特任教授・

大阪市立大学大学院法学研究科特別研究員

和久井 理子

知的所有権と競争政策（今後の研究課題）

CPRCが設立された2003年は、「新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会の実現」を目指す知的財産基本法が施行された年でもある。当時、日本では、「ものづくり」中心の産業構造から、技術や音楽・映画等のコンテンツといった知的財産を基盤とする経済への転換の必要性が強く認識されていた。この中で、知的財産権の保護・強化を図り「知的創造サイクル」を確立することが課題とみられていた。

技術革新は競争の原動力である。知的財産の創造と活用が促進されることは、競争政策の観点からも望ましい。もっとも、知的財産権の保護・強化の一方で、知的財産の創造・活用が阻害されたり、知的財産権の濫用を通じて競争が制限されたりすることがないようにする必要がある。

このような問題関心から、CPRCにおいても、知的財産権に関わる競争政策・独占禁止法の在り方についての研究が行われることになった。

知的財産権に関わる諸問題の中でも当時、取り分け関心を集めていたのが「特許の藪」問題であ

る。知的財産保護強化政策とグローバル化等を背景として、製品化に際して交渉しなければならない権利者は多数・多様になり、潜在していることも多くなった。これら特許権者と交渉し知的財産権侵害リスクに備えなければならないことにより、知的財産権の円滑な普及と競争が阻害されるのではないかということが懸念された。中でも産業で広く用いられる技術標準と関わりのある知的財産権について、このような問題が発生し、深刻な問題となることが多いことが認識されていた。研究開発が累積的に進められる分野においては、先行する特許についての特許の藪の存在が研究開発阻害効果を持つことが懸念された。

知的財産権に関するCPRCの主な報告書（3本）では、コンソーシアム型技術標準、マルチパーティ・ライセンス、マイクロソフトによる複数ライセンシーに対する非係争条項という異なる問題に焦点を当てて、様々な角度から「特許の藪」がある中での知的財産ライセンスの現状及び競争法による規律の在り方を検討した。

共同研究報告書「技術標準と競争政策—コンソ

ーシアム型技術標準に焦点を当てて」では、MPEG、DVDなどの技術標準の形成・普及過程及びその中で特許プールが果たした役割、標準化団体が採用している競争政策に関わるルール並びに欧米競争当局の競争法運用の状況についての調査研究を行った。そして、特許の継続分割出願制度の企業にとっての重要性及び大学や研究開発専業企業の役割を明らかにした。また、特許プールの競争法上の審査において、特許が相互に代替的關係に立つのか、補完的關係に立つのか、決定的な役割を果たしていることとその意味、及び特許プールを競争促進的なものとして維持する上で、バイパス（特許プールを通さないでライセンスする）自由が残されていることが重要であることを明らかにした。本報告書では、さらに、技術標準の必須特許のライセンス料については「技術標準の利用企業が投資をサunkしていない段階で交渉した場合の価格」が合理性の目安となるとの見方を示し、標準化団体のルールに反して特許権の開示を怠り投資後に標準化機関の特許政策に明確に反して高いロイヤルティを課す行為は反競争的であること、他方で投資前に必須特許権者側で一定のライセンス方針にコミットさせることは競争政策上歓迎されるとの考え方を示した。

共同研究報告書「マルチパーティ・ライセンスと競争政策」では、クロスライセンス契約の実態分析及び規制についての比較法的検討を行った。補完的特許のクロスライセンスの効率性、ホールドアップ問題を解消するものとしての包括的クロスライセンスの意義、クロスライセンスを行うに伴いロイヤルティの支払義務を相互に課し又は地域を制限することが反競争的になる状況としていかなるものがあるか第三者との競争

の存在がロイヤルティの料率をゼロとする圧力として働くことなどを理論的に明らかにした。また、法規制について、アメリカの具体例を示し、欧米におけるライセンス規制の状況を網羅的に示した。

共同研究報告書「マイクロソフトによる非係争条項の効果—垂直的關係の技術開発のインセンティブの研究—」では、ライセンサー（OEM業者）に対して非係争条項を含む契約の締結を余儀なくさせ不当な拘束条件付取引を行っているとして公取委の措置（審判審決平成20年9月16日）が採られた事例を題材として、理論モデルを構築し、契約締結が余儀なくされたか、関連する技術の研究開発意欲が損なわれる蓋然性があるか、関連する技術・製品市場への悪影響があるかという点について経済学的に厳密な検証を行った。検討により、非係争条項により同条項を課す特許権者側（マイクロソフト）のOSに技術が導入されたときにOEM業者の利潤が損なわれるかどうかは、導入された技術がもたらす効果（品質を向上させるものか、マイクロソフト又はOEM業者の限界費用を減少させるものか）と、OEM業者の事前の品質・費用上の格差等次第であることを明らかにした。

これら研究調査は、その時々において競争政策上の課題として認識され産業においても関心を集めていた事項について行われたものであった。これら研究課題に対する関心の広さは、研究の過程で行われた公開セミナー（平成17年2月18日）に多くの人が集まったこと、第1・第2の共同研究報告書が「知財ぷりずむ」（経済産業調査会知的財産情報センター）に再録され公刊されたことにも表れている。共同研究報告書で提示された知見及び政策的提言の一部は公取委ガイドラ

イン「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」・特許法改正において取り入れられ、特許プール及び技術標準と知的財産権との関係に関して現在にも通用する分析結果及び政策上の示唆を含むものとなった。これら研究により得られたイノベーションの累積が競争に与える影響についての洞察は、CPRCにおける更なる共同研究（共同研究報告書「イノベーション競争と独禁政策：合併規制に焦点を合わせて」（本誌・企業結合②）参照）に活かされることにもなった。

技術標準と特許、累積的技術開発、知的財産ライセンス契約上の制限条項については、まだ解明されていないことも多く、これら事項について継続して研究調査を行っていくことが今後の課題である。

新たに研究調査を行うべきこととしては、企業再編に伴う知的財産権の集積及び移転を挙げることができる。IT・電機分野における大型の企業再編が相次ぐ中、結合企業への知的財産権の集積、結合企業とは別の有力な企業のポートフォリオに組み込まれる現象が起こっている。また、企業間の提携が盛んに行われる中、共同研究開発の在り方について検証する必要性も高いと考えられる。かねてから注目を集めているバイオテクノロジー分野や著作権コンテンツ流通分野（音楽著作権、ゲームに関する著作権などを含む。）などにおける知的財産取得・流通・行使に関する実態を解明し、競争政策上の諸問題を摘出することも課題である。

米国・欧州では、技術標準必須特許に関する民事事件が多数みられるようになっており、EUでは、2014年に技術移転に関する一括適用免除規

則の改定が予定されている。欧米の法規制の状況についてのアップデートを行っていくべき必要性も生じている。

今後の研究については、方法上の課題も幾つか挙げることができる。

第一に、ライセンス契約及び特許出願に関する企業行動の実態把握の方法である。上記共同研究では、有価証券報告書、特許プール運営機関・技術標準化団体が公表した特許プールの内容と特許解析などを用いた。知的財産ライセンスの締結状況とその中に含まれる主要な条項等をより詳しく把握できれば、状況の解明が更に進んだだろうことが研究中に指摘されていた。近時のIT産業再編の状況からすると、研究調査のみならず、規制のためにも実態把握の必要性は増しているように思える。

第二に、競争政策・法運用と研究調査結果の架橋に関する課題を挙げることができる。公取委スタッフと外部研究者が共同して行うという方式の意義を更に増すためには、これらの者の間でコミュニケーションをより密なものとし、現状についての認識を共有し、問題意識のすり合わせなどを図る必要性がありそうである。

知的財産権の取引は国際的に行われており、日本のアクターがどのような認識の下いかなる戦略又は政策を採るかは国際的にも注目されている。知的財産権に関する研究及び結果の公表時には、CPRCが持つ国際的発信力を活かして、広く世界的に知見の獲得、集積及び交換に努めることも研究方法に関わる一つの課題といえそうである。

「マイクロソフトによる非係争条項の効果

—垂直的関係の技術開発のインセンティブの研究—

(CR01-10 2010 年 9 月公表)

松島 法明 C P R C 客員研究員・
大阪大学社会経済研究所准教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

公正取引委員会（以下「公取委」という。）は、マイクロソフトコーポレーション（以下「MS」という。）に対し、平成 20 年 9 月 16 日、平成 17 年法律第 35 号による改正前の独占禁止法第 54 条第 1 項の規定に基づき、審判審決を行った。

この審決によって、以下のような違反行為があったと認定された。

MS は、平成 13 年 1 月 1 日以降、同 16 年 7 月 31 日まで、日本国内においてパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）の製造販売業者と直接交渉し、パソコン用基本ソフトウェア（以下「OS」という。）であるウィンドウズを OEM 販売することを許諾するための契約を締結するに当たり、同許諾を受けたパソコンの製造販売業者（以下「OEM 業者」という。）に対して、OEM 業者が、ウィンドウズによる特許権侵害を理由に MS 又は他の被許諾者等に対して訴訟を提起しないこと等を誓約する旨の条項（非係争条項〔Non-Assertion of Patents Provisions〕。以下「NAP 条項」という。）を含む契約の締結を余儀なくさせ、OEM 業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けてこれと取引していた。また、MS は、平成 16 年 8 月 1 日以降の契約から本件 NAP 条項を削除しているが、上記の平成 16 年 7 月 31 日までを終期とする契約における本件

NAP 条項は、同年 8 月以降も引き続き効力を有している。これらの行為は、パソコン AV 技術取引市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれそのものの製造販売業者（以下「OEM 業者」という。）に対して、OEM 業者が、ウィンドウズによる特許権侵害を理由に MS 又は他の被許諾者等に対して訴訟を提起しないこと等を誓約する旨の条項（非係争条項〔Non-Assertion of Patents Provisions〕。以下「NAP 条項」という。）を含む契約の締結を余儀なくさせ、OEM 業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けてこれと取引していた。また、MS は、平成 16 年 8 月 1 日以降の契約から本件 NAP 条項を削除しているが、上記の平成 16 年 7 月 31 日までを終期とする契約における本件 NAP 条項は、同年 8 月以降も引き続き効力を有している。これらの行為は、パソコン AV 技術取引市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれを有するものであり、公正競争阻害性を有し、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 13 項（拘束条件付取引）（現第 12 項）に該当し、独占禁止法第 19 条の規定に違反するものである。

本件では、以下の点が主な争点となった。

- ① OEM 業者は、本件 NAP 条項が付された契約の締結を余儀なくされていたか否か

- ② 平成 16 年 7 月 31 日以前において OEM 業者のパソコン AV 技術の研究開発意欲が損なわれる高い蓋然性が存在したか否か
- ③ 平成 16 年 8 月 1 日以降においても OEM 業者のパソコン AV 技術の研究開発意欲が損なわれる蓋然性が高いか否か
- ④ 本件 NAP 条項によるパソコン AV 技術取引市場及びパソコン市場における競争への悪影響の有無
- ⑤ 本件 NAP 条項は正当化事由を有するか否か
- ⑥ 排除措置の相当性

本研究では、争点の①から④の問題を議論するための簡単な理論モデルを構築し、その理論モデルから得られる結果を基にして、本件審判審決の妥当性を検証している。

この検討から、次の三つの結果が得られた。

- ① OEM 業者の技術が MS の OS に導入され、他の OEM 業者の品質が向上する場合、OEM 業者間に品質格差が存在しても、両方の技術を使うことが MS にとって最適となる。しかし、事前の品質格差が大きい場合に、技術漏出で高品質 OEM 業者の利潤が損なわれる。
- ② OEM 業者の技術が MS の OS に導入され、MS の限界費用が減少する場合、両方の技術を使うことが MS にとって最適であり、両 OEM 業者にとって技術漏出は望ましい。
- ③ OEM 業者の技術が MS の OS に導入され、他の OEM 業者の限界費用が減少する場合、両方の技術を使うことが MS にとって最適であるのは、技術漏出の程度が小さい場合である。漏出の程度が大きい場合には、MS にとって NAP 条項を導入しない方が良い。そして、事前の限界費用格差が十分大きい場合に、技術漏出で両 OEM 業

者の利益が損なわれる。

本研究では、上記の検討結果を踏まえ、次のような示唆がなされている。

MS による OEM 業者に対する NAP 条項による拘束は、OEM 業者の下流市場での立場によって異なった影響が生じてくる可能性を指摘することができ、それを考慮に入れて公取委が主張立証活動を行っていくことが必要である。例えば、OEM 業者間で技術格差がある場合には、効率的な OEM 業者の利潤を損なう可能性や投資インセンティブを阻害する可能性を視野に入れた競争政策上の弊害の現れ方の明確化をしていくことが考えられる。ただし、こうした効果を数量的に把握するためには慎重な検討が必要であることも分かった。



「マルチパーティー・ライセンスと競争政策」

(CR07-06 2006 年 12 月公表)

長岡 貞男 C P R C 主任客員研究員・
一橋大学イノベーション研究センター教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

クロス・ライセンス、パテントプールなどマルチパーティー・ライセンス契約は、情報通信分野などにおける累積的な技術革新分野の発展、知的財産権の強化に伴う特許権の増加、侵害訴訟の拡大などによってその重要性が高まっている。また、市場で支配的な企業（ライセンサー）とその多数のOEM 企業（ライセンシー）との間のクロス・ライセンス契約の締結あるいは不爭義務を課すことは、競争法上の係争事件にもなっている。

本研究は、クロス・ライセンス契約の実態分析、経済理論による分析、米国の判例分析、国際比較法の視点からの法理論分析などを踏まえて、マルチパーティー・ライセンスへの競争政策の在り方を探求することを目的に行われたものである。本研究の成果として、次のような示唆がなされている。

第一に、特許権の利用自体についての取決め（地域を制限したライセンスなど）や製品市場での競争への制限条項（市場の分割、価格設定）が反競争効果を持つかどうかは、ライセンスが競争企業間で行われているかどうかに加えて、制約が双務的であるかどうか、多数の下流企業に制約が課されているかどうか及び技術自体の

相互関係に強く依存するので、ライセンス契約の分析に当たっては、制約の双務性、契約の市場全体における位置付け、対象となる知的財産権の補完性・代替性にも着目した競争政策の運用が重要である。

第二に、知的財産権の補完性・代替性の分析は重要であるが、ライセンスされる特許のロイヤルティ・レートが無償（あるいはそれが製品価格と比べて非常に近い水準）である場合には、付随的な制限が無ければ、代替的な特許が含まれていても、下流の競争を制限する効果はないことにも留意が必要である。クロス・ライセンスによって特許権が無償で包括的に競争企業間で利用可能となることが研究開発競争を阻害する可能性については、「特許の藪」が重要な産業では、クロス・ライセンスは研究開発と事業化投資を保護する機能を果たす点においては研究開発促進的であることに留意する必要がある。ただし、このような産業でも、競争優位に重要な特許については無償の包括的クロス・ライセンス（あるいは非係争義務）の対象外として個別に評価することで研究開発への誘因をできるだけ確保することが推奨されるべきであろう。

第三に、第三者との競争は、競争企業間の双

務的なライセンス契約に対しても、強い競争規律をもたらすと考えられ、クロス・ライセンスの多くが無償であることはこれを反映していると考えられる。したがって、第三者との競争が高い分野では、クロス・ライセンスを含めて、ライセンス契約に競争当局が介入する必要性は小さく、セーフハーバーの対象とすることが合理的である。

第四に、独占的な企業によるOEM（ライセンサー）とのライセンス契約において、各ライセンサーにとってライセンサー間の競争（潜在的なものを含めて）は公共財としての性格を持っており、その競争を維持あるいは高めるために十分な配慮を、ライセンサーはライセンサーとの契約交渉で行わない可能性がある。こうした市場では、排他的な取引、排他的なグラントバックなどが独占化の戦略として利用されないように適切な規制をしていく必要がある。

第五に、独占的な企業による複数の補完財供給企業に対する無償クロス・ライセンス強制は、一方でこれが「特許の藪」によるホールドアップ問題を予防する上で有効な手段である可能性もあるが、他方でネットワーク間競争は補完財供給企業にとって公共財としての性格があること及びネットワーク外部性が重要な産業では補完財企業の保有技術のアクセスへの非対称性が最終的な競争ポジションに非常に大きな影響を与える可能性があり、このようなライセンスの強制が独占化戦略の一貫として利用される可能

性にも配慮する必要がある。しかしこれらの識別については今後の更なる研究が重要である。

第六に、経営上重要なライセンス契約は証券取引法上開示が要求されているが、多くの大企業にとっては個別の契約がそれに当たらないとすることが可能であり、かつ契約上の守秘義務もあって開示されていないケースが多いと考えられる。米国でも、反トラスト法上問題となったケースの多くは特許侵害訴訟に端を発している。しかしながら、ライセンス契約は合併・買収と同じように市場競争に大きな影響を与える可能性があり、市場競争に大きな影響を与え得るライセンス契約は届出制とすることも検討されるべきであろう。



「技術標準と競争政策－コンソーシアム型技術標準に焦点を当てて－」

(CR04-05 2005 年 11 月公表)

長岡 貞男 C P R C 主任客員研究員・
一橋大学イノベーション研究センター教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

知的財産権の重要性が高まっていることや、技術標準に係る必須特許の保有企業が研究開発専業企業などを含めて多様化していることなどを反映して、公的な標準化機関においても、民間の標準化団体においても、技術標準に係る必須特許を特許権者が無償でライセンスすることが少なくなる傾向にある。このような中で、技術標準に係る必須特許保有企業がそれぞれ独自に権利主張を行うと、支払うべきロイヤルティが過大となるなど技術標準の普及が阻害される危険があり、これに対処するためにパテント・プールなどによる企業間の協力が注目されている。また、技術標準が普及した後で、アウトサイダー企業が必須特許の権利行使を行うことによるホールド・アップ問題も発生している。

本研究では、①MPEG2、DVD など最近の重要な四つの技術標準の形成過程についての実態調査、②米国及びEUの競争当局のパテント・プールなどへの執行方針についてのヒアリング調査及び③米国・EU・日本における標準化機関の知的財産政策の実態調査を踏まえて、コンソーシアム型（複数の特許権保有企業の協力が必要な）の技術標準への競争政策の在り方について分析が行われた。その結果、次のような研究結果が示されている。

第一に、MPEG2、DVD及び3Gの実態調査によれば、技術標準に係る必須特許数及びそれを

保有する企業は非常に多い。その原因として、これらの規格の技術要素が多いこと、多数の企業が研究開発競争に参加していること、互換性標準のバンドワゴン効果によって企業が技術標準形成に参加する意欲が高いこと、そして特許の継続分割出願制度の利用が重要である。MPEG2 のコロンビア大学、3Gのクアルコムなど研究開発専業企業や大学も重要になっている。MPEG2、DVD のパテント・プールはRAND 条件（合理的でかつ無差別な条件をいう。）によるライセンスにコミットしており、多数の企業にライセンスしている。

第二に、技術標準を支援するパテント・プールについての競争のセーフガードの在り方について、米国とEUの基本的な考えは収れんしてきている。

- ① 補完性の高い特許のみをプールすること。
市場でドミナントなプールは必須特許（プール外にも代替特許が存在しない特許）に限定されるべきであること。
- ② 特許間の関係の評価を客観的に行うための制度的メカニズムが必要であること。
- ③ プールによる企業間協力を補完特許の束の集合ライセンスに限定すること。
- ④ バイパスの自由、つまり特許権者と個別に交渉するなどして、プール以外からライセンスを得る自由が確保される必要があること。

⑤ プールによるグラントバック要求は、規格の必須特許の非排他的ライセンスを要求するにとどまるものであれば可であること。

⑥ 技術標準が市場支配力を有している場合には、オープンライセンスがなされるべきであること（EUでは”fair and non-discriminatory”な条件でのライセンス）。

⑦ 特許有効性について法的な異議申立（チャレンジ）があった場合には、当該特許権保有企業のみによるライセンス拒否による対抗が可能であること。

また、技術標準化に参加している企業が自社の必須特許が技術標準に採用されることを知りつつ標準化機関のルールに反してその開示をせず、技術標準が普及した段階で権利行使を行った場合、技術標準の選択の公正な競争をゆがめ、技術標準の利用企業を事後的にホールド・アップして高いロイヤルティを課すことができるという二つの点で、反競争的である。米国では、こうしたケースに対して競争当局が介入しており、EUでも「特許による待ち伏せ」（patent ambush）のケースとして、訴追する方針を示している。

第三に、標準化機関の知的財産政策は、知的財産の重要性の高まり、独占禁止法違反事件の発生などに対応して見直しがなされているが、まだその途上である。このため、公的な標準化機関の特許政策においても以下の基本的な点がまだ不明確なままとなっている。

① RANDとは何か。「合理的」あるいは「無差別」の明確な定義。

② 知的財産権の開示政策。そもそも開示は義務かどうか、開示あるいはライセンスすべき知的財産権の内容（出願中の特許権を含むかどうか）。

③ 知的財産政策の遵守義務の範囲。義務を履行しなかった場合の罰則。企業として責任を負うのか出席した個人なのか。

「合理的」な価格の要件として、技術標準の利用企業が投資をサunkしていない段階で交渉した場合の価格であること、また、技術標準全体の価格設定に配慮した価格であることが考えられるが、こうした原則を明確にした機関は存在しない。

以上の研究結果を踏まえ、本研究では次のような示唆がなされている。

① 我が国においても、プールされる特許の補完性・代替性及びバイパスの自由にも着目した競争政策の運用が重要である。

② 技術標準に係る必須特許の束のライセンス条件について、技術標準間競争が存在し、また、技術標準のユーザーが投資を行う前にコミットされることは、競争政策上も歓迎されるべきである。

③ 知的財産権の重要性の高まりと技術標準の必須特許を保有する企業の多様性の増加の中でホールド・アップ問題の予防を強化するためには、標準化機関の知的財産政策（ライセンス条件の基本的な考え方の明確化、開示義務の明確化など）の強化が重要である。

④ 標準化機関の開示規則に反して特許権を開示せずに、技術標準が普及してから標準化機関の特許政策に明確に反して高いロイヤルティを課す行為は反競争的である。

⑤ パテント・プールが競争を阻害しないように機能するため、特許の必須性あるいは補完性の評価を客観的に行うための制度的なメカニズムの確立が重要である。



競争政策研究センター客員研究員
神戸大学大学院法学研究科教授

泉水 文雄

流通取引と独占禁止法（今後の研究課題）

流通取引ないし垂直的制限に関するCPRCによる過去の共同研究をみると、大きく、①再販売価格維持行為、②排他的取引、③買手パワーの規制等に分かれる。

①として、『再販売価格維持行為の法と経済学』、『プラットフォーム競争と垂直制限—ソニー・コンピュータエンタテインメント事件を中心に—』が挙げられる。いうまでもなく再販売価格維持行為（再販）は古くて新しい問題である。米国ではカーン事件判決により最高価格再販が、リージン事件判決により再販全般が当然違法から合理の原則へと変わった。最高価格再販はEUでもハードコア制限ではなくなり、それ以外の再販にも効率性の抗弁が認められる。

『再販売価格維持行為の法と経済学』は、この米国連邦最高裁の立場を検討し、経済学による分析を踏まえ、再販の競争促進効果の前提条件及び反競争効果がいかなる場合に認められるかを明らかにし、さらにEUの考え方を検討した上で、日本の先例を比較検討し、課題を提示

している。『プラットフォーム競争と垂直制限』は、SCE 事件審決の事実を素材にして、再販の効果を分析している。すなわち、『再販売価格維持行為の法と経済学』で指摘される問題を、それより前の時期の研究であるが、プラットフォーム競争、取り分け双方向性市場（two-sided markets）という複雑な場面での問題として、再販の経済厚生やインセンティブへ与える効果、外部効果、さらに反競争効果を経済的に分析している。『双方向市場の経済分析』も双方向性市場を分析し、一部で書籍再販を取り上げている。

②として、『排他的取引契約の反競争効果と競争促進効果の考察』、『並行的排除行為規制の妥当性とその手法に関する研究』がある。『排他的取引契約の反競争効果と競争促進効果の考察』は、排他的取引契約の新規参入阻止効果について経済モデルを用いた理論的研究であり、流通業者が自社より上流にある生産者に対して排他的取引契約を提示するモデルを考察

し、さらに、多段階からなる産業構造を考え、その構造ごとに排他的取引契約による新規参入企業の排除が可能である産業構造の特徴を示す。『排他的取引契約の反競争効果と競争促進効果の考察』は、並行的に行う排除行為について、それが公正競争阻害性を有するのはいかなる場合かという東洋精米機事件判決等で論じられつつ先例のない論点に果敢に挑み、法学的な検討と、排他的取引のモデルを用いた経済学的検討を試みている。

③としては、『流通市場における買手パワー (Buyer Power) の競争への影響について一大規模小売業者を中心として一』がある。本研究は、(i) 優越的地位の濫用、(ii) ウォーターベッド効果 (市場優位性のある大規模小売業者等が、買手パワーを通じて納入業者から商品を安値で仕入れることが可能となる一方、納入業者は損失を補うため、市場優位な買手企業以外の小売業者に対して納入価格を引き上げざるを得なくなり、当該小売業者の仕入コストが上昇する効果)、(iii) 買手 (小売業者) による (小売市場における) 売手パワーの発生に対する三つを検討している。(iii) は企業結合規制における考慮要素としての買手パワーの問題を主として取り上げるが、優越的地位の濫用の規制の理論、実証、比較法からの詳細な検討をしている。以上が共同研究の概要である。

ところで、本稿の主要テーマは、流通取引ないし垂直的制限に係る今後の研究課題とは何かである。それは、経済学的・法学的に重要であるだけでなく、流通・取引慣行ガイドライン (流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針) をいかに改訂するかという実務的に喫緊の課題に直接に関わる。以下、後者の観点から概観

しよう。

流通・取引慣行ガイドラインは、1991 年に作成・公表された。これは当時の日米構造問題協議を直接の契機とし、そこで問題とされた論点を中心に取り上げた。ところで、流通取引や垂直的制限 (価格制限、非価格制限を含む) に関する経済学 (及び法学) による分析は、1980 年代初めのいわゆるシカゴ革命とそれに対するポストシカゴ学派による研究により大きな理論的な変化・進展があった分野である。1991 年は、ポストシカゴ学派の分析の当時における集大成である J. Tirole, *The Theory of Industrial Organization* と R. Schmalensee & R. Willig (ed.), *Handbook of Industrial Organization* (垂直的制限は Katz 執筆) が出た 2 年後である。しかし、これらの研究は当時の最先端の理論ではあるが、当然ながら実務に反映される段階ではなかった。それ以降が、特に米国において新しい分析方法を更に応用させ政策へ反映させようとする試行錯誤の歴史といえる。日本の実務でも、米国等での動きを睨みつつ、これらの動きとは相当程度独立的に、実務的にも理論的にも重要な幾つもの審決、判決及び議論を蓄積してきた。

かくして、公表から 20 数年を経て基本的に同じ内容を維持している流通・取引慣行ガイドラインには、現在の実務及び理論と必ずしも整合しない記述等があるといわざるを得ず、排除型私的独占ガイドライン等の他のガイドラインとも整合的に説明できない記述も少なくない。流通・取引慣行ガイドラインの改訂は喫緊の課題である。しかし、その改訂は、(i) 蓄積された審決、判決の考え方の取り込みと、(ii) 現段階で最新の理論の取り込み、そして少なくとも、

広く受け入れられている理論と矛盾のない記述、の両方が求められる。そこで検討されるべき個々の論点は余りに多くかつそれぞれ克服すべき課題は大きい（個々の課題は公正取引736号（2012年）の特集に掲載された各論稿等を参照）。

そして、この改訂のバックボーンになるのが、この間に蓄積された審決、判決等（上記(i)）に加えて、この公正取引の特集において川濱昇教授も指摘するように、上記(ii)の観点からの過去のそして今後のCPRCによる共同研究である。

まず、上記の(ii)の審決、判決はどうか。まずは不要なものの削除である。流通・取引慣行ガイドラインは垂直的制限を主たる対象にしているが、これまでほとんど独占禁止法上問題とされたことがなかった行為類型が少なくない。相互取引、取引先事業者の株式取得・所有、輸入総代理店等である。上記(ii)にも関わるが、セーフハーバー基準であるシェア10%、上位3位の基準が誤解を与えていないか、セーフハーバーとして実務上、理論上適切なものか再検討するべきである。

再販売価格維持行為は前述の①の研究、排他条件付取引は②の研究ないしそれ以外の多くの研究が理論的に貢献するであろう分野である。単独の取引拒絶、販売方法の制限、仲間取引の禁止は、規範としては曖昧なものが残っているが、最高裁判決、審決が出ている。単独の取引拒絶について、NTT東日本事件最高裁判決は射程を広く取るようにもみえるが、一般指定2項の場合はどうなのか。販売方法の制限等はインターネットでの販売制限等はますます現実的な課題となった。さらに、最近民事事件も含め事例が増えている競争者に対する取引

妨害事例も素材となろう。

③の研究に係る買手パワーについては、優越的地位の濫用に係る一連の排除措置命令・課徴金納付命令、流通業者による不当廉売への警告（酒類3社への警告）等があり、企業結合においても家電小売業の企業結合審査（ヤマダ電機・ベスト電器審査等）がある。優越的地位の濫用・不当廉売等の他のガイドラインにも関わるが、検討の素材を欠かない。

①で触れたプラットフォーム型市場及び双方向性市場に関する問題が直接に争点となった事件はないものの、このような市場での公正競争阻害性の判断は、大分大山町農協事件排除措置命令、ディーエヌエー事件排除措置命令等でも既になされており、今後も増えよう。ここでも研究課題には事欠かない。

最後は思いつくままに書いた。これらの研究は、新しい流通・取引慣行ガイドラインにそのまま取り入れるには前提条件やモデルの制約を受ける。ガイドラインは、一般にシンプルにルール化（推認を含む）されたものと、考慮事由の適切な提示の両面が求められる。したがって、新しい流通・取引慣行ガイドラインも、前述の公正取引の特集において上杉秋則教授が指摘されるように、そして、企業結合ガイドライン、排除型私的独占ガイドライン等がそうであるように、(i)市場占有率によるセーフハーバー基準の提示、(ii)少数のハードコア型行為に関する推認ルール、(iii)ほとんどの行為類型に関する分析・検討方法（考慮要素）の提示がなされる形態になろう。そして、過去のそして今後の共同研究は、上記の例が示すように、その理論的バックボーンになろう。

「再販売価格維持行為の法と経済学」

(CR 09-11 2012 年 3 月公表)

川濱 昇 C P R C 客員研究員・
京都大学大学院法学研究科教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

再販売価格維持行為(以下「再販」という。)については、20 世紀の初めに米国ではこれを当然違法(反競争効果が推定され、正当化が許されないものをいう。)とした後、おおむね 1970 年代までには、多くの法域で限定的な適用除外があるものの当然違法ないしは原則違法の立場がとられてきた。再販に許容的な立場が強い米国でも、再販に該当する行為の外延をめぐって判例法の動揺はあったものの、最低価格再販に対する当然違法原則は長らく維持されてきた。

しかし、周知のように 2007 年に米国の連邦最高裁はリージン事件において再販に対して当然違法原則から合理の原則へと立場を変えることになった。この判決は 5 対 4 の僅差によるものでもあるが、96 年間にも及ぶ再販に対する当然違法原則に終止符を打った。当然違法原則の放棄がどのような規制基準を目指すのかははっきりせず、法廷意見と少数意見が僅差であることから分かるように再販の機能については意見が分かれている。州では再販に厳格

な立場をとることが予想されるなど、再販の評価について多様な意見があり、その規制基準が不明確なまま、現在、それをめぐって活発な議論が続いている。

ところで、リージン判決の法廷意見と少数意見との対立、あるいは広く再販に懐疑的な立場と許容的な立場を経済理論に対する認識の差に求める見解が散見するが、それは失当である。リージン判決の法廷意見が述べた経済理論の知見のほとんどは 20 年以上前に知られていたものであり、少数意見にとっても周知のものである。それらの理論的知見の現実妥当性が問われているのである

本研究は、上記の問題意識を背景として、競争制限的な流通慣行の典型である再販についてリージン判決を題材にして再販が持ち得る競争促進効果と競争制限効果の再確認の作業を行っている。具体的には、再販が持ち得るとされる競争制限効果(製造業者間・小売業者間での協調の促進、強力な小売による圧力、支配的な製造業者による小規模製造業者等の排除)と競争促進効果(小売業者のサービス提供の促

進、需要の不確実性への対処、新規参入の促進)をリージョン判決の法定意見と少数意見がどのように理解しているかを整理し、それらを詳細に吟味している。また、競争促進効果として主張される効果が消費者厚生等に改善効果を持つ前提条件を明らかにして、それが現実に充足される蓋然性について検討している。本研究ではこのような検討を踏まえ、再販の競争制限効果に対する法廷意見と少数意見の差異について次のように整理している。

少数意見は、再販の競争制限効果の考え方の枠組みは法廷意見と同じであるが、再販が流通業者間の価格競争を回避させ、価格引上げをもたらすことを重視している。(少数意見は、製造業者主導の場合であっても、流通業者間の競争回避効果を持ち、しかも競争促進効果がそれを上回りそうもないケースが多いことを問題視している。)。これに対し、法廷意見は、製造業者主導の再販が流通業者間の競争回避によって価格維持の効果があったとしても、それ自体としては製造業者の利益にならないはずだから競争促進的な目的があるはずであり、当該

目的は価格維持効果と矛盾するわけではないとする。その上で、本研究の再販の競争制限効果の見方として、再販が競争回避を通じた価格維持効果を持つという経験的事実を競争制限効果の根拠とするというのはEUや我が国の立場を正当化する論拠であること、また、製造業者主導の流通業者間の競争回避が流通業者のイノベーション抑制効果を持つことも無視すべきでないとの考え方を示している。



「流通市場における買手パワー（Buyer Power）の競争への影響について-大規模小売業者を中心として-」

（CR04-10 2010 年 12 月公表）

小島 泰友東京農業大学
国際食料情報学部准教授ほか
（肩書は当時のもの。）

（概要）

本研究は、大規模小売業者の合併等による買手パワーの増大によって起こる問題点として、優越的地位の濫用に対する懸念、ウォーターベッド効果（Waterbed Effect）に対する懸念、買手の売手パワーの発生に対する三つの懸念について、法学及び経済学双方の観点から考察することを目的に行われたものである。

ウォーターベッド効果とは、市場優位性のある買手企業（例えば、大規模小売業者、地域支配的な小売業者又は共同販売を伴う共同購入を目的とした買手グループなど）が、その買手パワー（不当な値引き要請等も含む）を通じて納入業者から商品を安値で仕入れることが可能となる一方で、そのサプライヤーがこの低価格納入による損失分を補うため、市場優位な買手企業以外のその他の小売業者に対して納入価格を引き上げざるを得なくなり、その他の小売業者の仕入コストが上昇する効果のことである。

本研究から、次のような課題及び示唆が得られている。

- ① ウォーターベッド効果が生じ得るケースは、サプライヤーに売手パワーがあり、かつ、小売業者がモノポリー的に買手パワーも売手パワーも持つような状況であると考

えられる。

Inderst,R & T.M. Valletti(2009)は、大規模小売業者の店舗とその他の小規模小売業者が存在している市場ではウォーターベッド効果が生じ、大規模小売業者の店舗が存在しない市場ではその効果は生じないと理論的に示しているが、大規模小売業者のドミナント出店が展開されている地域とそれ以外の地域で、ウォーターベッド効果がみられるのか、強く関心を持つところであり、この点についても実態調査や実証分析が行われることを期待する。

- ② 我が国におけるウォーターベッド効果の検証において、1990年代初めの卸売価格データを用いてスーパーと一般小売店の仕入価格の格差について分析を行ったが、その格差がサプライヤーによる自発的な価格差別の結果なのか、それとも非自発的な結果なのか、それとも両者の効果が含まれる結果なのかは明らかではなかった。ウォーターベッド効果を詳細に検証するには、単なる価格分析だけでなく、イギリスのグロサリー市場調査のような、行政による大規模な実態調査と実証分析が必要であろう。
- ③ 優越的地位の濫用、ウォーターベッド効

果、買手パワーによる売手パワーの強化が将来的に懸念される場合には、市場支配的なサプライヤーに対する対抗的買手パワーの形成を目的とした合併事案であったとしても、こうした懸念に対して事前に十分に検討する必要があるだろう。特に合併によって大規模小売業者等の買手に売手パワーも生じるような地域については、消費者への影響が懸念されるため、その地域の店舗売却を条件とした部分的な事前規制が非常に重要となる。買手パワーをめぐる合併規制に関して、肝要な点は、大局的な視点から合併が提案される市場と垂直的な関係を持つ市場にも目を向け、サプライヤーの売手パワーと買手の買手パワーをいかに拮抗させるか、また、局所的な視点から、各地域の小売市場の競争性をいかに確保するかであり、そのための事前規制としてどのような問題解消措置を採るかである。

- ④ 買手パワーをめぐる問題は、理論上、買手パワーの行使によるサプライヤーの市場退出、あるいは製品開発や技術開発への投資の減少やそれによる生産量の減少、そして社会的余剰の減少など、中長期的な時間軸で生じ得る問題である。今後、国内外の買手パワーをめぐる議論を踏まえて、我が国の独占禁止法の運用にも中長期的な視点を取り込んだ買手パワー規制を視野に入れることが望ましい。
- ⑤ サプライヤーが交渉力を有している場合、小売市場が競争的であれば、買手パワーは対抗的買手パワーとして社会的余剰に正の

効果を持ち得る。しかし、小売市場が競争的でなければ、対抗的買手パワーとしての正の効果が失われることにより社会的余剰の損失が生じる可能性がある。したがって、買手パワーを正当化できるか否かを判断する上で、買手パワーが買手事業者の売手パワーの形成につながるか否かについて、個別具体的に慎重に検討を行う必要がある。このように、買手パワーに関わる案件においては、対抗的買手パワーの競争促進的な効果と売手パワーの形成につながりかねない買手パワーの反競争的な効果を総合的に判断することが求められるといえる。

- ⑥ 小売業者の企業結合規制を検討する際の手順としては、まず、地理的な市場画定を適切に行った上で、合併後における対抗的買手パワーとしての競争促進効果と売手パワーにつながる買手パワーの反競争効果を総合的に判断することが望ましいといえる。ただし、対抗的買手パワーとしての競争促進的な効果を厳密に計測することは困難である。したがって、EU競争法における企業結合規制のように、垂直的な市場における産業間や企業間のパワーバランスを十分に検討することが必要となる。EU競争法による大規模小売業者による買手パワー規制は、主に企業結合規制によって行われており、地域的な市場画定をした上で小売業の競争状況を検討している。また、売手間の企業結合規制において買手の対抗的買手パワーの存在を確認して、サプライヤーの合併の是非を検討する点が特徴的である。

「プラットフォーム競争と垂直制限 —ソニー・コンピュータエンタテインメント事件を中心に—」 (CR05-08 2009年3月公表)

玉田 康成 C P R C 客員研究員・
慶應義塾大学経済学部准教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

近年、現実経済を把握する枠組みとしてプラットフォームの重要性が認識され、経済学でもプラットフォームに対する関心が急速に高まり、多くの分析がなされている。本研究はソニー・コンピュータエンタテインメント（SCE）による再販売価格維持事件を取り上げ、プラットフォームによる再販売価格維持が競争政策の観点からどのように評価できるかを経済学的に明らかにし、競争政策上の意味を検討することを目的に行われた。

プラットフォームは双方向性市場（two-sided market）を成立させる。双方向性市場とは、あるサイドの顧客によるプラットフォームの利用がグループ間のネットワーク外部性を生じさせ、あるサイドの顧客の便益がプラットフォームによりもう一方のサイドの顧客をどれくらい集められたかに依存するような市場である。これまでプラットフォームと双方向性市場についての経済学的分析の中心的課題はプラットフォームが各サイドに課する価格構造の解明にあり、典型的には一方のサイドの価格

を低く抑えることでサイズを大きくし、同時にもう一方のサイドの価格は高くするような構造がプラットフォームによる最適な価格付けとなる。また、この価格付けは外部性を内部化した結果であるので、経済厚生とも大きな齟齬は生じない。

SCEは①ソフトウェア価格の値崩れの防止、②需要の不確実性に伴うソフトウェア企業や小売企業のリスクの軽減、③中間マージンの削減、という三つの問題意識に基づいて流通政策を構築したと考えられる。本研究では、SCE事件の審決は小売サイドの競争阻害性のみを判断の根拠としており、SCEの再販売価格維持がソフトウェア企業のインセンティブに与える影響と、それに伴うネットワーク外部性についての評価が考慮されていないという考え方に立って、これら三つの問題意識をそれぞれ経済学的に分析し、次のような競争政策上のインプリケーションを得ている。

- ① ソフトウェア企業が価格にコミットできない場合、ソフトウェアの将来価格の値崩れが起こる。それに対し、プラットフォームが再販売価格維持によって価格に介入できる

ならば、将来価格もコントロールすることができ値崩れは起こらない。結果として、ソフトウェア企業の参入数が増加し、それに伴いこのプラットフォームを選択する消費者も増加する。このとき取引は拡大するので、経済厚生が増加する可能性がある。

- ② 需要の不確実性が存在する場合、ソフトウェア企業や小売企業は不確実性の程度の拡大に伴ってSCE のソフトの開発や販売を行うインセンティブが小さくなる。再販売価格維持は小売企業とソフトウェア企業が負担するリスクを軽減し、ソフトウェア企業の参入インセンティブを高める効果がある。
- ③ プラットフォームがソフトウェア企業に対するロイヤルティのみを決定でき、卸売価格や小売価格の決定をソフトウェア企業と小売企業の取引に任せた場合、ソフトウェア企業の市場支配力を反映して卸売価格と小売価格は上昇し、ソフトウェア企業のマージンも大きくなる。このとき、もしプラットフォームが再販売価格維持によって小売価格を決定できるならば、ソフトウェアの取引量を拡大しロイヤルティ収入を増加させるために小売価格をより低い水準に定め、同時にソフトウェア企業の参入インセンティブを確保するためにロイヤルティも引き下げる。このとき、ソフトウェアの価格が下落しソフトウェアの取引量は拡大するが、ソフトウェア企業のマージンが縮

小するためソフトウェア企業の参入数も減少する。

ただし、上記の三つの分析は再販売価格維持が与えるソフトウェア企業のインセンティブや外部性への影響を考慮する点では共通するが、競争政策上のインプリケーションは異なっている。①の分析では、プラットフォームによる小売価格のコントロールによってソフトウェア価格は上昇することになる。それと同時にプラットフォームを利用するソフトウェア企業と消費者の数も増加するが、経済厚生への効果は必ずしも明らかではないことが説明されている。それに対し、③の分析では、再販売価格維持はソフトウェア企業の市場支配力を制限し、ソフトウェアの取引量を増加させることを目的としており、プラットフォームによる小売価格のコントロールはソフトウェア価格を下落させることになる。結果としてソフトウェアの価格は効率的な水準に近づくが、ソフトウェア企業の参入数も減少し、やはり経済厚生への影響は明らかではない。

この点について本研究では、SCEは新規参入企業として登場したのに対して、任天堂は実質的に独占的にプラットフォームを運営していたという競争環境の違いを考慮に入れた上で再販売価格維持が小売価格に与えた影響を実証的に明らかにしないと、上記三つの分析の妥当性の検証はできないとしている。



競争政策研究センター主任研究官

関西学院大学経済学部教授

土井 教之

競争状況を表す指標（今後の研究課題）

一つの産業における競争状況は、どのような政策観に立とうと、当該産業の市場構造、市場行動、市場成果のいずれかに反映されるであろう。すると、競争状況を表す競争度はその三つの次元で捉えることができる。伝統的に、競争度は各産業における産業集中の水準から捉えられる。特に、それらの次元間の一義的な因果関係を強調する伝統的な産業組織論は、競争度に関連する指標として構造要素の産業集中（度）を重視した。その後、集中度の重要性を否定する議論もかつて有力であったが、今日、シェア・集中度は企業行動に影響を与えるが、同時に企業行動から影響を受けるという内生的関係に留意しながら、集中度はある程度競争度を捉えるものと認識されている。すると、有用な方法で競争状況・競争度を計測できることが競争政策には不可欠である。この古くて新しい問題について主な課題を整理する。

競争度の計測には、まず市場の画定が不可欠である。理論的説明はさておき、市場を実際に

厳密に画定するのはしばしば困難である。特に競争政策を策定するときは、市場の画定が判断に大きな影響を与えるために、この問題はすこぶる重要であり、競争政策における大きな争点の一つである。今日、技術進歩、規制緩和、消費者ニーズの多様化、製品差別化などに伴って、市場の画定が複雑・困難となりつつある。また、地理的な考慮も重要である。特に、経済のグローバル化に伴って、競争は国内ではなく世界市場の範囲で捉えることが必要な場合がある。画定方法については、今日様々な経済分析的手法が工夫され、政策執行段階でも適用されている。これは競争政策における経済分析の役割の一つであり、CPRCに求められている課題である。

市場が画定されると、いくつかの代替的な構造的指標で集中度を計測することができる。累積集中比率（CCR）、ハーフィンダール-ハーシュマン指数（HHI）、エントロピー指数、ジニ係数、ハンナ-ケイ指数などがある。それらのほとんどは互いに比較的高い相関関係にあることは

事実である。そのうち、固有の長所・短所を持つが、計測上、理論上の理由で最も利用されているのが最初の二つである。しかし、これらは一定時点での構造上の特徴を反映するけれども、競争度の水準や変動を正確に捉える指標では必ずしもない。例えば、高度集中寡占下でも激しい競争が展開される可能性がある。また、同じ産業でも、直面する競争圧力は企業間で異なる可能性があり、例えば上位企業群と下位企業群の間に移動障壁があり、産業全体の競争状況に影響を与えるかもしれない。かくして、多様な競争状況を捉える指標の計測には、市場の画定や計測方法が重要課題である。

今日、政策分析として個別産業の経済分析が重視されるにつれて、構造的指標は競争の決定的証拠としては捉えられていない。シェア・集中度は、上記のとおりむしろ企業行動の結果を反映している可能性を持ち、また、その高い比率は競争制限的な行動を一義的に誘引するとは限らないからである。とはいえ、構造ベースの指標は、限界があることを認めるとしても、依然として政策上、理論上意義を持つ。

シェア・集中度分析の重要性について、いくつかの点を指摘することができる。まず、集中度指標は、競争政策、例えば合併規制のためのスクリーニング・メカニズムとして有効である。また経済分析でも、例えば、合併規制においてシェアや集中度に注目する必要がある（J.B. Baker & C. Shapiro）、あるいはHHIが競争政策にはなお有用である（D.L. Rubinfeld）、という主張がみられる。したがって、集中度は、競争度の指標として理論的にも実務的にも依然として取り上げる意義を持つ。

次に、技術進歩、産業構造の変化などは、企業行動、そして産業の境界（産業の画定）や競争に影響を与えるために、シェア・集中度の動向は企業戦略の結果である限り、競争度を反映している可能性を持つ。この意味でも、シェア・集中度の計測は意味がある。なお、このことは、集中度指標の解釈に留意する必要があることを示唆する。

最後に、産業構造の変化は競争政策の対象となる産業の変化・拡大を意味するために、新規産業についての競争度分析が必要となる。我が国では、集中度調査で従来サービス業の分野や新興産業が十分にカバーされておらず、それらも対象範囲に含めることが妥当であろう。

二つの伝統的な指標が抱える上記のような問題を補整するために新たな考察が必要である。いくつかの可能な考察について触れてみよう。

まず、競争度をできる限り十分に捉えるためには、複数の指標の利用を通して総合的に考慮する必要がある。例えば、エントロピーなどの代替的指標を算出し、CCR と HHI を含めて各種指標間を比較することが重要な示唆を与える。

次に、現代の競争は、技術競争（情報化含む）、グローバル競争、代替的製品・サービス間競争、消費者圧力（洗練された消費者の増加）などを反映する多元的、動態的競争である。そうした多元的、動態的競争を捉える指標の開発・計測が求められる。この要請を考慮すると、以下のような三つの競争度指標が注目される。

第1の指標は流動性指数である。理論的にも実態的にも、競争過程での企業のシェア・ポジションの流動性を明らかにするために、そうした市場構造の動態を捉える指標を工夫しなければ

ばならない。その動態は、参入・退出と既存企業のシェア・ポジションの変動によって誘引されるために、それらを捉える流動性指数が必要である。事実、シェア変動を考慮した若干の指標が適用されている（例えばCPRC(2004)。後掲の概要参照）。その他、参入企業の数・シェア合計、退出企業の数・シェア合計、市場に留まる企業のシェア変化の合計なども考えられる。なお、これらは既存資料から計測可能なものもあり、算出が比較的容易であり、かつ政策的にも有用である。

第2は世界集中度である。国際競争、国際寡占の進行、国際カルテルの横行などを考慮すると、国際市場での競争状況を捉える指標を作成する必要がある。その一つが世界集中度、具体的に世界市場でのCCRやHHIなどである。近年、これを対象にした体系的な分析がみられる。

ところで、今日、消費者資本主義と形容されるように、企業行動において消費者の「声」（消費者投入）の重要性が指摘され、競争過程における買手の影響が注目される。それを考慮する買手影響度の指標の開発も重要な課題であろう。それが第3の指標である。かつて試みられた買手集中度の計測（我が国では、経済企画庁(1977)、CPRC(2004、後掲の概要参照)）はその一つであり、そしてさらに新たな指標の開発を試みることが求められる。

最後に、構造的指標に加えて、市場行動・成果（価格、利潤など）からみた競争度指標も注目する必要がある。例えば、利潤率やプライス・コスト・マージンの水準、各企業の成果指標が産業平均に調整される速度、相対利潤（ブーン指標）、価格変動（大きさ、頻度）などである。

これらの指標も同様に問題点を含む。これらの指標は、その規定因を明らかにする必要があるが、その一つが集中度指標や流動性指標などの構造的指標との関連に関する実証分析である。その意味で、従来多数の研究が対象としてきた市場構造と市場行動・成果の関連についての分析は意義を失っていない（計量的な改善・工夫は不可欠であるが）。

以上のような多面的な競争度分析は、実質的には、個別の案件において競争政策当局によって「総合的な考慮」という形で行われてきたと言ってよい。求められているのは、それらの考慮・測定を体系化・精緻化することである。しかし、これらの各指標は依然として上で指摘したような限界を持つ。その他、例えばそれらは事後的な数値であるために、合併規制の場合のように事前的措施を検討するときには問題を含むことは避けられない。とはいえ、これらの代替的指標が難点を含むことを考慮しながら、複数指標を組み合わせて競争度をより十分に捉えることができる。

かくして、競争政策において、市場の範囲を考慮しながら、伝統的な集中度指標は依然として考察する意義を有し、そしてまた新規の競争度指標を工夫することも求められている。それゆえまた、産業構造の変化を考慮して、計測対象の産業を拡張することも重要な課題である。なお、CPRCはこれまで競争度の計測について議論してきており、そしてまた、2013年度において共同研究プロジェクトの一つとして市場構造の流動性指標に関する課題に取り組む予定である。

「競争，イノベーション，生産性に関する定量的分析 —市場構造のダイナミクスとパフォーマンスに関する研究—」

(CR01-06 2006 年 8 月公表)

元橋 一之 C P R C 客員研究員・
東京大学大学院工学系研究科教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

競争政策に関する経済分析は、産業レベルや企業レベルでみた利潤率と市場競争の状況を分析するものが中心といえる。このような企業における超過利潤率や市場独占力に関する分析は、staticな市場競争状況を確保するための競争政策の在り方を検討するために重要な示唆を与えるものである。しかし、経済成長との関係などdynamicにみた経済インパクトとの関係で競争政策を考えるためには、競争と生産性やイノベーションの関係について分析することが重要である。市場競争の状況が中長期的な経済成長率（潜在成長率）に影響を与えるか否かは、全要素生産性（TFP）の成長率との関係を見ることによって明らかになる。

静的な市場構造指標であるハーフィンダル指数については、産業組織論における理論的な基礎がしっかりしたものであり、競争政策を行う上でも参照されることが多い。その一方でシェア変動指標は、市場構造のダイナミクスという新たな側面に着目しており、競争政策指標としての活用ポテンシャルは高いが、理論的な位置付けが不十分である。

本研究では、市場構造のダイナミクスに焦点を当てて、競争，イノベーション，生産性との関係について分析を行っている。市場構造のダイナミクスに関する理論的なフレームワークとしては、プロダクトライフサイクル（以下「PLC」という。）をベースとした理論モデルを用いて

いる。市場構造のダイナミクスは、新たな商品が開発され、それが市場で成熟していくライフサイクルの影響を受けることが観察されている。したがって、シェア変動指標などの市場構造に関するダイナミクスに関する指標の解釈を行う際には、当該市場を構成する製品のライフサイクルを把握することが重要である。具体的には、新たな製品が登場して新規市場が形成される際には、新規参入によって市場のプレイヤーの増加がみられ、その後市場規模の伸び率が低下してくると、逆にプレイヤーの数が減少する現象がみられる（Klepper and Graddy, 1990）。したがって、市場競争が行われている状況においても、シェア変動指標はライフサイクルの初期において上昇し、その後期においては低下が観察されることになる。このような、ライフサイクルの状況を所与として、シェア変動指標に対する解釈を行うことが必要である。

本研究においては、まず工業統計調査の個票を用いて、1980 年代半ば～2003 年までの詳細な品目分類ベースでシェア変動指標を算出し、それぞれのライフサイクルの状況との関係について定量的な分析を行っている。また、シェア変動指標の特性とその決定要因に関する分析を行っている。

製品ごとのライフサイクルステージを特定するためには、それぞれの製品が市場の登場した時点を特定することが必要である。ここでは、工業統計調査に用いられる品目分類（6桁詳細

分類)における新規品目分類の設定に着目した「詳細型品目データ」、品目の継続性に着目した「継続型品目データ」の2種類のデータセットを作成した。

継続型品目データを用いて調査時期を前期と後期に分けた分析によると、ライフサイクルの初期におけるシェア変動指標は安定成長期と比較して大きいことが確認された。また、製品によっては市場からなくなる過程である「衰退期」の状況についてもシェア変動の状況を把握することができる。「衰退期」におけるシェア変動指標は「安定成長期」と比較して、やはり大きくなることが分かった。このように、シェア変動指標によって市場競争状態を判断するためには、製品ごとのPLCにおけるステージを勘案することが必要であることが分かった。

次に、市場成長率や企業数などライフサイクルステージを含めたシェア変動指標の決定要因に関する回帰分析を行い、その結果を用いて製品別・時点別の「理論的な」シェア変動指標を求めた。実際のシェア変動指標が、この理論的な指数を大きく下回る場合は市場競争において何らかの問題がある可能性が高いということができる。

本研究では、詳細型品目データを用いて、Klepper and Graddy (1990)の分析のフレームワークを用いて、特に競争政策上問題が生じる可能性が高いと考えられる市場立ち上がり期の品目の中で、シェア変動指標の理論値との格差が大きい品目のリストアップを行っている。

さらに、本研究では本研究分野における今後の課題として以下の点を挙げている。まず、データ分析であるが、今回用いた工業統計データは1985年から2003年までのものであり、製品ごとのライフサイクルのステージを把握するためには期間としてやや短い。

市場競争状況を示す指標について、これまで

はハーフィンダール指数や出荷集中度指数などの静的な市場構造を示すものが用いられてきたが、シェア変動指標は、ダイナミックな市場競争状況を示すものとしてユニークな存在である。インターネットのブラウザー市場にみるように、静的には市場が寡占に近い状況にあるが、動的にみるとメインプレイヤーがネットスケープからマイクロソフトに移り変わったことにみられるようにダイナミックな変動を示している。このようにネットワーク効果がみられるIT業界においては、静的な市場構造指標のみでは市場競争の状況を判断することが難しいと考えられる。

このようにシェア変動指標に対しては、これまでの指標にはない市場競争に関する一つの側面を明らかにする意味で大きな期待が持たれているが、その一方でその利用において扱いにくい点があることが分かった。初歩的な話としては、企業数が多い(静的にみて市場競争が活発である)場合には、それぞれの企業のシェア変動が小さくなることから、指標そのもののレベルが低くなる。

したがって、シェア変動指標を市場競争指標として活用するためには、これらの要因をコントロールした修正値を作成する必要がある。

また、今後市場シェアの変動に関する研究を掘り下げるためには、動的な市場競争に関する理論が必要となる。今回取り上げた製品のライフサイクルを取り入れたモデルはその一つであるが、このモデルは完全競争を仮定したものであり、動的な市場の非効率性を直接取り上げたものではない。ダイナミックな競争における市場の非効率性を明示的に取り上げた理論モデルの開発は、静的な市場効率性に関する理論と比べて格段に遅れている。シェア変動指標を有効に活用していくためには、実証研究と併せて、理論的な研究も行っていくことが必要である。

「新たな市場構造指標と競争状況の関係に関する経済分析調査」

(CR03-04 2004 年 4 月公表)

泉田 成美 C P R C 客員研究員・
東北大学大学院経済学研究科助教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

本研究は、我が国の寡占市場における企業行動について、シェア変動指標、順位変動指標及び買手集中度という新しい経済指標を用いて計量経済学的な分析を行ったものである。

寡占市場における企業行動を分析する経済理論的な検討を踏まえて、動態的な競争の程度を表す指標であるシェア変動指標及び順位変動指標は同時に市場における競争圧力の大きさを表す代理変数として用いることができると考えることによって、競争圧力の大きさにより、企業の利益率や価格変化率の説明要因に有意な差が観察されるのかどうかを実証的に検討した。その結果、競争圧力の大きな市場では、企業の利益率に対して影響を与えるのは労働生産性の変化率で表される効率性の改善と、企業成長率のみであり、シェア・集中度などの企業規模を表す変数や売上高広告費比率といった参入障壁を表す変数は企業の利益率に対して統計的に有意な影響を与えていないことが示された。すなわち、効率性及び成長を達成した企業のみが高い利益率を獲得しているものであり、市場支配力によって超過利益を獲得しているとは考えられない。これはシカゴ学派、取り分けDemsetz

(1973) の主張する効率性仮説と整合的な推定結果である。

一方で、競争圧力の小さな市場では、効率性や企業成長ばかりではなく、シェア・集中度といった規模変数や、売上高広告費比率で表される参入障壁の存在が、企業の利益率に対して統計的に有意に正の影響を与えていることが確認された。すなわち、競争圧力の小さな市場では、効率性や成長性をコントロールしてもなお市場支配力の存在が超過利益の発生原因となっていることを否定することができないとの結果を得ている。

価格に対する分析では、シェア変動指標や順位変動指標が直接的に価格変動に対して影響を与えていることが示されている。すなわち、シェア変動指標や順位変動指標で表される市場の動態的な競争圧力の程度に応じて、競争圧力の大きな市場では価格が下落しているか又は価格の上昇が低く抑えられているのに対して、競争圧力の小さな市場では価格の上昇率が高いという結果を得た。

シェア変動指標を用いて暫定的に行った分析では、国内での競争が激しい産業ほど国際的な競争力を向上させるとの結果も得られた。また、買手集中度を用いた分析では、買手の購買圧力が売手企業の利益率に直接的な影響は与えないが、買手集中度が高いほど市場価格の上昇を抑えるとの結果が得られた。

これらの結果は、競争政策の運用に対しても一定の貢献をなし得る。すなわち、競争圧力の大きな市場ではたとえ超過利益が存在したとしてもそれは効率性の改善と企業成長とが結び付いたものであり、効率性の高い企業が高い企業成長と高利益率を獲得していると考えられる。同時にそのような市場では価格上昇率も低く抑えられていると考えられるので、大企業が高い利益率を実現していたとしても競争政策上深刻な問題は発生していないと考えることができよう。

以上の実証分析の結果を踏まえ、本研究では、今後の分析における研究課題について次のとおり提案を行っている。一つの研究の方向は、競争圧力が価格水準や価格変動に与える影響についてのより詳細な実証分析の必要性である。今回の分析はクロスセクショナルな産業間の相違に着目した分析であったが、クロスセクショナルな分析では価格水準の高低や価格変動をもたらす要因を特定化するのに非常に強い制約を受ける。したがって今回の分析結果を踏まえながら幾つかの特定の産業・品目を取り上げ、価格水準や価格変動をもたらす要因について分析することが有用であろう。取り分け市場構造と価格の固定性の関係や、規制緩和が価格の決定要因に与える影響を分析することは、競争政策にとっても有用であろう。

もう一つの発展の方向は、競争圧力の大きさが産業・企業の生産性や国際競争力に対してどのような影響を与えるのかについての実証分析である。政府の規制や保護、民間企業同士の取

決めや反競争的な企業戦略によって競争圧力が減殺されている市場と、十分な競争圧力の下で企業活動が営まれている市場では生産性の成長率や国際競争力に対してどのような相違が観察されるのかについて、詳細な実証分析を行うことは競争政策の観点からも十分に意義のあることであろう。

さらに、利益率の持続性と市場構造との関係について分析することや、マクロ的な景気変動と利益率や価格の決定要因にどのような関係が存在するのかについて検証することも競争政策上意義のある研究テーマであろう。





慶應義塾大学経済学部准教授

田中 辰雄

個別産業における競争状況の調査・分析（今後の研究課題）

競争政策の中には、製造業・小売業での合併審査やカルテルなどのように比較的確立した話題もあるが、一方で知的財産やIT産業でのプラットフォーム独占などのように比較的新しく、論争的な話題もある。競争政策研究センターは研究が業務であるから、既に政策として確立した分野だけではなく、これから取り組むべき論争的課題の研究も大切である。これら新しい話題については個別産業における競争状況の調査・分析という形で行われてきており、これまで5本の報告書がまとまっている。そのうち4本はIT産業を対象として、ネットワーク外部性とスイッチングコスト、市場画定について調査したもので、残り1本はメディア・コンテンツ産業での効率性を分析したものである。

IT産業ではネットワーク外部性を使った独占が問題になることが多い。この問題は、マイクロソフトのOSの独占問題が契機となり、

注目されるようになった。誰もが使う共通のプラットフォーム（OS、ファイル形式、サイトなど）が市場で圧倒的なシェアをとると事実上の標準となり、そのプラットフォームを特定の企業が支配していると独占が生じる。典型例はマイクロソフトのOSで、一時期は多くの国で独占禁止法上の訴訟対象となった。

この問題が難しいのは、当該企業が、反競争的な行為、例えばカルテルや参入妨害などを行わず、まっとうにビジネスをしていても独占になってしまうことである。独占禁止法は独占（市場支配力）を得るための行為（カルテルや私的独占、企業結合）を規制するが、そのような違法行為がなくても「自然に」達成される独占は余り考えられていない。この場合、独占を完全に排除するには、プラットフォームを特定企業の支配から切り離す必要があるが、これは私有財産に手を入れることなので、企業分割に近い強い介入になる。そのような強い介入は企

業の投資意欲をそぐという懸念も強い。IT産業では技術革新が激しいので、新しい技術革新で独占はいずれ崩されるという批判もある。

報告書ではこれらの点を計量的に測定して判定することを目指した。その結果複数の報告書で、パソコンOSについてはネットワーク外部性の力は大きく、技術革新の力では対抗し得ないことが示された。技術革新を待っているのは独占が崩れないとすれば、政策発動の必要性が一步高まる。これは一つの研究の成果であろう。一方、IP電話とルータについては、ネットワーク外部性はそれほど大きなものではなく、政策発動の必要性は乏しいという推定結果が得られている。このように産業ごとに違いがあることが分かったのも研究の成果である。

課題としては、投資意欲の阻害をどう計量するかという問題が残っている。仮に一定期間後にプラットフォームの開放を迫るとしても、どれくらいの期間なのか。投資意欲の阻害をしても実行するだけの価値があるのか等は手つかずである。

また、技術革新では独占は崩れないと述べたが、想定外の全く新しい変化があると状況は変わる。報告書で予想したとおりパソコンのOSの世界では独占は崩れなかったが、その代わりスマートフォン、タブレットという新しい装置が登場し、これらまで含めて広い情報端末という市場で考えると競争は復活したとみることもできるからである。これは市場画定の問題でもある。

スイッチングコストは特定の財・サービスの利用先を切り替えるときに発生するコストである。スイッチングコストがあると消費者の企

業選択が制限される点で競争が阻害される面があり、スイッチングコストの大きさの測定が課題となる。

報告書では、パソコンOS、IP電話、ルータ、そしてブロードバンド・サービスについてスイッチングコストの測定が行われ、かなりの額のスイッチングコストがあることが示されている。スイッチングコストの解消には電話番号でのナンバーポータビリティのような制度的な工夫が必要であり、そのような制度設計の基本資料として価値ある研究である。

ただ、大きな課題として、スイッチングコストがあっても直ちに厚生上のロスがあるとは限らないという問題がある。単純な2期間モデルで考えると、スイッチングコストがあると1期目の価格が安くなるだけで厚生上のロスは発生しない。ブロードバンド・サービスで、最初の1年半額とか無料などの割引が行われているのがこれであり、スイッチングコストのせいで競争が激化しているとみることもできる。競争が激しくなるだけなら、競争政策発動の必要性は乏しい。

現実には単純な2期間モデルは適用できず、厚生上のロスが発生している可能性は高い。しかし、それがどれくらいなのかはまだ計量されておらず、今後の課題となる。

市場の画定は競争政策に特徴的な話題であり、需要の弾力性やSSNIPテストを始めとして様々の手法が試みられてきた。報告書ではADSLや光ファイバーなどブロードバンド・サービスについて市場の画定を試みている。その結果、光ファイバーと高速ADSLが一つの市場としてまとめられるという推定結果が

得られており、従来の理解よりも狭い範囲の市場が画定されている。

課題としてはこのような手法を、いかにしてより多くの市場に機動的に適用するかが挙げられる。市場の画定はIT産業のように財とサービスが激しく変化する産業で問題になることが多い。既に述べたパソコンとスマートフォンは同じ市場かどうかというのも市場画定の問題である。しかし変化が激しいため、調査に必要な情報の蓄積を待っている間に状況が進んでしまう危険性がある。例えばパソコンとスマートフォンが同じ市場かどうか画定するのに5年のデータ蓄積が必要とすると、それが分かった時には既に市場支配が完了しており、政策発動のタイミングを失うリスクがある。

メディア・コンテンツ産業とは、テレビ、映画、音楽、書籍、新聞などのことで、これまで余り競争政策の対象とはならなかった分野である。しかし、近年、新しい成長産業あるいは輸出産業として注目されるようになり、経済分析の対象として認知されるようになってきた。

報告書ではテレビ、映画、ゲームの三つの産業を取り上げて、メディア（テレビ局、映画配給、ゲームハード）とコンテンツ制作（テレビ、映画、ゲームの制作会社）の効率性を比較し、メディアでの競争促進がコンテンツ制作の効率性を高めるという結果を得ている。従来、日本のコンテンツ産業では、メディア側に比べて制作側が不利な地位にあり、これが競争力を阻害しているという見解があったが、それを実証的に裏付けたことになる。

課題としては、近年のインターネットの普及に伴う変化をどう捉えるかという問題があるだろう。報告は従来型のメディアを対象としているが、人々のコンテンツ視聴形態はネットの普及で急激に変化しつつある。これを踏まえたときに何が言えるかを明らかにする必要があるだろう。例えばテレビ受像機ではなく、スマートフォンやタブレットでニュース・映画を見始めたらどうなるかを考える必要がある。

最後にこれから注目すべき個別産業はどこであるかを述べて終わりとしたい。ここまで述べた内容の自然な延長で考えると、スマートフォン、SNS、電子書籍、動画配信などが挙がってくる。いずれもネットワーク外部性が働き、スイッチングコストもあり、市場の画定も問題となり、そしてコンテンツを運ぶメディアの働きも持っている。

例えば電子書籍で言えば、多くの書籍コンテンツを集めたリーダーが競争上有利という意味でネットワーク外部性が働き、購入した本がそのリーダー以外では読めないという点でスイッチングコストが働く。電子書籍はタブレットでもスマートフォンでも読めるので市場画定が問題となり、また電子書籍はコンテンツ産業そのものである。

そして、実際にこれらの産業では支配的な企業が現れつつある。スマートフォンでのアップルとグーグル、SNSでのフェイスブック、電子書籍でのアマゾン、動画配信でのグーグルなどがそれであり、その意味で実際の政策上の必要性も高い。これら個別産業での研究が更に進むことを期待したい。

「メディア・コンテンツ産業での競争の実態調査」

(CR02-07 2007年7月公表)

田中 辰雄 C P R C 客員研究員・
慶應義塾大学経済学部准教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

本研究では、コンテンツ産業における効率性の問題に焦点を当て、「メディア寡占による競争の低下が非効率性を生む」という仮説を実証的に検証すべく、メディア・コンテンツ産業における競争状況が生産性に与える影響の分析を行っている。具体的には、「テレビ」、「映画」及び「ゲーム」を取り上げ、各業界のメディア産業とコンテンツ産業に関する政府統計調査の個票データ等を用い、生産性と競争状況との関係を計量経済学的に検証している。また、各メディア産業内及びコンテンツ産業内の競争と生産性の関係に加え、メディアーコンテンツ間の競争と生産性の関係についての分析を行っている。

本研究における分析結果は以下のとおりである。まず、映画制作業の生産性は、配給市場での競争の進展によって高まる効果があった。配給市場が映画館市場の生産性に与える影響ははっきりしなかった。各々の市場における競争の進展は、映画館市場では生産性を高めたが、映画制作業では明瞭な結果は出なかった。テレビについての結果も映画に類似していた。

次に、テレビ局の競争が激しくなるに従い、テレビ番組制作業の生産性は上昇する傾向があった。また、テレビ番組制作市場での競争が激化すると、テレビ局の生産性も上昇する傾向があった。すなわち、クロスの効果はどちらも競争が生産性を高めることを示していた。一方、各々の市場の競争指数の効果は、テレビ局については競争が激しくなると生産性が上昇する効果がみられたが、テレビ番組制作業についてははっきりしなかった。ゲーム産業では、シェア変動指標を競争指標としてみると、ゲームソフト市場については、競争の進展で生産性が上昇する効果がみられた。ただし、ゲームハード機からの影響ははっきりしなかった。

三つの産業の結果をまとめてみると、緩やかな一貫性がみて取れた。まず、メディア産業の競争が激しくなることは、コンテンツ産業の生産性を上昇させる傾向があった。また、メディア産業での競争の進展はメディア産業自体の生産性を上昇させる傾向があった。ただし、コンテンツ産業での競争の進展が及ぼす効果ははっきりしなかった。

「ブロードバンド・アクセス市場の需要分析」

(CR04-06 2006年9月公表)

岡田 羊祐CPRC主任研究官・
一橋大学大学院経済学研究科助教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

本研究ではブロードバンド・アクセス市場の競争評価を行うため、需要関数を推定し、この需要関数の推定結果を利用して、ブロードバンド・アクセス市場の画定を行っている。需要関数を推定することは、市場の画定のみにとどまらず、市場支配力、合併・吸収の効果及び新製品・新サービスのもたらす便益などの推定を行う際に欠かせないものであり、政策的にも重要性が高い。欧米では、規制政策及び競争政策の評価を行う場合に需要の弾力性に依拠した議論が広く行われているが、我が国では、これまで需要構造に十分な注意が払われてこなかった。

具体的には、FTTH、ADSL及びCATVなどのアクセス回線間の代替関係及び利用者の世帯属性を十分に考慮しつつ、できる限り市場の実態に即した特定化を行った上で、ブロードバンド・アクセス市場に関する需要関数の推定を行い、需要関数の推定結果を基に、以下の二つの手法を利用して市場の画定を行っている。一つは、SSNIPテストの簡便な手法である「クリティカル・ロス分析」によって市場画定を行う手法である。もう一つは、価格引上げ後の利潤変化をシミュレーションすることによって市場画

定を行う手法である。

上記のクリティカル・ロス分析及び利潤関数のシミュレーション分析のどちらにおいても、ブロードバンド・アクセス市場において、FTTHと同一の市場とみなすことができるのは高速ADSLであった。これは先行研究よりも、やや狭い市場範囲を画定すべきことを示唆しており、「ブロードバンド・アクセス」市場の競争評価を行う場合には、FTTH及び高速ADSLという「高速ブロードバンド・アクセス」という市場を定義して競争評価の対象とすべきことを示唆している。



「ネットワーク外部性とスイッチングコストの経済分析」

(CR 06-05 2005年12月公表)

田中 辰雄 C P R C 客員研究員・
慶應義塾大学経済学部助教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

本研究は、先に公表した「ネットワーク外部性の経済分析」において、積み残した問題の一つであるネットワーク外部性とスイッチングコストについて競争政策上の対処策を検討することを目的としたものである。ネットワーク外部性は互換性のあるインターフェースに働くので、そのインターフェースが特定企業の製品と一体化されていると、その企業の独占化傾向が生まれ、競争は阻害され得る。スイッチングコストが競争に及ぼす効果については一概には言い難いが、傾向としてはシェアを固定化して競争を減殺する。

本研究では、OS・IP電話・ルータの3製品について、①ネットワーク外部性とスイッチングコストの計量的手法による測定→②技術革新との比較→③競争政策の発動の可能性の検討というアプローチを用いて検証している。その結果、OSについてはネットワーク外部性とスイッチングコストはいずれも大きく、技術革新でこれに対抗することは難しい。すなわちネットワーク外部性とスイッチングコストは、個々

の企業努力では越えられない参入障壁を作り出しており、このままでは競争は期待できないことが分かった。

一方、IP電話では、ネットワーク外部性とスイッチングコストはいずれも検出されたものの、その大きさは小さく、技術革新などの企業努力で十分対抗できる程度の大きさとどまった。ルータの場合、ネットワーク外部性は検出されず、スイッチングコストは存在してはいるものの、やはり技術革新などの企業努力で対抗できる程度にとどまった。したがって、IP電話とルータについては、市場に任せたままでも、競争が継続することを期待できることが分かった。

本研究では上記のアプローチがネットワーク外部性とスイッチングコストがあるときの競争政策の分析として有用であり、ネットワーク外部性もスイッチングコストも重要なのはその大きさであり、競争を阻害する（参入を不可能にする）のに十分な大きさであれば、競争政策の発動を考えるべきであるとしている。

「ブロードバンド・サービスの競争実態に関する調査」

(CR 01-04 2004年2月公表)

田中 辰雄 C P R C客員研究員・
慶應義塾大学経済学部助教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

本研究は、インターネットへのブロードバンド・アクセス（以下「ブロードバンド・サービス」という。）市場における競争政策上の問題や課題を考えるに当たっての基礎的資料とするため、ブロードバンド・サービス市場における競争の実態について、規模の経済、ネットワーク外部性及びスイッチングコストの三つの視点を踏まえて検証するとともに、ブロードバンド3回線（ADSL、FTTH及びCATVインターネット）の市場間競争の実態についても検証している。

本研究では参入の可能性が競争にとって最も重要であると考え、参入を阻害する要因として、上記の3点を取り上げている。

第一に、規模の経済性について、大きな規模の経済が存在すると、理論的には参入が困難となって独占又は寡占が成立しやすい。本研究では、ADSL個別企業の財務データから生産関数を推定することで、規模の経済の検証を行っている。結果として規模の経済性はほとんどないことが示された。

第二に、ネットワーク外部性について、ネットワークに参加するユーザーの数が増えるとネットワークの価値が上がる。このとき、相互接続が不完全であると、一つのネットワークが一方的にユーザーを増やして独占となる傾向がある。本研究では、アンケート調査でユーザーがIP電話についてネットワーク外部性を意識しているかを尋ね、この調査結果を利用して、ネットワーク外部性が働いているかどうかを推定している。結果として、ネットワーク外部性は意識されているものの、IP電話サービスは始まったばかりということもあり、現状ではそれほど大きな効果は持っていないという結果が得られている。

第三に、スイッチングコストが存在すると既存ユーザーは乗り換えにくくなるため、ライバル企業あるいは新規参入企業がコストの削減や優れたアイデアのサービスを出してもユーザーを奪いにくくなり、競争圧力は低下する。本研究では、アンケート調査で直接スイッチングコストを尋ねるとともに、スイッチングコストが消費者の行動に影響を与えているかどうかを調

べている。その結果、スイッチングコストは、確かに存在しており、消費者の行動に多少影響を与えているという結果を得ている。

市場間競争について、市場間競争による競争圧力が十分に働いていれば、個別市場が独占でも市場支配力は生じない。本研究では、ブロードバンド3回線（ADSL、FTTH及びCATVインターネット）の市場については、ヒアリング結果なども加味すると、市場間競争はある程度起こっており、異なる市場とはいいいにくいとの暫定的な結論を得ている。

以上を踏まえ、ブロードバンド・サービス市場における競争の実態について、規模の経済性もネットワーク外部性も弱く、市場間競争もかなり働いていることから、幾つかの留保を置いた上で、参入阻害要因や市場間競争の観点から独占禁止法に基づく反競争的行為の監視・排除を超えた措置を今以上に採る必要はないとの評価を行っている。一つ目の留保はIP電話のネットワーク外部性について、IP電話のユーザー数が少ないために顕在化していないが、今後ユーザー数が増えるにつれてネットワーク外部性が強く働く可能性がある。二つ目の留保は、ブロードバンド・サービス市場が競争的なのは主としてADSLであり、FTTHは専らADSLとの市

場間競争にさらされて価格を下げているが、ADSLには技術的な壁があるため、FTTHの速度でのみ円滑な利用が可能となるコンテンツやサービスが増えていくと、FTTHとADSLとの市場間競争が将来も有効に働くとは思えないことである。

競争政策の実務への経済分析の活用を示すことを目的に行われた共同研究

競争政策で使う経済分析ハンドブック
ーCPRCハンドブックシリーズNo.1ー

第1章 序論

第2章 談合の経済分析

第3章 参入モデル

第4章 企業結合規制分析の基礎知識と展開

第5章 産業組織論への実験経済学アプローチ：
リーニエンシー制度の実験例

「ネットワーク外部性の経済分析

～外部性下での競争政策についての一案～」

(CR 01-03 2003年9月公表)

田中 辰雄 C P R C 客員研究員・
慶應義塾大学経済学部助教授ほか
(肩書は当時のもの。)

(概要)

ネットワーク外部性とは、通常、ある財のユーザー数が増えるほど、個々のユーザーがその財から受ける効用が増加する現象と定義される。供給の側に規模の経済が強く働くときは独占が生まれやすいのと同様に、需要の側でも規模の経済が強いと独占が生まれやすい。このことは、ネットワークの外部性を使った winner-takes-all (一人勝ち) 現象としてよく知られることになった。このネットワーク外部性による独占を問題視して、競争回復のための何らかの措置を発動せよという意見がある一方、競争当局の介入はかえって技術革新の効率性を阻害するという反対論も強い。実際、マイクロソフト裁判は、このことが話題に上った初のケースと考えられるが、そこでの議論は大きく分かれた。

本研究では、ネットワーク外部性がある場合の対処策として、次のような4段階(ステップ)のアプローチを提示し、このアプローチを表計算ソフト、ワープロソフト及びルータに適用した暫定的な結果を紹介している。ネットワーク外部性が働くケースについて、ネットワーク外部性による独占化の力と技術革新の力が綱引きをしており、どちらが優勢であるかを見極める

必要があるところ、本研究においては、どちらが優勢かを判断するに当たって計量経済学的アプローチを採り、反競争的行為がなくても、独占自体が経済厚生上からみて望ましいか否かという判断を行っている。

【本研究のアプローチ】

- ① 第0ステップ：調査の引き金
圧倒的に高いシェア(あるいは高い利益率)を安定して維持しており、かつ製品特性からみてネットワーク外部性が働き得る市場を発見する。この2条件に当てはまるとき、ネットワーク外部性による独占が生じている可能性があり、次の第1ステップに進む。
- ② 第1ステップ：ネットワーク外部性の実証
ネットワーク外部性の大きさを測定し、それが技術革新で対抗できないほど大きいかどうかを検討する。もし、ネットワーク外部性が技術革新でも対抗し得ないほど大きいときは、次の第2ステップに進む。
- ③ 第2ステップ：独占の弊害の有無
独占の結果として、技術革新の停滞あるいは価格の高止まりが起きていないかどうかを調べる。もし独占の弊害ありとなれば、次の第3ステップに進む。
- ④ 第3ステップ：構造的措置の効果と副作用

の検討

インターフェースのオープン化と部門分割が競争回復のために必要となる措置であるが、それぞれについて期待される効果が現れるか、またかえって技術革新を阻害するという副作用がどれくらいあるかを検討する。効果が期待でき、かつ副作用がそれほど大きくなければ、経済的にみて構造的な措置を採ることが合理的となる。

【本研究のアプローチを試行的に適用した結果】

○ 表計算ソフト

ネットワーク外部性が見いだされ、かつ、

その大きさが技術革新を上回るほど大きかった。また独占の弊害も発生している証拠がある。すなわち第1ステップ、第2ステップを通過し、第3ステップにまで達した。

○ ワードプロソフト

ネットワーク外部性がはっきりと実証できなかった。

○ ルータ

ルータではネットワーク外部性が実証できたものの、その大きさは技術革新で対抗できる程度にとどまった。

歴代事務局長コラム～3

CPRCの思い出

平成17年6月～平成19年6月までCPRC事務局長として、センターの様々な活動に関わってきました。着任時は、CPRC設立から丸2年が経過したところで、鈴木所長、小島次長及び横田前事務局長（いずれも当時）ほかCPRCの事務局の皆さんの多大な御尽力により、共同研究を中心に、各種のセミナー（公開セミナー、BBL等）等から成るCPRCの活動の基本的な形が整ってきた頃でした。事務局長としての2年間は、この基盤に立って、継続的に着実にセンターの成果を発信し、その実現のために少しでも貢献できればとの思いで活動してきました。

CPRC事務局長在任時は、私のカレンダーは金曜日を中心に回っていました。毎週金曜日の午後には皆さん御承知のとおり、様々なCPRCの行事が開催されていますが、午前中は、所長、次長、主任研究官及びCPRC事務局との打合せに充てられており、CPRCの活動について様々な報告、決定が行われています。そういうわけで、事務局長は、昔も今も、金曜日は息の抜けない日になるわけですが、これも、CPRCの活動に御理解をいただき、貴重なお時間を割いてくださり、また、お知恵を授けていただいた歴代の所長、主任研究官の御協力の賜物です。この場を借りて感謝申し上げます。また、CPRCの研究活動や行事の充実のためには、予算の獲得とその効率的な執行が肝要ですが、特に、国際シンポジウムの開催については、予算や共催者の確保等で色々と苦労したこと、CPRC事務局員を含め経済調査室員総動員で運営に当たったことなど今となっては良い思い出です。

（元CPRC事務局長・現審査局第一上席審査専門官 佐久間 正哉）



競争政策研究センター客員研究員

京都大学大学院法学研究科教授

川濱 昇

競争政策研究センターに期待すること

－法学と経済学の協働への視点

1 はじめに

競争政策研究センターは、その設立以来、外部の研究者や実務家と公正取引委員会の職員との共同研究を中心に機能的・持続的な協働の場として大きな役割を果たしてきた。法学と経済学、実務家の共同研究はこれまでも数多く行われてきた。しかし、それらは特定の課題に向けられた散発的なものであり、成果や経験が組織的に継承されていくものではなかった。競争政策研究センターは、設立段階の目的に掲げられているように「足元の施策実施に役立てるという観点のもとより、中長期的観点から独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的な基礎を強化する」ことを目指したものであり、実際、その共同研究の成果や経

験が競争政策研究センターにおいて蓄積されてきた。本稿では、競争政策研究センターの活動を法学と経済学の共同作業という観点から捉え、法学からみたその役割を評価し、今後の期待を述べる。競争政策研究センターの活動は、各種政府規制の競争評価・制度見直しなどの競争アドボカシーや個別産業ごとの競争状況の把握など広義の競争政策にも貢献しているが、ここでは独占禁止法運用への貢献に焦点を合わせる。

2 独占禁止法学と経済学の関係－近時の世界的潮流

独占禁止法（競争法）はその違法性要件に経済的な評価を伴う基準が入っていることから、経済学と無関係に法の運用を行うことはできな

いことになるはずである。我が国でも、法学と経済学の共同作業の必要性が双方から強く主張され出してから既に40年近くたつ。しかしながら、このような共同作業が20世紀の間はなかなか進展しなかったことも否定できない。もちろん、経済法学者や実務家の中に経済分析を重視しようとする論者もいたし、経済学者の中で競争政策の具体的課題について実践的な提言を重視する論者もいた。しかしながら、独占禁止法に関わる法学者、法実務家に、経済学に関わる共通の理解があったとは言い難い。また、経済分析の利用を忌避する論者も少なからずいた。何よりも独占禁止法運用の場において経済分析が明示的に参照される例も少なかった。

もっとも、競争当局に多数のエコノミストが採用され、競争法の解釈・運用に経済分析が利用され、さらに経済的専門家証言を通じた事実認定や経済分析に依拠した法形成を行ってきたのは20世紀の間は米国だけだったとも言える。しかしながら、この十年ほどの間に競争法の運用に経済分析を重視する傾向はEUで顕著になり、それを通じて世界中を席卷するようになった。

1999年から2004年まで欧州委員会の競争総局担当委員であったモンティ委員はかつて「EU競争法の経済的解釈を発展させることが私の就任時の主たる目的の一つであった」と述懐している¹。その就任の年に公表された現

¹ Mario Monti, "EU competition policy after May 2004", at Fordham Annual Conference on International Antitrust Law and Policy (New York, 24 October 2003) available at http://E.Uropa.EU/rapid/press-release_SPEECH-03-489_en.htm

代化ルールホワイトペーパーは経済学に依拠したルール作りを志向したものであり、さらに主任エコノミスト制度の導入により経済分析を明示的に活用する方向へ舵を切った。また、欧州第一審裁判所が2002年に合併に関する委員会決定3件を相次いで経済的推論の欠如を理由として取り消した²ことも大きな意味を持った。これは、競争総局が経済分析を重視することを必然的にしたのみならず、決定を争う当事者にとっても経済分析を利用することの有益性を知らしめることになった。EU競争法における経済分析重視の傾向は直ちに加盟国の競争法の在り方にも影響を与えた。欧米がともに経済分析を重視するようになったことは、ICNなどによる交流を通じて世界に広がった。世界の競争法コミュニティにおける議論の在り方はこの十年間に大きな変化を遂げたのである。

このような変化は偶然によるところもあろうが、次のような需要サイドと供給サイドの理由が考えられる。従来、経済規制における競争法のプレゼンスが高かったのは米国とドイツぐらいであったが、規制緩和・規制改革、グローバル化の中で競争法の守備範囲が格段に広まった。そのような守備範囲の広まりに対応してその規制の合理的な根拠を整合的に示す必要が求められてきた。経済分析は、そのような要請への応答の試みである。これが、需要サイドの理由と言えよう。さらに、この時期には、理論的

² Case T-342/99, *Airtours v Commission*, [2002] ECR 11-2585; Case T-310/01, *Schneider Electric v Commission*, [2002] ECR 11-4071; Case T-5/02, *Tetra Laval v Commission*, [2002] ECR 11-4381.

産業組織論や新実証的産業組織論の発展により、より事例スペシフィックに経済分析を示すことが可能になった時期でもあった。このように、需要サイドの要求に対応できる準備が供給サイドにも備わった時期だったのである。

3 我が国の状況と競争政策研究センターの意義

競争政策研究センターは、正にこの激変が始まろうとしている時期に設立された。この時期にセンターが設立されたことは非常に重要な意味を持つ。我が国では、EUと違って独占禁止法の運用に経済分析を利用することを要請する外部からの圧力はなかった。また、合併事件がもっぱら非公式に処理されるだけだったこともあって、経済分析を当事者が利用する例は乏しかった。そもそも、当事者が利用しようとしたところで、経済分析に依拠した主張が審決や訴訟の場でどれほどの意味を持つかも判然としなかった。このような状況では、法律家が経済分析を理解しようというインセンティブは乏しいままであり、独占禁止法に関わる経済分析に関する共通理解がない限りはそれは改善しそうもないという、卵が先か鶏が先かの問題が続くところであった。世界的な競争法激変の時期に、公正取引委員会はICNの日本大会の開催など国際的な潮流に積極的に対応していたが、法律家の経済分析への無理解が続くならば、我が国の競争法コミュニティには大げさに言えばガラパゴス化の危険性さえあった。競争政策研究センターの活動は、この危険を回避する上で重要な働きをしたと考える。

競争政策研究センターの多くの報告書やDP

(ディスカッション・ペーパー)、ハンドブックはその領域で独占禁止法問題を考えるときの経済的分析の手引きとなり、公開セミナーなどを通じて広く競争政策に関係する人々に経済的な考察方法を伝えてきた。さらに、共同研究、セミナー、ワークショップを通じた経済学者、法学者、実務家の交流は競争政策の経済的な基礎付けについての共通理解の成立に向けて貢献してきたように思われる。

4 独占禁止法運用と経済学の役割の再考：競争政策研究センターに期待されるもの

独占禁止法と経済学の関係について、法律家の一部にある種の先入観らしきものがみられる。その一つとして挙げられるのが、経済学を要証事実について答えを与えてくれる特別な専門的知見としてのみ捉える見方である。これは、それ自体としては誤りではないが、経済学の持つ価値を過小評価することになる。具体例をもって説明しよう。米国の2010年水平合併ガイドラインは、UPPや合併シミュレーションなど計量経済学を駆使した評価手法その他の経済的証拠を市場支配力分析に利用できることを明言した。我が国では、これを経済的手法の導入の是非という形で捉える法律家も多い。しかし、これまで採られてきた手法は経済学と無関係だったのかというと決してそうではない。合併が違法となるのは、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」か否か、換言すればそれが市場支配力の形成・強化等をもたらすか否かによって決せられる。これは、それを裏付ける様々な間接証拠から経済的な経験則を通じて判断せざるを得ない。例えば、論

者が合併当事企業の合計シェアと集中度から判断できると仮に考えていたとするなら、それは集中度と市場支配力についての経験的な事実を受け入れた上で判断していることになるのである。そのような立場から推定則を確立したことで有名な米国の最高裁判例（United States v. Philadelphia National Bank, 374 U.S. 321 (1963)）は、多くの経験的研究に依拠したものであった。集中度と市場支配力についての基準の信奉者がそのような経験的研究に依拠しているのか孫引き的知識に依拠しているのかは分からないが、それは本来何らかの経験的若しくは理論的な根拠に支えられるべきものである。現在の我が国の企業結合ガイドラインは、同質財に係る単独行動、差別化された財による単独行動、協調行動の3類型に分けて、競争の実質的制限がもたらされる作用機序を明らかにしている。そのような作用機序は市場の在り方や企業の行動様式についての理論的な基礎に基づいているのである。要するに、「誰の知的影響も受けていないと信じている実務家でさえ、誰かしら過去の経済学者の奴隷であるのが通例」（ケインズ著・間宮陽介訳（岩波文庫）『雇用、利子及び貨幣の一般理論（下）』194頁）なのである。経済学的な前提を明示しないまま、自己流経済学を前提に議論を進めている例も少なからず見受けられる。

必要な経済学的素養には様々なレベルがある。基礎的な経済学的素養を持つ観察者であれば容易に判断できるような行為類型もあれば（California Dental Ass'n v. FTC 526 U.S. 756 (1999)）、高度な専門的知見が必要

な類型もある。前者であれ、後者であれ、それを的確に評価するには、それらの問題を扱う法律家が信頼に足る経済学的経験則を有していることが必要である。

なお、経済学専門の方に誤解のないように付言しておく、ここで法律家が経験則と呼ぶものは、理論の裏付けのない rule of thumb としての経験則ではない。証拠から証明すべき事実を導くための論理的、理論的をも含む全ての法則的知識のことである。そのような法則的知識が独占禁止法を運用するコミュニティにおいて共有されることが、法的意思決定の健全化にとって不可欠なのである。目新しいテクニックに幻惑されてそれに飛びついたりいたずらに反発するのではなく、それが関連性、信頼性、頑健性を持つのがどのような場合であるかを評価できる経済的コモンセンスが重要なのである³。競争政策研究センターの活動は、コモンセンスの涵養に重要な貢献をしてきた。

ところで、独占禁止法の運用においては、個々の案件を処理する際の司法事実のレベルにおいて経済学的経験則を与えるものとして経済学が重要なのであるが、かかる個別事件での経済学による経験則の提供は、規範形成のための立法事実（規範形成根拠事実）に直結するところも重要である。例えば、ある事件で特定の行為類型が競争の実質的制限をもたらすか否かが問題

³ 米国では、専門家証言についてその許容性をめぐって Daubert 基準による吟味があるが、反トラスト訴訟では Gary Becker や Robert E.Hall らのような著名な経済学者の証言が信頼性がないとして許容されなかった例がある。なお、訴訟における専門家の利用にかかわる問題については杉山悦子『民事訴訟と専門家』（有斐閣 2007）を参照。

となったでしょう。その場合、経済学の知見によってその有無が認定されたとする。このような経験の積み重ねで、特定の行為類型が反競争効果を持つと一般的に予想されるための必要条件が明らかになり、適切な行為準則を作ることが可能になる。この意味での経済学ないし経済学的経験則も重要である⁴。例えば、新井組事件最高裁判決（最判平24・2・20，民集66巻2号796頁）が原審を破棄したのは、拘束力をもって有効に機能する共同行為（基本合意）の存在それ自体が、競争を実質的に制限するものであることを推認し得るという経験則に依拠したものと言い得るが⁵，これは妥当な経済的経験則に基づいた規範定立と考えられる。逆に原審は、自己流経済分析によったものと言えよう。

法文上の行為要件に該当するものが、いかなる形で「一定の取引分野における競争の実質的制限」や「公正な競争を阻害するおそれ」をもたらすのかは必ずしも明確ではない。具体的な競争ルールの内容を明確にしなければ厳格なエンフォースメントは困難である。個別事例の積み重ねを通じた明確化は重要であるが、違反事例の数及び重大さからどうしてもカルテルに偏在しており、先例によるルールの明確化には限界がある。1980年の独占禁止法研究会報告書「流通系列化に関する独占禁止法上の取扱い」以来、様々な公的報告書、ガイドラインを通じて、規制内容が明確にされてきた。特に、20

04年の「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」が2007年の改正を経て、経済分析に基礎を置いた内容となっている。上述したように、経済分析に基礎を置いた法運用は世界的な潮流であり、規制の根拠を示す上でも重要である。欧米ではガイドライン策定過程で経済分析を中心とするワーキングペーパーやDPが作成されることも稀ではない。これまで競争政策研究センターがそれらの作業を直接的にも間接的も行ったことはないが、今後はその面での活動も期待したい。

5 結び

最初に述べたように、世界の競争法コミュニティでは経済分析が盛んに利用されている。また、競争政策に関わる経済分析は理論的、実証的に法律家には接近困難に見えるほど膨大かつ高度なものとなっている。このような成果に圧倒されてか、標準的経済学の前提とする合理的選択モデルとは乖離した行動経済学の進展に依拠して経済分析を峻拒するような対応をとる法律家も存在するようである。しかし、行動経済学は経済学の否定ではなくその豊富化である⁶。競争政策研究センターの活動は先端的な経済学的研究に法学者や実務家が継続的に関与することで、様々に発展していく経済的経験則の共有することに貢献してきたが、今後ますますその役割に期待したい。

⁴ このような形での規範形成と立法事実との関係を訴訟法の観点から解明したものとして、原竹裕『裁判による法創造と事実審理』（弘文堂 2000）133-141頁，277-327頁参照。

⁵ 古田孝夫「時の判例 本件解説」ジュリ1448号89頁，94頁参照。

⁶ この点については、川濱昇「行動経済学の規範的意義」（亀本洋ほか編著『現代法の変容』（有斐閣 近刊）所収）を参照。



一橋大学イノベーション研究センター教授

長岡 貞男

競争政策研究センターでのイノベーション研究の経験と

今後への提言

1. 競争政策研究センターでの経験

筆者は、2004 年から 2008 年の間、競争政策研究センターの主任客員研究員として、イノベーションに関連した分野における研究を行う機会を得た。三つの共同研究プロジェクト（技術標準、ライセンス及びイノベーション市場）を、法学者と経済学者、理論分析と実証分析、学者と実務家の協力を得ながら実施する機会に恵まれた。どの程度こうした分野間協力のシナジーを実現することとなったかは、プロジェクトの報告書の読者に判断を委ねたいが、プロジェクトを実施したメンバーとしては、学ぶことの多い大変有益な機会であった。こうした機会を頂いたことを、CPRC事務局及び鈴木興太郎研究センター長（当時）にまず、感謝を申

上げたい。

以下では、三つのプロジェクトを振り返り、今後の研究をされる方の参考に供したい。また次の節で、競争政策研究センターの今後の課題について提言させていただきたい。

1.1 技術標準への競争政策についての研究

技術標準についての研究が最初の研究である。インターネットなど情報通信技術の発展によって標準技術がイノベーションに果たす役割が拡大していること、特許が存在する技術が標準として選択されるようになってきたために、技術標準に係る必須特許の権利行使が大きな影響を市場に与えるようになっており、またそれを効率的にライセンスする仕組みの探求が重要になっていたことが研究の動機である。

必須特許を保有する全ての企業が一つのプールを結成できるかどうかという、コアリション・フォーメーションの問題が存在し、その応用事例としても理論的にも興味深い。研究には、経済学者の青木玲子先生、法学者の山根裕子先生及び和久井理子先生に御参加をいただいた。また、若手の研究者や大学院生にも参加をいただき、研究成果は、2005年10月に『技術標準と競争政策-コンソーシアム型技術標準に焦点を当てて-』という報告書にまとめることができた。

この研究では、公正取引委員会の協力を得て、米国司法省及びEUのDGIVの競争政策当局を訪問し、標準に係る必須特許の権利行使（特にホールドアップ問題）、そしてパテント・プールへの独占禁止法の適用の基本的な考え方についてのヒアリング調査も行うことができた。欧州委員会では技術移転ガイドライン（2004）が公表され、プールについての新しい考え方が打ち出された直後であった。こうしたヒアリングにおいて、欧米独禁当局では、経済学者（エコノミスト）と法律家がグループになって対応してくれたので、経済学者と法学者の共同プロジェクトでは大変都合が良かった。このプロジェクトでは、DVD、MPEG2、3G、DRAMについての事例研究も行った。

上記の報告書では、(1)日本においても、プールの構造に着目した競争政策の運用（特に、特許の補完性・代替性及びバイパスの自由、特許の必須性あるいは補完性の評価を客観的に行うための制度的なメカニズムの確立）が重要であること、(2)技術標準に係る必須特許の束のライセンス条件が、標準間競争が存在し、また標準のユーザーが投資を行う前にコミットされることは、競争政策上も歓迎されるべきであること等を提言させていただいている。

同年（2005年）6月に公正取引委員会は「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を公表したが、これも上記(1)の考え方を採用している。報告書が直接影響を与えたものではないと考えられるが、本研究プロジェクトと同時に検討が進んでいた公正取引委員会で上記ガイドラインを担当しておられた方との意見交換ができたのも有益であった。また、後者の提言(2)については、その後、IEEEの2007年の特許政策における“Letters of assurance”¹の採用、米国の司法省のビジネス・レビュー・レターにおけるその肯定的な評価からしても、先駆的な提言となった。

1.2 知的財産権のマルチパーティー・ライセンスについての研究

二番目の研究プロジェクトは、クロス・ライセンスなど、ライセンス契約の制限的条項によって行動が制約される可能性がある企業が複数以上存在する契約（マルチパーティー・ライセンス契約と報告書では呼んでいる）についての研究を行った。このようなライセンス契約では、企業行動に相互に制約を課すことで競争を制限する、あるいはライセンシー間の外部性を利用して市場競争を制限することができる可能性があり、単独のライセンス契約よりも競争政策上重要である。市場で支配的な企業とその多数のOEM企業（ライセンシー）との間の不爭契約あるいは無償のクロス・ライセンス契約が独占禁止法上の係争事件にもなってきたことが研究に取り組んだ動機であった。

本研究においても法学者の和久井理子先生

¹ Letter of Assurance とは、保証の書簡と訳され、必須特許のライセンス条件に関する声明書のことである。ロイヤルティの上限（無償の場合も含む）について記載することが可能である。IEEE（＝Institute of Electrical and Electronic Engineers：米国電気学会、電気・電子分野における世界最大の学会）に属する企業及び個人が標準に関する必須特許を保有している際には、当該書簡を IEEE に対して標準の採択時点より事前に提出する。

及び伊藤隆史先生と共同で取り組んだ。研究では Intel 事件などを含めて、この分野での米国の判例分析を行うとともに、有価証券報告書に開示されている契約のデータベースを構築し日本企業のクロス・ライセンス契約の実態を分析した点が新しい。報告書は、『マルチパーティー・ライセンスと競争政策』(2006 年 12 月)として公表されている。

報告書では、提言として、(1)ライセンス契約の分析に当たっては、制約の双務性、契約の市場全体における位置付けに着目した競争政策の運用が重要であること、(2)独占的な企業による OEM 企業とのライセンス契約において、ライセンサー間の競争(潜在的なものを含めて)は各ライセンシーにとって公共財としての性格を持っており、こうした競争を保護する誘因は弱く、したがってこうした市場では、排他的な取引、排他的なグランドバックなどが独占化の戦略として利用されないように適切な規制をしていく必要があることなどを指摘している。

1.3. イノベーション市場の研究

三つ目の研究プロジェクトは、イノベーション市場に関する研究(innovation market)である。イノベーション競争とは米国独占禁止法の文脈では研究開発競争(race to the market)を意味しており、イノベーション市場とは研究開発競争が行われる市場を指す。製品市場を既に独占している企業が研究開発専業企業を買収することによって研究開発も独占するケースなど、製品市場の競争に注目したアプローチのみでは効果的に対処できない場合もあることが、本市場に注目する理由である。米国の独禁当局は合併規制において合併のイノベーションへの影響を根拠の一つにした介入を頻繁に行うようになっている。DOJとFTCがチャレンジし

た合併において、イノベーションへの悪影響が指摘されたケースの割合は、1990 年代の前半(1990-1994)には3%にすぎなかったのが、2000 年代初頭(2000-2003)では38%に大きく上昇し、最近では研究開発が重要な産業(医薬品、ソフトウェア、化学、国防など)では合併のイノベーション効果にほぼ必ず言及している(Gilbert(2007))。日本ではイノベーション市場の考え方は採用されていないが、それがどのような付加価値を競争政策にもたらす可能性があるか、また研究開発をそもそもどの程度把握して政策を運用しているのかについて実証的な知見を得ることが動機であった。

本研究でも、経済学者の青木玲子先生、法学者の和久井理子先生及び伊藤隆史先生、及び経営学者の真保智行先生の参加を得た。研究では、米国を中心として合併審査実務の把握を試み、特に、研究開発への悪影響が DOJ/FTC 等によって合併効果として指摘されたケースの分類とその分析を行うとともに、どのような情報を収集し分析を行っているかを調べるために、欧米独禁当局を訪問してインタビュー調査を行った。また、米国におけるイノベーション競争と合併の法理論の展開のサーベイを行い、さらに特許のマイクロデータを利用した合併のイノベーション効果のケース調査を行っている。

その結果、米国の独禁当局が合併による研究開発への悪影響について言及した事例は最近では全体の約4分の1にもなっているが、そのほとんどは、研究開発と製造販売の両方への悪影響に言及がなされているものであり、多くの場合、研究開発への影響について詳細な分析はされていないことなどが分かった。さらに、本研究では特許のマイクロデータ分析によって、

合併後に共同研究がどの程度発生するか、またそれが研究者の異動や統合後の時間とどのように関係しているかなど、合併のシナジー効果などについて、具体的な検証を行うことが可能であることを示した。報告書は、『イノベーション競争と独禁政策：合併規制に焦点を合わせて』（2009年3月）として発刊されている。

研究開発競争と研究開発パフォーマンスの関係は当該研究開発成果の専有可能性などにも強く依存し、合併効果の分析にはケースの特徴をよく把握した構造的な分析が必要であるが、米国においても、そのための手法や実務が確立されてきたとは言い難い。このような状況の中、イノベーション競争の実態の研究の蓄積が今後行われていくことがまず重要であると提言させていただいた。

2. 競争政策研究センターの今後への提言

まず、競争政策研究センターは非常に有意義な機能を果たしてきたと考えられる。経済政策が政策効果の客観的な判断に基づいて実施され、経済実態の変化、また政策効果の評価に基づいて、政策の改善が持続的になされていくことは、競争政策に限らず非常に重要である。こうした『サイエンス』に基づく政策が実施されるメカニズムを具体的に構築していくには、行政官等の実務家と学者が交流し、また、経済学者と法学者が交流し、共同で研究に取り組む場が重要である。競争政策研究センターはそうした場として有用な機能を果たしてきたと考えられ、今後の一層の発展が期待される。

今後に向かっての、より実務的な提言もさせていただきたい。

第一に、競争政策研究センター自体の内部スタッフの強化である。我々のプロジェクトでは、基本的には外部の大学等の研究者が研究を限られた時間で行った。より本格的な研究をタイム

リーに実施していくには、研究能力のある内部スタッフの充実が必要であろう。

第二に、競争政策の影響分析を行えるデータの体系的蓄積である。例えば、合併規制等の政策の検証を行うには、合併後の企業を含む産業界の動向についてのデータが不可欠である。競争政策研究センターが、そのようなデータを体系的に蓄積する機能を持つことは、センターの研究拠点としての魅力を高め、また競争政策の企画を行っていく上でも重要である。

第三に、海外への発信機能の強化である。現在、大半の研究成果は日本語でのみ公表されており、今後英文での研究成果の公表が望まれる。プロジェクトベースでの、外国の学者の参加も今後の重要な課題であろう。

参考文献

- 『技術標準と競争政策-コンソーシアム型技術標準に焦点を当て-』，2005年10月，公正取引委員会競争政策研究センター
- 『マルチパーティー・ライセンスと競争政策』，2006年12月，公正取引委員会競争政策研究センター
- 『イノベーション競争と独禁政策：合併規制に焦点を合わせて』2009年3月，公正取引委員会競争政策研究センター
- Gilbert, J. Richard (2007), "Competition and innovation", UC Berkeley Working Paper
- (http://elsa.berkeley.edu/users/gilbert/wp/competition_and_innovation.pdf)

CPRCの公開イベント①—国際シンポジウム

公正取引委員会競争政策研究センター第9回国際シンポジウム

「カルテル・談合の経済分析と独占禁止法」（概要）

- 1 日時：平成24年3月9日（金）13:30～17:20
- 2 会場：国際連合大学本部施設「ウ・タント国際会議場」（3階）

<プログラム>

【オープニング】

13:30～13:40 竹島一彦 公正取引委員会委員長

【第1部】基調講演

13:40～14:20 テーマ：“Detection of Collusion in Auction Markets”
オークション市場における共謀の摘発
講演者：ロバート・ポーター ノースウェスタン大学経済学部教授

14:20～15:00 テーマ：“Better Antitrust Enforcement Against Cartels: What Can We Learn from Economic Research?”
カルテルに対するより良い競争法の執行—経済学研究から学べることは何か？
講演者：カイ-ウーヴェ・キューン 欧州委員会競争総局チーフエコノミスト・ミシガン大学経済学部教授

15:00～15:30 テーマ：カルテル規制における経済学の活用：我が国における現状と課題
講演者：大橋弘 CPRC主任研究官・東京大学大学院経済学研究科准教授

【休憩】15:30～15:50



【第2部】パネル・ディスカッション

モデレーター：小田切宏之 公正取引委員会委員

15:50～16:50 パネリスト：

ロバート・ポーター教授

カイ-ウーヴェ・キューン教授

大橋弘准教授

コメンテーター：

宮川裕光 ジョーンズ・デイ法律事務所弁護士

16:50～17:20 フロア・ディスカッション

【クロージング】

17:20 荒井弘毅 CPRC次長

<講演者等の略歴>

○ロバート・ポーター

ミネソタ大学、ニューヨーク州立大学ストーニブルック校を経て、1987年からノースウェスタン大学経済学部教授。

○カイ・ウーヴェ・キューン

オックスフォード大学ナフィールド・カレッジ、プリンストン大学を経て、ミシガン大学経済学部教授。欧州委員会競争総局チーフエコノミスト。

○大橋 弘

2007年から東京大学大学院経済学研究科准教授。公正取引委員会CPRC主任研究官。

○小田切 宏之

2012年3月まで公正取引委員会CPRC所長・成城大学社会イノベーション学部教授。2012年3月から公正取引委員会委員。

○宮川 裕光

1996年に弁護士登録。2005年にニューヨーク州弁護士登録。2010年からジョーンズ・デイ法律事務所パートナー。

(注) 講演者等の肩書は、全て本シンポジウム開催時のものである。

「Detection of Collusion in Auction Markets」

（オークション市場における共謀の摘発）

ノースウェスタン大学経済学部教授 ロバート・ポーター

1 オークションの機能について

本講演のテーマは、オークション市場における共謀である。昨今、オークション市場の重要性が高まり、オークション取引が重要になってきている。オークション市場では、入札を通じて買手（売手）が売手（買手）に価格を提示していくが、オークションの重要な機能が2点ある。一つは価格の発見、すなわち入札を通じて売手は買手がどれぐらい支払ってくれるのかを知ることである。もう一つの機能として、どういう人がこの財を買ってくれるのかを見いだすこと、すなわち「最適な財の買手は誰か」ということを知ることである。

これらはオークションがうまく機能しているときには当てはまるが、談合が行われている場合のようにオークションがうまく機能していないときには当てはまらない。例えば、競り上げ入札において談合が行われれば、売手は損失を被りやすく、不利になる。そうすると、売手は「価格はこれでよいのか、誰が入札してくれるのかよく分からない。入札が行われていても談合なのかどうか、適正な価格になっているかどうか分からない。」と考えてしまう。談合が行われると、競り上げ入札のプロセスそのものが破壊されてしまい、うまく機能せず、競り上げ入札による適正な価格の発見や最適な財の買手の発見と

いう結果を享受できない。

2 談合に関する問題点について

談合について、五つの問題に焦点を合わせ議論してみたい。

第一に、競争当局や発注機関による談合の発見についてである。

第二に、談合の合意は短期的には可能であっても、長期的に談合を維持し続けることは難しいという点である。談合組織のメンバーが抜け駆け的に値下げをしたり、背信行為等を行ったりすることもあるため、談合を維持していくためには適切なインセンティブが必要となる。

第三に、新規参入によって談合組織が崩壊してしまう可能性がある。新規参入者が入札で低い価格を付けてくると、談合が台無しになってしまい、意図していた利益が取れなくなる。

第四に、談合組織のメンバー同士でも利害関係が異なるので、談合を維持していくためには、メンバー全員の利害をどのように調整していくかということが問題となる。

第五に、市場環境がダイナミックに変わったときに、談合組織がそうした変化に対応するのは難しい。このような状況の変化が談合発見の手掛かりとなることもある。

3 談合の発見について

談合は秘密裏に行われるため発見することが難しい。しかし、談合組織の不満分子が当局に密告して談合の発見につながることもある。元従業員が密告することもあり得る。ここでいってくるのがリニエンシープログラムである。日本のほか、現在多くの国々で導入されている。談合を報告するリニエンシープログラムは、米国の場合、最初に当局に報告した者だけが、刑の免除を受けることができる。リニエンシープログラムによって、談合を早く発見し、つぶすことが可能となる。

談合組織の中で談合を維持し、メンバー間の関係を良好に保っていくためには、コミュニケーションの果たす役割が重要となる。メンバー間で貸し借りが行われるのもメンバー間の利害を調整しようという意図があるからである。他方、貸し借りが行われると、後で証拠として残るといった問題がある。実際、Archer Daniels Midland 社が関与したリジン及びクエン酸に関するカルテル事件では、貸し借りの事実が証拠となって違反行為が認定された。

談合組織は、一見競争しているように見せかけるため、本命とされた事業者以外の談合組織のメンバーに受注するつもりがない物件の入札にも参加させることがある。

ニューヨーク州のロングアイランドで、司法省が高速道路の舗装談合を幾つも摘発した。司法省が談合組織メンバーの電話を盗聴したところ、どういう方法で入札するか、どういうデータを使って誰が幾らで入札するかについて話し合いが行われていた。このような話し合いの内容から司法省は談合が行われている可能性が高いとして摘発した。

私はこの事例について、談合組織に属していない入札参加者もいたので、入札参加企業を談合組織に属している事業者と属していない事業者に分けて、それぞれの入札価格について事後的分析を行った。

分析の結果、談合組織に属さない入札参加者の入札価格は、コスト、生産能力及び稼働率に見合ったものであった。また、談合組織に属する入札参加者の中で最も低い入札価格は、談合組織のメンバーの中で最もコストの低い企業から提示された可能性があるという分析結果が出た。しかし、談合組織のメンバーの中で2番目から4番目に低い入札価格は、コスト、生産能力及び稼働率に見合ったものではないという特性がみられた。もちろん、この事例では、メンバー間の価格に関する事前のやり取りが直接的かつ決定的な証拠の一つになったが、価格の分析による発見の方法は、談合以外の事例にも適用できると考えられる。

これに関連して、価格の分散の状況から談合を発見するということも考えられる。談合を行っていない入札参加者の入札価格は分散が大きいのに対して、談合を行っている入札参加者の入札価格は分散があまりみられないという特徴があるからである。

私が行った、オハイオ州における学校の牛乳配達の入札談合の研究では、一般に学校に配達する牛乳の価格は工場から学校までの距離が近いと運搬コストが安いので低くなるという特徴があるところ、談合組織に属する入札参加者は、工場から遠い学校ほど低い価格で、逆に工場から近い学校ほど高い価格で入札していた。これに対して、談合組織に属さない入札参加者の入札価格は、逆の価格

設定となっていたので、談合組織に属する入札参加者の行動は不自然なものであることが分かった。

4 裏切りについて

密かな価格の切り下げや裏切りが行われていないか。談合を維持していくためには、談合から離脱しないためのインセンティブが必要になる。単に談合の合意があるだけでは談合を維持していくことは難しく、裏切らないインセンティブが必要である。

この点は入札制度によって異なる。例えば、イングリッシュ・オークション¹では、落札予定者と落札予定価格を談合組織のメンバー同士で事前に話し合いを行うことにより、落札予定者が落札し、最終的な支払価格を安くすることによって利潤を分け与えることが可能となるので談合に加わる事業者に裏切らないインセンティブが生まれる。

また、第2位価格封印入札²では、裏切ったことが後で報告され、裏切った場合には報復されることが分かっているため談合が維持される。

周波数オークション等の同時オークション³においても、同じようなメカニズムによって談合が行われ、維持される。米国においては、地域ごとにオークションが同時に行われるため業者は参加する地域を変更できるが、ある地域で逸脱行為をした業者は、ほかの地域でも報復を受けることとなる。同時オークションの場合は対象となる商品が多いため、報復の範囲が大きくなる。

¹低い価格から入札参加者が互いに競って入札額を上げていき、最高価格を提示した者が落札する方式をいう。

²最高価格を提示した入札参加者が、2番目に高い入札価格で落札する方式をいう。

³複数の商品を同時にオークションにかける方式をいう。

5 参入について

カルテル・談合によって談合参加者が高い利潤を得ていると、オークションへの新規参入が生じる。この参入を制限するための様々な方法がある。例えば、オークションへの参加は国内業者に限るという要件があれば参入を制限する効果がある。あるいは、非合法的な制裁、犯罪組織に支配されている業界では非金銭的な脅威が参入を抑止することもある。略奪的価格設定も参入を防ぐ効果がある。また、オイル又はガスの採掘権のように情報が重要な要素となっている場合は、情報の非対称性も参入を制限する効果を発揮する。

6 市場環境の変化への対応について

談合が行われていても市場環境は刻々と変わっていく。談合組織は、市場環境の変化に応じてルールの見直しを行う必要があり、談合組織が市場環境の変化にうまく対応できなかったことが談合発見の端緒となることがある。



「Better Antitrust Enforcement Against Cartels : What Can We Learn from Economic Research？」

（カルテルに対するより良い競争法の執行—経済学研究から学べることは何か？）

カイ-ウーヴェ・キューン 欧州委員会競争総局チーフエコノミスト・ミシガン大学経済学部教授

1 カルテルとコミュニケーションについて

カルテルを行い、続けていく上では「コミュニケーション」の果たす役割が非常に重要である。この点については、経済学の研究でも実証されており、カルテルにおけるコミュニケーションの果たす役割を知ることは、カルテル対策として有効なことである。また、カルテルから離脱するインセンティブを与えることも有効で、この点はリニエンシー制度の導入や制裁金の算定にいかされている。

カルテルには二つのインセンティブが伴う。

一つは短期的なカルテル離脱のインセンティブであり、もう一つは、低価格で入札して競争事業者を出し抜いて市場シェアを上げるインセンティブである。もっとも、短期的には低価格で入札し受注することで良い結果を得ても、将来的には悪い結果になることもある。

コミュニケーションはカルテルを安定させるための手助けとなり、カルテルが一旦安定すると、特にコミュニケーションを行わなくてもカルテルが続く。

一方、カルテルが成立して、安定状態に達すると、他社がどうやっているかということ

が分かりにくくなり、カルテルを維持するのが難しくなるため、カルテルのメンバー同士でコミュニケーションを行い、お互いどう行動するのかを知る必要が生じる。

カルテルはコミュニケーションを通じて形成されるとすると、コミュニケーションの存在によってカルテルを発見することができる場合もある。

どういうタイプのコミュニケーションが行われているとカルテルが成立しやすいかについて研究がある。研究によれば、カルテルの逸脱者に対してどのような制裁を行うかについてのコミュニケーションが行われている場合、非常に高い確率でカルテルが成立し、維持されること、他方、価格設定のみコミュニケーションが行われている場合は、カルテルの成立・維持が難しくなることが分かった。

次に、カルテルを逸脱した人に対して、どのような対応を採るかという研究がある。カルテルの逸脱に対して、口頭での制裁を行うこと、また、カルテルの逸脱者に対して謝罪させたり弁解させたりすることで、将来における協力を確保することにより、お互いにカルテルを維持していくことがカルテルの安

定という観点から重要であることが分かった。

このようにコミュニケーションはカルテルを形成・維持するに当たって共通の認識を確立するのに不可欠である。

2 カルテルの摘発とカルテルの立証

事業者がカルテルを行わないインセンティブを与えることが重要で、このために摘発率を上げることが重要なポイントとなる。カルテルの摘発に当たっての問題点として、一つはカルテルが秘密裏に行われているので摘発は困難であり、実際にカルテルが起こったという物的証拠がない場合に、状況証拠だけでは摘発が難しいことが挙げられる。また、制裁金額について、カルテルによって得られる利潤と制裁金のバランスを取らないとカルテルの抑止につながらないため、制裁金額の多寡も問題となる。さらに、経済学的証拠を使って摘発したものについて、どのような方法でカルテルを立証できるのかという点も重要となる。

3 リニエンシー制度について

現在、世界中でリニエンシー制度が導入されている。リニエンシー制度には幾つかの目的があり、その一つとしてカルテルを行うことのインセンティブを下げさせることがある。これは、カルテルの安定性を弱める効果もある。カルテルから逸脱することによって制裁金を払わなくて済むというのは、カルテルから離脱する大きなインセンティブにな

る。

リニエンシー制度の問題点としては、結束が強固なカルテルを見逃さない制度設計になっているかということがある。リニエンシー制度の効果の一つとして、カルテルを立証する確率の向上が挙げられる。リニエンシー申請者は当局に対して、カルテルに関する全ての証拠を提供する必要がある、証拠の量・質が向上することによって、カルテルを立証する確率を上げることができる。

米国では、リニエンシー制度の導入前後で、カルテルの摘発件数に差が出ているが、リニエンシー制度がどの程度の効果を発揮しているかを分析するのは非常に難しい。実験ではリニエンシー制度の下でも見付けるのが難しいカルテルが存在することが分かっている。

4 カルテル調査における経済学的証拠の活用について

昨今の研究により次のような考え方が出てきた。「リニエンシーを本当に有効に機能させるために、もっと職権探知ができないか。それを可能とする端緒がほかにないか。」ということである。そのため、欧州委員会では、経済学的な証拠を端緒として活用することが検討されている。業界に特有の事情を基にカルテルの有無を判断するというものである。

もっとも、経済学的な証拠を端緒として用いるに当たって、幾つかの注意も必要である。価格の上昇がみられても、これは企業の生産

能力の限界まで稼働率も上がったことによるものである場合もあり、コスト要因を考慮せずに、価格の上昇のみをカルテルの証拠として立証することはできないという問題がある。

欧州委員会で問題となっているのは、「カルテルが行われているようにみえても、十分な証拠がない、あるいは既存の証拠だけでは分からない。」という場合である。例えば当局が調査を行っても、組織的に資料を破棄したり、コンピュータからデータを消去したりしている場合もあり、証拠が残っていない。このような状況では、補完的な証拠が必要となる。このような場合、経済的なデータを用いてカルテルを立証することができないかと考えている。

例えばリニエンシー申請を行った2社から経済的なデータに係る証拠が提出された場合、そのデータをみて、2社以外の競合他社が同時期に同じ水準で価格を引き上げていると「2社だけではなく、ほかの会社も価格を上げていた。」という強力な証拠となる。

また、ある地域でA社が売り、もう一方の地域でB社が売るという市場分割カルテルの立証に際して文書の証拠がない場合に、カルテルが行われていたと疑われる地域以外の地域におけるA社とB社の価格設定の状況について調査し、カルテルが行われていたと疑われる地域との間に有意な差があることをもって市場分割カルテルが行われていたことを立証するといったことが考えられる。

5 制裁金について

欧州委員会では制裁金の額の高低について活発な議論が行われており、カルテルの抑止に制裁金の水準が適切かどうか問題になる。ある弁護士は「制裁金はカルテルから得られた利益と関係なくなっているのではないか。」と言っており、金額が適切か否かは大きな問題になっている。

カルテルに参加した企業が二度とカルテルを行わないようにするには、制裁金が高すぎるというのはいいことかもしれない。もっとも、一般的に企業がもう二度と繰り返さないレベルとして適切なのかは、はっきりしない。逆に、例えば業界全体でカルテルを行っていたときに、首謀者に対する制裁金が低ければカルテルの抑止につながらない。

複数の市場で大手の企業が行動している場合、全体的な利益に対して制裁金の金額が小さければ痛みは少ない。欧州委員会では、個人的な責任をもっと問うべきなのかということや、リニエンシー制度と個人の責任を連携させて考えるべきなのかということが議論されている。



「Role of Economics Cartel Enforcement: Where we stand and were to go in Japan」(カルテル規制における経済学の活用：我が国における現状と課題)

大橋弘 CPRC主任研究官・東京大学大学院経済学研究科准教授

1 リニエンシー制度の導入と経済学の活用について

我が国のカルテル規制における経済学の活用の現状と課題についてお話しさせていただきます。

2011年に我が国は総額3億6000万USドルの課徴金を課しており、東アジアの中でもそれなりの地位を占めている。また、2005年から2009年にかけて我が国におけるカルテル規制の現状をみると、カルテルに比べ入札談合の件数がやや多めに推移している。もう一つの傾向として、1社当たりの課徴金額が年を追うごとに積み上がっており、特に2007～2008年においては4～5倍の大きさで増えている。1社当たりの課徴金の額が増えたということは、大型のカルテル事件が摘発されたことを意味し、それはリニエンシー制度の影響が大きいのではないか。2006年の導入当初、リニエンシー制度がどれだけ使われるのか我が国ではかなり疑問視されていたと思うが、実際には申請件数は相当増えている状況にある。

他方、リニエンシー制度が成功していることをもってカルテル規制における経済学の役割がやや後退したのではないかとこの見方もある。具体的に2点挙げるとすれば、企業がカルテルを認めて自白をしているために、経済学を用いた摘発や立証の必要性がかな

り減退しているのではないかという点と、企業がリニエンシー制度に非常に敏感に反応しているということを所与とすれば、カルテルの探知において経済学の活用はそれほど重要ではなく、リニエンシー申請を待っていればいいのではないかという点だと思われる。

2 不当な取引制限における経済学の活用について

一般的に不当な取引制限は当然違法とされている。それは意思の連絡、相互拘束が認められるだけではなくて、価格等を左右するような、一定の取引分野における競争を実質的に制限する効果が認められて、初めて不当な取引制限が違法とされる。競争が実質的に制限されていることを示す必要がある点で、不当な取引制限の立証において経済学の一定の役割が期待できるのではないか。つまり、カルテル時の市場価格はカルテルがなければ付いたであろう競争価格を上回っているため、競争価格であるかどうかを判断する上で経済分析は有用なツールであり、なおかつカルテルによる損害額の算定においても、重要な役割を果たし得る。

課徴金の算定率は製造業、小売業、卸売業など産業別に分かれており、また中小企業、大企業という規模によって異なる。例えば製

造業における大企業では、課徴金算定率は10%であり、この10%にカルテルの実行期間における売上高を掛けたものが課徴金の額である。課徴金の算定方法は簡便で分かりやすいが、カルテルに係る売上額をどう決めるかによって、誰にどれだけの課徴金が課せられるかが異なるため、現実の損害と課徴金額に関して齟齬が生じ得る。特に国際カルテルにおいて、例えば2008年のマリノースカルテルでは、排除措置命令はイタリア、英国等の国際カルテルに参加している事業者に対して出されたが、課徴金納付命令は我が国所在の需要家が発注する商品に係る売上高をベースに課せられている。海外事業者は我が国の市場に参入しない、つまり市場分割のカルテルを結ぶことにより我が国における価格をつり上げることが可能になったという意味で、海外の事業者に対して課徴金が課せられてもおかしくないと考えられるが、我が国の現行の課徴金制度では、我が国において売上げはなく、売上高がない以上課徴金が課されない。

もう一つは2009年のテレビ用ブラウン管カルテルで、我が国所在のブラウン管テレビの製造業者が発注したものに係る売上高をベースに課徴金が課せられた。我が国所在のブラウン管テレビ業者が発注したものは、必ずしも我が国の最終需要家が直接に購入したものに限らず、海外の需要家が本件課徴金の算定対象となるブラウン管テレビの多くを購入していた可能性がある。つまり我が国の需要家が競争の実質的制限に直面していない売上げに対しても課徴金が課されている可能性がある。

3 課徴金制度の在り方について

グローバル化の進展により、企業が国境を越えてビジネスをする中で、カルテル規制における課徴金の在り方を考える必要があるのではないかと思う。特に課徴金は制裁の側面があるとしても、原則として当該違法行為によって生じた損害あるいは不当利得の大きさを踏まえて決められるべきもので、制裁の側面については、本来不当利得に応じて比例的に課せられるべきだが、先ほどの二つの例で考えると、グローバル化と課徴金制度、特に算定方法の在り方にやや齟齬が生じてきているように思われる。

本来課徴金の算定は、もっと柔軟、可塑的であるべきだし、損害の大きさに応じて課されるべきものであって、本来あるべき姿が簡便性を理由に犠牲にされるのが好ましいことなのか。可塑性を担保するという意味で、経済学の知見の貢献できる部分は大きいのではないか。実際に違法行為によってどれだけ損害が生じたのかを算定することは、正に経済学が果たし得る役割の一つである。

課徴金額をどう考えるかは、企業にとって重要な問題であり、取り分け、ある国の競争当局から課徴金が課されると、他の競争当局からも同様に課徴金を課されるのではないかという点が問題となる。制裁の側面は各国で調整しないと、多重に積み上がる可能性がある。一つの行為に関して、幾つかの国から課徴金が課されると、企業の負担はかなり重くなり、経済学的にみても、場合によると過重な抑止力が働くことが懸念される。

4 訴訟における経済学の活用について

我が国では、訴訟において経済学が目立った貢献をしていない。経済学を活用した例として、塩化ビニル樹脂向けのもディファイヤー事件がしばしば取り上げられる。ここでは、被審人がカルテルの存在したとされる期間においても価格が上昇しにくい傾向があることを回帰分析で証明し、当該市場ではカルテルによって価格が上昇しにくいことを示したものの、価格上昇につながるかどうかは競争の実質的制限の判断とは直接つながるものではないと判示されたものである。実際に競争の実質的制限をどう判断するのか。競争への弊害がみられる場合、いかに経済学と法学の議論をすり合わせていくかが重要である。

5 経済学の重要性のアドボカシーについて

海外の研究で、基礎的な経済学の研修を受けた裁判官の判断は被審人側からも合理的に受け取られるため、経済学の研修を受けた裁判官の判断が上訴・抗告される確率は、研修を受けなかった場合と比較して有意に低いといわれている。今後、カルテル規制における経済学の活用を考えていく上では、競争当局である公正取引委員会が経済学の重要性を他の行政部局や裁判所にも訴えていく姿勢が、非常に重要になる。

違法行為により現実に生じた損害と、実際の制裁の重さが比例していることが、法運用における予見可能性を高めていくことにつながる。経済学はそのような方向性に寄与し得る。一部から「経済分析は非常に数学的で分かりづらい」と言われることが多い

が、数学を使わなくても経済学の考え方は直感的に議論が可能である。経済分析を競争政策実務に取り入れて、それを訴訟を始め様々な場面で活用することが望まれる。そのためには、経済分析を行うことに関して競争当局がある一定の方向性を示すことが効果的である。実際に当局がどのように経済分析を取り扱うかが分からないと企業側も経済分析を行うことに躊躇してしまうだろう。そのような意味では、公正取引委員会が果たす役割は大きく、ガイドライン等を通じて対外的に明確にメッセージを発していく必要がある。そのことによって、我が国における経済分析の質の向上や人材の育成にもつながるだろう。経済分析をカルテル規制にいかすことは、今後の我が国の競争政策を考えていく上で象徴的な出発点になる。



競争政策研究センター（CPRC）第29回公開セミナー

「企業再生への国家の関与と競争政策」（概要）

- 1 日時：平成24年5月18日（金）15：00～17：00
- 2 会場：公正取引委員会大会議室（11階）

1 富山和彦代表取締役 CEO¹ の 講演概要

(1) 産業再生機構の設立と役割

本日は、2003年から2007年の間、私が産業再生機構のCOOとして企業再生に携わった経験を基に話をさせてもらう。産業再生機構は株式会社産業再生機構法に基づき、時限的（2003年から2007年）な組織として設立された。産業再生機構の中心メンバーは、法律学者の高木新二郎弁護士、斉藤惇現東京証券取引所社長及び私であった。

通常、経済政策において国が市場に関与する場合、マクロ政策としての金融政策や市場環境の整備が対象であり、個別の企業の救済については市場メカニズムや司法制度の枠内で対応していくのが基本であって、個別の企業の救済に直接関与する産業再生機構は例外的な仕組みである。しかしながら、2002年から2003年当時、日本の金融システムはシステミックリスクに直面しており、特に国際金融取引を行っている我が国の金融

機関は、ジャパンプレミアムと言って、上乗せ金利を支払わなければ海外市場で資金調達することができない状況であった。このような状況下において、経営不振企業の破綻処理をスムーズに行うことは非常に重要な意味を持っていた。

企業の破綻処理の過程において、産業再生機構として二つやらなければならないことがあった。一つ目は、過剰債務の圧縮である。本来、価値が50億円しかない企業が100億円の債務を抱えている場合、当該企業の株式を仮に0円で受け取ったとしても、受け取った企業は50億円の負債を抱えることになる。これでは売買が生じない。そこで、100億円の債務を50億円に圧縮する必要がある。本来、こうした役割を担うのは裁判所であるが、我が国では裁判所を利用して経営不振企業が市場から退出するコストは高いため、産業再生機構が社会的コストを最小限にしつつ経営不振企業の債務圧縮を行うという役割を担う必要があった。

二つ目は、過剰債務に陥っている経営不振企業の資産の価格査定を行った上で、民間企業に売却していくことである。しかしながら、民間企業がこうした企業を買収する場合、リスクの高い資産を買収することになり、リスクマネー

¹ 富山代表取締役 CEO は、株式会社コーポレート・ディレクション代表取締役社長及び株式会社産業再生機構代表取締役専務兼最高執行責任者（COO）を歴任し、数々の企業再生に携わった後、現在は株式会社経営共創基盤（IGPI）代表取締役 CEO として企業再生のスペシャリストとして御活躍されている。

が潤沢に動く状況でなければ買手は現れない。過剰債務に陥っている経営不振企業を買収しようと海外の投資ファンドが盛んに来た時期があったが、当時、我が国では投資ファンドに対するアレルギーがあったことから、産業再生機構がリスクマネーを出して、一旦当該企業を買収し、ある程度状況が落ち着いてから民間企業に売却するという役割を担う必要があった。

したがって、当時の産業再生機構の役割は、機能不全に陥っていた企業の再編淘汰を促す市場機能の補完であったと考えている。今日、産業再生機構の活動を総括する際、産業再生機構が市場機能を補っていたという点については意外と検証されていない。

市場メカニズムの下では、競争を通じて生産性の低い企業が市場から退出し、より生産性の高い企業が市場に残ることによって、経済全体の生産性が上がっていく。これが市場メカニズムの根幹である。生産性の低い企業を無理に経済社会の中に存続させておくと経済成長を阻害する。一方、このような考えに対抗する理論が19～20世紀に出てきた計画経済である。計画経済が良いのか市場経済が良いのかと言えば、市場経済が良いに決まっているが、市場経済も万能ではなく、一定の確率、一定の頻度で市場の失敗が起きる。市場の失敗に対して補完する役割を果たすのが政府であるが、政府も万能ではないという点に注意が必要である。

(2) カネボウの破綻処理のケース

産業再生機構の初期の大型案件であるカネボウのケースについて、カネボウは企業として破綻していたが、化粧品事業は競争上優位な立場

にあった。しかしながら、他の企業がカネボウの化粧品事業を買収したくても、化粧品事業自体に株価が付いていないため、化粧品事業の値付けは、相対取引や限られた企業に対してオークションを行うというリミテッドオークションを実施するしかなかった。この場合、当該事業の値付けは、公開された株式市場が証明することにならないため、カネボウの債権者や株主からすると、本当に公正な値付けが行われたか確認することができない。本来であれば裁判所に会社更生手続開始の申立てを行えば良いが、経営者、労働者、債権者及び株主からすると、ほぼ確実に皆が損するということが分かっているため、裁判所に会社更生手続開始の申立てを行うインセンティブは生じない。カネボウは化粧品事業を花王に売却することを一旦検討するが、このような事情により、市場での売却が難しい状況にあった。そこで産業再生機構としては、カネボウの資産内容を徹底的に精査することにより情報の非対称の解消に努めた。その結果、粉飾事件が発覚した。本来は、市場メカニズムの下でスムーズに経営不振企業の退出や解体が行われるべきであったが、結果的には産業再生機構が経営不振企業の破綻処理に介入することとなった。

産業再生機構が経営不振企業を買収するというのは、税金を使って買収することと同じである。財務省から政府保証を得た上で市場から資金を調達するので、調達金利は短期国債金利という0.0何%程度の低金利である。ノーリスクで調達した資金を経営不振企業の買収という最もリスクの高い分野に投資するというのは、明らかに市場メカニズムをゆがめる行為である。例

えば海外の投資ファンドの場合、このような買収は利回り20～30%で資金を調達し、ハイリスクハイリターンで行っている。カネボウのケースでは、企業として競争に勝ち残った花王が、化粧品事業では競争に負けていないものの企業としては競争に負けたカネボウを買収するチャンスがあった。産業再生機構がカネボウの破綻処理に関与する場合には、花王にもカネボウを買収するチャンスを与えなければならないというのが我々の考えであった。

産業再生機構が経営不振企業の再生に関与する場合、産業再生機構は一旦経営不振企業の株式を取得する。それから、当該企業の株式をオークションで売却し、様々な企業に不良債権を含めて買収する機会を与える。カネボウのケースでもこうした方法が採られた結果、花王がカネボウを買収した。

(3) 経営不振企業の再生への国の関与と市場淘汰機能の阻害

産業再生機構の序盤である2002年頃の案件は、先ほど申し上げたとおり、システミックリスクが非常に大きくなっていた時期であったため、リスクマネーが全く動かず、産業再生機構は様々な経営不振企業を実質国有化し破綻処理を行った。しかしながら、2004年の後半頃になると、状況が変わり金融市場は相当落ち着いてきた。国際金融市場における我が国の金融機関の信用も回復し、経営不振企業の破綻処理に産業再生機構が関与するという噂が出ると、出資を希望する企業が多数出てくる状況になっていた。この段階になると、我々の役割は、リスクマネーを供給する機能というよりは、その前

段階として経営不振企業の資産内容を明らかにし、債務圧縮を行うという役割に変化していた。

一方、産業界からは、市場での競争でやっと勝ったと思ったら、国が支援することによって負けたはずの企業が復活してくるというのは、市場淘汰機能を阻害するのではないかという懸念が示されるようになった。

この辺りはデリケートな問題であるが、私自身の考えとしては、公的資金を用いて国が経営不振企業の再生に関わる場合、一定の限られた条件及び環境の下で市場機能を補完するのが国の役割であると自覚することが重要であると思っている。

2007年6月に産業再生機構は解散し、その後、企業再生支援機構などの産業再生機構の後継組織ができていますが、こうした組織は非常にデリケートでリスクがあることに注意しなければならない。こうした組織は、少しやり方を間違えると、市場が本来持っている市場淘汰機能という重要な機能を阻害する。特に我が国の場合は、経営不振企業の救済を巡っては、競争原理とは異なる弱者を救済するという社会政策的な要素が入り混じって議論されることがある。特に地方に行けば行くほどこの傾向が強い。

(4) 企業再生支援機構-日本航空のケース-

企業再生支援機構は、産業再生機構が解散した後に、どちらかといえば地方の経営不振企業を再生することを目的として発足した機構である。2009年当時、日本航空は営業キャッシュフローがマイナスとなり、このままでは銀行から新たに資金を調達することができず運航停止に陥る状況にあった。このため、企業再生支援

機構は、裁判所を利用した法的整理で日本航空の債務圧縮を行い、政府保証で3500億円の資金を調達することにより、日本航空の再生に関与することになった。

日本航空の再生を巡っては、そもそも国が公的資金を投入して救済する必要があったのかという議論がある。日本航空の破綻処理の1年前にリーマンショックが起き、アメリカではゼネラルモーターズが莫大な費用で国有化されて再生するという我が国の産業再生機構型の処理がなされた。当時のアメリカは大変なシステムリスクが生じていたが、日本航空の破綻処理の時点では、アメリカのような深刻なシステムリスクは生じていなかった。こうした状況下で日本航空に特殊性が認められるとすれば、それは公共性である。日本航空は、空の公共交通機関として、国内線の半分前後、国際線の4割弱程度を運航しており、その運航を維持する必要があったと言える。

2009年当時の日本航空は、公的資金が投入されなければ破綻する状況にあったところ、当時の政府は、ナショナルフラッグキャリアである日本航空の破綻は国の信用問題に関わるので、企業再生支援機構を通じて再生するという決定を行った。競争政策の観点からすると、日本航空への公的資金の投入は、何ら公的支援を受けていない競争事業者である全日空との間で競争上のゆがみを生じさせた。日本航空のケースは、国がどこまで関与すべきであったかなど、今後、競争政策の観点からも検証していかなければならないケースである。

(5) 最後に

裁判所で経営不振企業の法的整理が行われれば、市場淘汰の原則が貫徹されると勘違いしている人が多いが、これは明らかに間違いであり、経営不振企業は清算されて初めて市場淘汰の原則が貫徹されると言える。

市場において淘汰される企業が淘汰されない状況を防ぐためには、まずはオークションを行って買手を見付けることである。買手が見付からない場合は、破産手続を開始し、経営不振企業の資産や設備を廃棄させていく必要がある。こうしないと永久に過剰供給構造は解消されず、過剰供給構造が解消されないと生産性が高い新しい産業への人材のシフトは起きず、結果的に経済全体が発展しない。

競争政策の分野は法と経済学との交流が進んでいるが、倒産法制の分野は経済学の考え方が浸透していないため、今後、経済学の観点から研究が行われていくべきである。



☆ディスカッション・ペーパー 一覧

公表時期	テーマ
2012.11	需要関数の推定—CPRCハンドブックシリーズ No.3—
2012.10	欧州の電気通信分野におけるSMP規制の分析と評価
2012. 4	グラントバック条項に関する経済分析
2012. 3	米国反トラスト法における買手事業者間の共同行為規制 —買手独占理論を素材として—
2011.10	Durable Goods Price Cycles: Theory and Evidence from the Textbook Market
2011. 9	Competition Policy in Japan: An Economic and Legal Introduction with Illustrative Cases
2011. 9	E U競争法における競争制限の解釈
2011. 7	The Impact of Mergers on Profits, Share Value, Innovation, and Product Prices in Japan in the 2000s
2011. 5	Ex-post Examination of Business Combination: Impacts on Retail Prices
2011. 4	The Effects of Non-assertion of Patents Provisions — R&D Incentives in Vertical Relationships—
2011. 1	Territorial Restrictions and Consumer Welfare in a Mixed Oligopoly: The Japanese Gas Supply Market
2010. 4	非ハードコアカルテルの実証経済分析—X会事件—
2009.10	参入障壁の法と経済学
2009. 9	ビジネス旅客の需要から見たモード間競争—九州新幹線開業に伴う航空・鉄道・バスの競合状況について—
2009. 9	日本の国鉄改革に関する検証
2009. 8	An Empirical Investigation of the Toho.Subaru Antitrust Case: A Merger Case in the Japanese Movie Theater Market
2009. 8	Research and Analysis on Bid-Rigging Mechanisms
2009. 8	排他的取引契約の理論的進展
2009. 6	小売業における競争と消費者厚生 of 計測
2009. 5	小宮隆太郎教授へのインタビュー：八幡、富士両製鉄の合併事件の回顧と評価を中心として

2009. 3	A Note on the Necessity of Rules for Misleading Representation: Experimental Evidence
2009. 2	Ratifiable Collusion and Bidding Systems in Procurement
2008. 6	昭和 52 年独占禁止法改正問題の実像：第一部
2008. 6	Product Development Strategies and Price Dynamics:The Japanese Compact Digital Still Camera Insutry,1997-2005
2008. 5	Coverage Area Expansion, Customer Switching, and Household Profiles in the Japanese Broadband Access Market
2008. 5	The Effectiveness of Competition Policy:in Theory and Practice
2008. 5	経済成長に果たす競争政策と規制改革の役割
2008. 5	The Role of Competition Policy in the Promotion of Economic Growth
2008. 5	The Role of Competition Policy in the Promotion of Economic Growth in Thailand
2007.10	Vertical Integration in the Japanese Movie Industry
2007. 6	差別対価と公正競争阻害性—トーカイ・日本瓦斯事件の法と経済学—
2007. 3	Mergers and Economic Performance: Do Efficiency Gains Justify Horizontal Mergers?
2007. 2	市場画定の基本原理「競争的牽制力」の「視覚化」
2007. 1	Does the Public Sector Make a Significant Contribution to Biomedical Research in Japan? A Detailed Analysis of Government and University Patenting, 1991-2002
2007. 1	An Experimental Study of Procurement Auctions with Leniency Programs
2006. 8	A Simple Simulation Analysis of the Network Industry: The Case of the Japanese Mobile Telecommunications Market
2006. 7	The Turnover of Market Leaders in Japanese Manufacturing Industries
2006. 7	Quantitative analysis on competition and productivity
2006. 3	Competition and Regulatory Issues in Network Industries: Case Study Lessons for Japanese Telecoms and Postal Sectors
2006. 1	Fighting Cartels: Economic Analysis and European Union Experiences
2006. 1	Corporate Leniency Programs and the Role of the Antitrust Authority in Detecting Collusion

2005.10	Product Improvement and Technological Tying in a Winner-Take-All Market
2005.10	Competition Policy In Network Industries: An Introduction
2005. 4	The Stability of Market Leadership Positions in Japanese Manufacturing Industries（我が国製造業におけるマーケットリーダーの順位の安定性に関する実証分析）
2004.11	動態的競争が企業利益率に与える影響に関する実証分析
2004.10	株価イベント分析による予測の正確性についての検証
2004. 5	企業結合に関する株価イベント分析
2004. 2	企業結合による価格変化に関する実証分析
2003.12	技術革新を促進する競争政策：マイクロソフト・ケースの先にあるもの
2003.12	競争当局間の協力がもたらす利益
2003.12	彼らの流儀でカルテルを打ち破る方法：カルテルとの戦いにおける情報共有
2003.12	ヨーロッパ競争政策の新展開
2003.12	日本の競争政策における政治経済学：航空産業のケース
2003.12	ネットワーク型公益事業における規制と競争政策
2003.12	競争政策と規制改革：その手段と目的
2003.12	競争，厚生そして競争政策
2003.12	我が国のワープロ市場におけるネットワーク外部性の経済分析
2003.12	我が国のルーター市場におけるネットワーク外部性の経済分析



CPRC 10年の歴史

年・月	主 要 事 項	所 長
2003. 6	・競争政策研究センター（CPRC）発足	鈴木 興太郎
2003.11	・鈴木興太郎 所長就任 ・競争政策研究センター発足記念国際シンポジウム 「競争政策はどう変わるべきか～新たな競争政策の設計を目指して～」 講師：Todd Zywicki 米国連邦取引委員会（FTC）政策企画室長 David Newbery 英ケンブリッジ大学教授 伊藤隆敏 東京大学先端科学技術研究センター教授 Scott.D. Hammond 米国司法省反トラスト局刑事執行部長 Mario Monti 欧州委員会競争政策担当委員 Holger Dieckmann 欧州委員会競争総局国際課 Timothy Bresnahan 米スタンフォード大学教授ほか	
2004. 9	・競争政策研究センターと東京アメリカン・センター共催国際シンポジウム 「競争のグローバル化と競争政策の新たな制度設計」 講師：R・ヒューイト・ペイト 米国司法省反トラスト局長 オールデン・F・アボット 米国連邦取引委員会競争局長補	鈴木 興太郎
2004.11	・第1回公開セミナー「競争の公平性と公共の福祉」 講師：鈴木興太郎 CPRC所長・一橋大学経済研究所教授	
2004.12	・第2回公開セミナー「英国競争政策の現状・課題と日本の競争政策へのインプリケーション」 講師：ロビン・ヤング卿 英国貿易産業省事務次官 クリストファー・クラーク 英国競争委員会副委員長	
2005. 2	・第3回公開セミナー「技術標準と競争政策」 講師：長岡貞男 CPRC 主任客員研究員・一橋大学イノベーション研究センター教授 和久井理子 大阪市立大学大学院法学研究科助教授	
2005. 4	・第4回公開セミナー「独占禁止法はだれがどのようにして作ったのか」 講師：泉水文雄 CPRC 主任客員研究員・神戸大学大学院法学研究科教授 西村暢史 CPRC 客員研究員・富山大学経済学部助教授	鈴木 興太郎
2005. 9	・第5回公開セミナー「ネットワーク外部性と競争政策」 講師：ニコラス・エコノミデス ニューヨーク大学レオナルドスターン校教授 リチャード・ギルバート カリフォルニア大学バークレー校経済学部長兼教授	

2006. 1	・競争政策研究センター，一橋大学 21 世紀COE／RESプログラム，日本経済新聞社共催国際シンポジウム「新しい競争政策の効果的な実践に向けて」 講師・パネリスト： ジョセフ・E.ハリントン Jr. Johns Hopkins 大学経済学部教授 マッシモ・モッタ 欧州大学院経済学部教授 松井彰彦 東京大学大学院経済学研究科教授 柴田愛子 公正取引委員会委員 上杉秋則 公正取引委員会事務総長	
2006. 6	・第6回公開セミナー「競争者排除型行為規制の理論的根拠 - 不公正な取引方法を中心に」 講師：川濱昇 CPRC 主任客員研究員・京都大学大学院法学研究科教授	鈴木 興太郎
2006.10	・第7回公開セミナー「独占禁止法の主要規定の成立と現行法への示唆」 講師：泉水文雄 CPRC 主任客員研究員・神戸大学大学院法学研究科教授	
2007. 1	・第8回公開セミナー「不当廉売・差別対価規制の経済的根拠について」 講師：岡田羊祐 CPRC 主任研究官・一橋大学大学院経済学研究科教授	
2007. 3	・競争政策研究センター，一橋大学 21 世紀COE／RESプログラム，株式会社日本経済新聞社及び財団法人公正取引協会共催国際シンポジウム「M&Aと競争政策」 講師・パネリスト： Robert D.Willig プリンストン大学ウッドローウィルソン校教授 Paul Seabright トウールーズ社会科学大学教授 小田切宏之 一橋大学大学院経済学研究科教授 上杉秋則 前公正取引委員会事務総長 小林利治 株式会社東芝執行役常務法務部長・社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会長	
2007. 5	・第9回公開セミナー「入札談合に関する制度設計のあり方」 講師：柳川範之 CPRC 客員研究員・東京大学大学院経済学研究科准教授	鈴木 興太郎
2007.11	・第10回公開セミナー「国際事案に対する競争法の適用」 講師：松下満雄 成蹊大学大学院法務研究科教授・東京大学名誉教授	
2008. 3	・競争政策研究センター，一橋大学 21 世紀COE／RESプログラム，株式会社日本経済新聞社及び財団法人公正取引協会共催国際シンポジウム「経済成長に果たす競争政策の役割」 講師・パネリスト： Lawrence J.White ニューヨーク大学教授 Marc Ivaldi トウールーズ社会科学大学教授 八代尚弘 国際基督教大学教授 Nipon Poapongsakorn タマサート大学教授	

2008. 3	翁百合 株式会社日本総合研究所理事 ・ 鈴木興太郎 所長退任	
2008. 4	・ 小田切宏之 所長就任	小田切宏之
2008. 5	・ 第 11 回公開セミナー「経済学の知見を競争政策に生かす」 講師：小田切宏之 CPRC 所長・一橋大学大学院経済学研究科教授	
2008.10	・ 第 12 回公開セミナー「中国独占禁止法の執行体制と施行状況」 講師：川島富士雄 名古屋大学大学院国際開発研究科准教授	
2008.10	・ 第 13 回公開セミナー「昭和 52 年独占禁止法改正の実像」 講師：菊地元一 柳田野村法律事務所弁護士 林秀弥 CPRC 主任研究官・名古屋大学大学院法学研究科准教授	
2009. 1	・ 競争政策研究センター，一橋大学経済制度研究センター，株式会社日本経済新聞社及び財団法人公正取引協会共催国際シンポジウム「参与と産業活性化に果たす競争政策の役割」 講師・パネリスト： Dennis W. Carlton シカゴ大学教授 Jose Mat a リスボン新大学教授 安田武彦 東洋大学教授 富山和彦 株式会社経営共創基盤代表取締役 CEO 野原佐和子 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長	
2009. 2	・ 第 14 回公開セミナー「米国金融危機の来し方と行く末」 講師：池尾和人 慶應義塾大学経済学部教授 岩倉正和 西村あさひ法律事務所弁護士	
2009. 2	・ 第 15 回公開セミナー「中国独占禁止法の概要，運用状況等」 講師：趙宏中国商務部独占禁止局副局长 李鐳 中国国家発展改革委員会価格監督検査司司長 董超潔 中国國務院法制弁公室工業交通商事司副司長 辛仁周 中国工業・情報化部産業政策司副司長 楊潔 中国国家工商行政管理総局独占禁止・不正競争禁止執務局処長 夏君麗 中国最高人民法院知的財産権庭裁判長	
2009. 3	・ 第 16 回公開セミナー“Financial Crisis, Regulation and the Future of Competition Law Enforcement”（「金融危機，規制及び今後の競争法執行」） 講師：Frederic Jenny OECD 競争委員会議長・フランス最高裁判事・エッセック大学ビジネススクール教授	

2009. 6	・第 17 回公開セミナー「東アジアの競争法と日本の競争政策への示唆」 講師：稗貴俊文 北海道大学大学院法学研究科教授	小田切 宏之
2009. 7	・第 18 回公開セミナー「独占禁止法審判決の法と経済学」 講師：小田切宏之 CPRC 所長・一橋大学大学院経済学研究科教授 岡田羊祐 CPRC 主任研究官・一橋大学大学院経済学研究科教授 林秀弥 CPRC 主任研究官・名古屋大学大学院法学研究科准教授	
2009.12	・第 19 回公開セミナー「会社法と独占禁止法の交錯」 講師：濱田道代 公正取引委員会委員	
2010. 2	・競争政策研究センター、一橋大学グローバルCOE Hi-Stat、株式会社日本経済新聞社及び財団法人公正取引協会共催国際シンポジウム「東アジア諸国の経済発展における競争政策の役割」 講師・パネリスト： Sang-SE Ung Yi ソウル国立大学経済学部教授 DE Uden Nikomborirak タイ開発調査研究所研究部長 Burton Ong シンガポール国立大学法学部准教授 Xinzhu Zhang 中国社会科学院教授 浦田秀次郎 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授	
2010. 6	・第 20 回公開セミナー「行動経済学が示唆する競争政策に関する試論」 講師：依田高典 京都大学大学院経済学研究科教授	小田切 宏之
2010.10	・第 21 回公開セミナー「公共調達における『競り下げ』の効果」 講師：神取道宏 東京大学大学院経済学研究科教授	
2011. 1	・第 22 回公開セミナー（第 1 回CLEPカンファレンス） 講演者：柴田潤子 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授 大橋弘 東京大学大学院経済学研究科准教授 明城聡 神戸大学大学院経済学研究科准教授 後藤晃 公正取引委員会委員	
2011. 3	・競争政策研究センター・京都大学法学研究科学術創成研究（科研費 19GS0103）及び株式会社日本経済新聞社共催国際シンポジウム「競争法と企業結合規制」 講師・パネリスト： Damien Neven 欧州委員会・ジュネーブ大学教授 小田切宏之 CPRC 所長・成城大学社会イノベーション学部教授 川濱昇 CPRC 客員研究員・京都大学大学院法学研究科教授 御立尚 資株式会社バーストンコンサルティンググループ日本代表 ※第 23 回及び第 24 回公開セミナーは東日本大震災の影響により開催を中止した。	

2011. 6	・第 25 回公開セミナー（先端政策分析セミナー）「競争政策・規制影響分析の発展に向けて」 講師：小田切宏之 CPRC 所長・成城大学社会イノベーション学部教授 笠原宏 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長 パネリスト：丸山達也 京都大学経済研究所准教授 春日教測 近畿大学経営学部准教授	小田切宏之
2011. 6	・第 26 回公開セミナー「企業の提携・部分的結合の経済分析と競争政策」 講師：森田穂高 （豪）ニューサウスウェールズ大学准教授	
2011.10	・第 27 回公開セミナー「中国独占禁止法の運用状況と今後の課題」 講師：時建中 中国政法大学副学長・教授，同大学競争法研究センター主任	
2011.12	・第 28 回公開セミナー「流通市場における買手パワーの競争への影響について」 講師：小島泰友 東京農業大学国際食料情報学部准教授 淵川和彦 大宮法科大学院大学非常勤講師	
2012. 2	・競争政策で使う経済分析ハンドブック - CPRC ハンドブックシリーズ No.1 - 刊行 ・カルテル規制における経済分析の活用 - CPRC ハンドブックシリーズ No.2 - 刊行	
2012. 3	・小田切宏之 所長退任 ・競争政策研究センター及び株式会社日本経済新聞社共催国際シンポジウム「カルテル・談合の経済分析と独占禁止法」 講師・パネリスト： ロバート・ポーター ノースウェスタン大学経済学部教授 カイ・ウーヴェ・キューン 欧州委員会競争総局チーフエコノミスト・ミシガン大学経済学部教授 大橋弘 CPRC 主任研究官・東京大学大学院経済学研究科准教授 宮川裕光 ショーンズ・デイ法律事務所弁護士	岡田羊祐
2012. 4	・岡田羊祐 所長就任	
2012. 5	・第 29 回公開セミナー「企業再生への国家の関与と競争政策」 講師：富山和彦 株式会社経営共創基盤（IGPI）代表取締役 CEO	
2012. 6	・第 30 回公開セミナー「競争法の視点からみた特許紛争 - 欧米の I T 分野における動向を中心として - 」 講師：和久井理子 立教大学法学部特任教授・大阪市立大学大学院法学研究科特別研究員	
2012.11	・第 31 回公開セミナー「特許制度と競争政策について - F T C 知的財産権報告書（2011 年公表）を題材として」	



2013. 2	講師：田村善之 北海道大学大学院法学研究科教授 ・競争政策研究センター及び株式会社日本経済新聞社共催国際シンポジウム「新興国における競争政策の役割」 講師・パネリスト： ギータ・ゴウリ インド競争委員会委員 呉漢洪 中国人民大学産業経済・競争政策研究センター主任，同大学経済学院教授 ビクター・ゴメス ブラジル経済擁護行政委員会チーフエコノミスト・ブラジリア大学経済学部准教授 園部哲史 政策研究大学院大学教授・学長補佐	
---------	---	--

【編集後記】

今回，事務局として本冊子「10年の歩みと今後の課題」の編集やCPRCの過去の研究成果のエッセンスの作成を担当しました。エッセンスを紹介するために改めて報告書を読み返してみると，当時理論的課題として問題提起されていたことが，現在，実務上も問題となって顕在化していることも多いと感じました。ともすれば，これまでの慣行や前例に捉われやすい独占禁止法の運用においても，常に最先端の学術的議論への関心を持ち，絶えず自己変革に努めていくことが求められます。

幸いにして，CPRCの活動では著名な法学者・経済学者の最先端の議論に触れる機会に恵まれています。我々事務局は，研究者と現場の職員との仲介役として議論を深め，報告書等で示された研究の成果を内外に分かりやすく発信することで，CPRCの研究が今後の独占禁止法・競争政策の礎となるようにサポートしていきたいと決意を新たにし，次の10年に取り組んでいきたいと思います。今後とも，CPRCの活動に御関心を向けていただき，是非その成果に御注目ください。

(YandT)





公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

📍 サイトマップ

🔊 音声読み上げ・文字拡大

🌐 ENGLISH

🔍 検索について

検索

公正取引委員会
について

報道発表・広報活動

相談・手続窓口

独占禁止法

下請法

CPRC
(競争政策研究センター)

現在のページ ▶ [トップページ](#) → CPRC



CPRC (競争政策研究センター)



トピックス

📅 イベント [第10回国際シンポジウム「新興国における競争政策の役割」の公演資料を掲載しました。\(2/26\)](#)

▶ [CPRCとは？](#)

▶ [所長ごあいさつ](#)

▶ [共同研究報告書](#)

▶ [ディスカッション・ペーパー](#)

▶ [公開イベント](#)

▶ [内部向けイベント](#)

▶ [リプリント](#)

▶ [各種パンフレット](#)

▶ [関連リンク集](#)

▶ [English Page](#)

🏠 [このページの上へ戻る](#)

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 電話 03-3581-5471 (代表)

▶ [ご利用案内](#)

▶ [関連リンク](#)

▶ [所在地](#)

Copyright © 2013 Japan Fair Trade Commission. All Rights Reserved.

競争政策研究センターの10年の歩みと今後の課題 2013年4月発行

編集/発行 公正取引委員会 競争政策研究センター事務局

(公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室)

〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1

中央合同庁舎第6号館 B棟 16階

TEL: 03-3581-1848

FAX: 03-3581-1945

URL: <http://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>



CPRC

公正取引委員会
競争政策研究センター